

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 9月30日

【中間会計期間】 自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 6月30日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ・ファイナンシャル・コントローラー
(Group Financial Controller)
ピーター・エストリン
(Peter Estlin)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

注 (1) 本書において、文脈上別途解釈される場合を除き、下記の用語は以下の意味を有するものとする。

「パークレイズ・グループ」

パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

「パークレイズ」、「当社」又は「当行」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

「当グループ」及び「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社

「英国」又は「連合王国」

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

(2) その他の用語

「調整後株主帰属利益」

パークレイズ・ピーエルシーの株主に帰属する、税金及び非支配持分帰属利益を控除後の調整後利益。

「収益に対する費用の比率（調整後ベース）」

保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合（当グループ自身の信用度に関連する損益、債務買戻しに係る利益、ブラックロック・インクに対する戦略的投資の売却益、支払保障保険に関する補償金支払のための引当金及び請求管理費（PPI補償）、金利ヘッジ商品の補償引当金及び請求管理費（金利ヘッジ商品に関する補償）、並びにのれんの減損の影響を除いて調整されたもの）。

「調整後総レバレッジ率」

調整後有形資産合計が適格Tier 1 資本合計の何倍に相当するかを示す指標。調整後有形資産合計は、資産合計から、（当グループが法律上強制可能なマスター・ネットリング契約を締結している場合の）デリバティブの取引相手とのネットリング、貸借対照表上の運用資産、デリバティブ負債の決済残高及び現金担保、のれん、並びに無形資産を除いたものである。

「調整後収益」

保険金控除後の収益合計から、当グループ自身の信用度に関連する損益及び債務買戻しに係る利益の影響を除いて調整されたもの。

「調整後営業費用」

営業費用から、支払保障保険に関する補償金支払のための引当金及び請求管理費（PPI補償）、金利ヘッジ商品の補償引当金及び請求管理費（金利ヘッジ商品に関する補償）、並びにのれんの減損を除いて調整されたもの。

「調整後税引前利益」

税引前利益から、当グループ自身の信用度に関連する損益、債務買戻しに係る利益、ブラックロック・インクに対する投資に係る減損及び売却益、支払保障保険に関する補償金支払のための引当金及び請求管理費（PPI補償）、金利ヘッジ商品の補償引当金及び請求管理費（金利ヘッジ商品に関する補償）、のれんの減損、並びに買収及び売却に係る損益の影響を除いて調整されたもの。

「平均リスク調整後資産利益率（調整後ベース）」

調整後税引後利益を、平均リスク調整後資産に対する割合として表したもの。

「収益に対する費用の比率」

保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合。

「営業収益純額に対する費用の比率」

保険金控除後の収益合計から信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額を控除した額に対する営業費用の割合。

「収益」

別段の記載がある場合を除き、保険金控除後の収益合計。

「貸倒比率」

ベースポイントで表記され、貸付金に係る減損費用合計（年換算）を、貸借対照表日現在の顧客及び銀行に対する貸付金総額（償却原価）で除したものを表す。

「純利息マージン」

利息収入純額（年換算額）を、当該事業部門の平均資産及び平均負債の合計で除したものの。

「平均株主資本利益率」

会計期間の税金及び非支配持分控除後利益を、当該会計期間の平均割当株主資本で除して算定される。平均割当株主資本は、平均リスク調整後資産（資本控除調整後、のれん及び無形資産を含む。）の10%として計算される。

「平均リスク調整後資産利益率」

法定ベースの利益を、平均リスク調整後資産に対する割合として表したものの。

「平均有形株主資本利益率」

会計期間の税金及び非支配持分控除後利益を、当該会計期間の平均割当有形株主資本で除して算定される。平均割当有形株主資本は、平均リスク調整後資産（資本控除調整後、のれん及び無形資産を除く。）の10%として計算される。

本書に記載の「ポンド」又は「 \pounds 」は、別段の記載がある場合を除き、英国のスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」又は「p」は英国のペンスを指すものとする。本書において日本人読者のために便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド=152.89円、1ユーロ=130.07円、1アメリカ合衆国ドル=98.56円の為替レート（2013年9月2日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による電信直物相場の対顧客売買仲値）によりなされている。但し、このことは、ポンド建ての金額がかかる為替レートにおいて日本円に換算されていたこと、又は換算することができたはずであったこと、又は換算できることについて、表明するものではない。

本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」は、別段の記載がある場合を除き、アメリカ合衆国ドルを指すものとする。

本書に記載の「ランド」は、別段の記載がある場合を除き、南アフリカ共和国の通貨である南アランドを指すものとする。

本書に記載の「ユーロ」又は「€」は、別段の記載がある場合を除き、欧州連合の通貨であるユーロを指すものとする。

- (3) 本書中の表において計数が四捨五入されている場合には、その合計は計数の総和とは必ずしも一致していないことがある。

(4) 将来の見通し

本書には、当グループの計画の一部並びに将来の財務状況及び業績に関する現段階での目標・見込みに関して、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の第21E条及び1933年米国証券法（その後の改正を含む。）の第27A条が定める「将来の見通し」が記載されている。読者の皆様には、将来の見通しは将来の業績を保証するものではなく、実際の業績は将来の見通しに記載された業績とは大きく異なるおそれがある点に注意されたい。これらの将来の見通しは、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという特徴により識別され、「～するおそれがある」「～するだろう」「しようとしている」「継続する」「狙いとしている」「予期している」「目指している」「予測されている」「見込んでいる」「見積もっている」「企図している」「予定している」「目標としている」「確信している」「達成する」その他同様の意味を持つ表現を使用することがある。将来の見通しの例としては、当グループの将来の財務状態、収益増、資産、減損費用及び引当金、事業戦略、自己資本、レバレッジ及びその他の規制上の比率、配当金の支払い（配当性向を含む。）、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用、Transformプログラムに関連する当初及び改訂後のコミットメント及び目標、デレバレッジに関する行動、設備投資の見積り、将来の業務に関する計画及び目標に関する記述、並びに歴史的事実に基づかないその他の記述等がある。将来の見通しは、将来の事象及び状況に関連するものであるため、その性質上、リスクと不確実性を伴う。かかる将来の事象及び状況は、法制の変更、国際財務報告基準（IFRS）に基づく基準及び解釈の進展、会計上及び規制上の基準の解釈及び適用に関して発展しつつある実務、現在及び将来の法的手続の結果並びに規制上の調査、特定の行為に関する引当金の将来的な水準、政府及び規制当局の政策及び行動、地政学的リスク並びに競争の影響に左右される可能性がある。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがある。かかる要因としては、過去、現在及び将来の会計期間に対して適用される自己資本、レバレッジ及びその他規制上の規則（当グループの将来の体制に関するものを含む。）、英国国内、ユーロ圏及び海外のマクロ経済及び事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利及び外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループの信用格付の変更、1以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、Transformプログラムの実施能力、並びに将来の買収、売却及びその他の戦略的な取引の成功が挙げられる。これらの影響及び要因のうち多数は、当グループの制御が及ばないものである。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当金の支払、並びに資本及びレバレッジ比率は、将来の見通しに記載された計画、目標及び見込みとは大きく異なるおそれがある。

本書において公表される将来の見通しの一切は、公表日現在での見通しを述べたものに過ぎないため、かかる将来の見通しが新しい情報又は将来の事象を踏まえて改訂又は更新されているものとみなしてはならない。パークレイズは、健全性監督機構、金融行為規制機構（FCA）、ロンドン証券取引所（LSE）又は適用法により要求されない限り、それらに関するパークレイズの見込みに変更があった場合又はかかる見通しが根拠としている事象、状況若しくは状態に変化があった場合に、これらを反映して本書に記載されている将来の見通しにつき更新版又は改訂版を公的に発表する義務を負わず、かかる誓約を行わない。

第 1 【本国における法制等の概要】

1．会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

2012年度について当社が2013年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

2012年度について当社が2013年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

2．外国為替管理制度

2012年度について当社が2013年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

3．課税上の取扱い

2012年度について当社が2013年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当グループ(パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ)

	(単位:百万ポンド)				
	2013年6月30日 に終了した半期	2012年6月30日 に終了した半期 (注2)	2011年6月30日 に終了した半期 (注3)	2012年12月31日 に終了した年度 (注2)	2011年12月31日 に終了した年度 (注3)
保険金控除後の 収益合計	15,135	12,617	15,336	24,857	32,382
税引前利益	1,648	716	2,653	650	5,974
税引後利益	1,058	403	1,992	33	4,046
当期包括利益/ (損失)合計	318	(1,129)	1,452	(1,292)	4,840
営業活動からの キャッシュ純額	10,498	30,205	31,364	(14,965)	28,868
投資活動からの キャッシュ純額	(16,629)	(2,151)	(15,465)	(6,778)	(1,912)
財務活動からの キャッシュ純額	(841)	(2,979)	(2,300)	(1,923)	(5,750)
現金及び現金同等物 に係る為替相場の影 響	3,323	(2,428)	(1,583)	(4,111)	(2,933)
現金及び現金同等物 - 期末現在	118,247	172,320	143,416	121,896	149,673
従業員数(注1)	139,900	139,000	146,100	139,200	141,100

	(単位:百万ポンド)				
	2013年6月 30日現在	2012年12月 31日現在 (注2)	2012年6月 30日現在 (注2)	2011年12月 31日現在 (注3)	2011年6月 30日現在 (注3)
非支配持分を除く 株主資本	56,774	57,067	57,414	62,078	59,167
資産合計	1,533,378	1,488,761	1,629,089	1,563,402	1,493,464

(注1) 従業員数には正社員及び有期契約社員数が含まれている。

(注2) 2012年6月30日に終了した半期及び2012年12月31日に終了した年度の数値は、2013年4月16日付けのパークレイズ・ピーエルシーの発表に詳述されているとおり、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の実施、本社の業績の構成要素の各事業部門への再配分、並びに事業部門間のポートフォリオの修正再表示を反映するために修正再表示されている。

(注3) 2011年6月30日に終了した半期及び2011年12月31日に終了した年度の数値は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度中間決算発表(Interim Results Announcement)においては開示されていない。上表に掲載されている2011年6月30日に終了した半期及び2011年12月31日に終了した年度の数値は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年度中間決算発表において開示されたものであり、上記の(注2)で説明されている修正再表示を反映したものではない。

2 【事業の内容】

2013年6月30日に終了した6カ月間において当社の事業の内容に関する重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当行の発行済普通株式資本はすべて、パークレイズ・ピーエルシーが実質所有者としてこれを所有する。また当行に対する議決権は、パークレイズ・ピーエルシーがそのすべてを保有する。パークレイズ・ピーエルシーはパークレイズ・グループの完全持株会社であり、イングランド法に準拠して設立され、2013年6月30日現在、2,342,558,515株（2012年6月30日現在：2,342,558,515株）の当行の発行済普通株式を所有している。パークレイズ・ピーエルシーの登記上の本店は、英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1に所在する。

2013年6月30日に終了した6カ月間においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社に関する重要な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

2013年6月30日現在、当グループが雇用する正社員及び有期契約社員数は全世界で139,900名であった（2012年12月31日現在：139,200名）。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

事業別による業績

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	1,621	1,594	2
手数料収入純額	567	567	-
保険契約に基づく 保険料収入純額	27	39	(31)
その他の(費用)/収益	(2)	1	
収益合計	2,213	2,201	1
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(11)	(17)	
保険金控除後の収益合計	2,202	2,184	1
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(178)	(122)	46
営業収益純額	2,024	2,062	(2)
営業費用(PPI補償引当金及び Transform達成費用を除く)	(1,393)	(1,470)	(5)
PPI補償引当金	(660)	(300)	
Transform達成費用	(27)	-	
営業費用	(2,080)	(1,770)	18
その他の収益純額	28	-	
税引前(損失)/利益	(28)	292	
調整後税引前利益 ¹	632	592	7
調整後株主帰属利益 ^{1、2}	480	424	13

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	1,354億ポンド	1,234億ポンド
顧客預金	1,332億ポンド	1,139億ポンド
資産合計 ³	1,595億ポンド	1,297億ポンド
リスク調整後資産 ³	436億ポンド	360億ポンド
英国当座預金口座数	11.8百万	12.0百万
英国貯蓄預金口座数	16.7百万	15.6百万
英国モーゲージ口座数	983,000	932,000
パークレイズ・ビジネス顧客数	790,000	790,000
支店数	1,577	1,614
90日以上延滞率 - 英国個人ローン	1.3%	1.4%
90日以上延滞率 - 住宅ローン	0.3%	0.3%
モーゲージ・ポートフォリオの平均LTV ⁴	45%	44%
新規モーゲージ貸付の平均LTV ⁴	54%	55%
従業員数（常勤換算）	33,600	32,500

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	12.2%	12.2%	(1.0%)	5.7%
平均リスク調整後資産利益率	2.4%	2.6%	(0.1%)	1.3%
収益に対する費用の比率	64%	67%	94%	81%
貸倒比率（ベースポイント）	26	19	26	19

¹ 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金660百万ポンド（2012年度上半期：300百万ポンド）の影響を除外した数値である。

² 調整後株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

³ 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

⁴ モーゲージ・ポートフォリオ及び新規モーゲージ貸付の平均LTVは、評価額を基準にして計算されている。

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 利息収入純額は、モーゲージ残高の堅調な増加及びパークレイズ・ダイレクト（旧称INGダイレクトUK。2013年度第1四半期中に買収された。）からの寄与によって前年度同期比2%増の1,621百万ポンドとなった。純利息マージンは、主に構造的ヘッジからの寄与が減少したことを反映して、11ベースポイント低下の127ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは、新規引受モーゲージにおける顧客マージンの増加を反映し、10ベースポイント上昇して118ベースポイントとなった。対顧客資産平均は、モーゲージの増加及びパークレイズ・ダイレクトによって9%増の1,328億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、顧客預金金利の上昇を反映して9ベースポイント低下し、88ベースポイントとなった。対顧客負債平均は、パークレイズ・ダイレクト及び個人顧客預金の増加を受けて12%増の1,243億ポンドとなった。
- ・ 手数料収入純額は前年度並みの567百万ポンドであった。
- ・ その他の収益純額には、INGダイレクトUKの買収に係る利益25百万ポンドが含まれている。
- ・ 信用関連減損費用は、2012年度上半期には無担保貸付及びモーゲージに影響を及ぼす引当金の戻入れが発生していたことを主因として、前年度同期比56百万ポンド増の178百万ポンドとなった。
 - 貸倒比率は26ベースポイントに上昇した（2012年度上半期：19ベースポイント）。
 - 英国個人ローンに関する90日以上延滞率は1.3%に改善した（2012年度上半期：1.4%）。住宅ローンの90日以上延滞率は0.3%と横ばいであった。
- ・ 調整後営業費用は、パークレイズ・ダイレクト関連費用の増加及びTransform達成費用27百万ポンドにもかかわらず、3%減の1,420百万ポンドとなった（この減少は、2012年度上半期に発生していた一度限りの営業費も一因である。）。法定ベースの営業費用は、PPI補償引当金660百万ポンド（2012年度上半期：300百万ポンド）を受けて18%増の2,080百万ポンドとなった。
- ・ 調整後税引前利益は7%改善して632百万ポンドとなった一方で、法定ベースの税引前損失は、PPI補償引当金に起因して28百万ポンド（2012年度上半期：292百万ポンドの利益）となった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ パークレイズは、INGダイレクトUKの買収を成功裏に完了し、2013年度上半期における顧客預金残高は、当初の予想よりも高かった。
- ・ 顧客に対する貸付金の総額は、2013年度上半期にパークレイズ・ダイレクトによって53億ポンド増えたことを主因として6%増の1,354億ポンドとなった。
 - モーゲージ残高にはパークレイズ・ダイレクトの1,217億ポンドが含まれている（2012年12月31日現在：1,147億ポンド）。新規モーゲージ貸付総額は77億ポンド（2012年6月30日現在：78億ポンド）、モーゲージの返済額は60億ポンド（2012年6月30日現在：56億ポンド）であった。

- モーゲージ・ポートフォリオ（buy-to-letモーゲージを含む。）の平均LTVは45%であった（2012年12月31日現在：46%）。新規モーゲージ貸付の平均LTVは54%であった（2012年12月31日までの通年：56%）。
- ・ 顧客預金総額は、主にバークレイズ・ダイレクトが2013年度上半期において98億ポンドを計上したこと及び個人顧客預金の継続的な増加を受けて、15%増の1,332億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、バークレイズ・ダイレクト及びモーゲージ資産の増加を主因として12%増の436億ポンドになった。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング（「ヨーロッパRBB」）

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	219	221	(1)
手数料収入純額	93	131	(29)
トレーディング(費用)/ 収益純額	(1)	4	
投資収益純額	45	27	67
保険契約に基づく 保険料収入純額	148	220	(33)
その他の収益	10	13	
収益合計	514	616	(17)
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(162)	(237)	(32)
保険金控除後の収益合計	352	379	(7)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(142)	(125)	14
営業収益純額	210	254	(17)
営業費用(Transform 達成費用を除く)	(422)	(409)	3
Transform達成費用	(356)	-	
営業費用	(778)	(409)	90
その他の(費用)/収益純額	(141)	7	
税引前損失	(709)	(148)	
株主帰属損失 ¹	(522)	(120)	

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在		2012年6月30日現在	
	調整後ベース	法定ベース	調整後ベース	法定ベース
顧客に対する貸付金（償却原価）	398億ポンド		404億ポンド	
顧客預金	175億ポンド		183億ポンド	
資産合計 ²	487億ポンド		471億ポンド	
リスク調整後資産 ²	167億ポンド		154億ポンド	
顧客数	2.0百万		2.0百万	
支店数	797		951	
販売センター数	166		228	
販売拠点数	963		1,179	
90日以上延滞率 - スペイン 住宅ローン	0.7%		0.8%	
90日以上延滞率 - ポルトガル 住宅ローン	0.4%		0.4%	
90日以上延滞率 - イタリア 住宅ローン	1.0%		1.0%	
90日以上延滞率 - ヨーロッパRBB 住宅ローン全体	0.8%		0.8%	
従業員数（常勤換算）	6,900		7,700	
パフォーマンス指標	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	(49.1%)	(10.9%)	(49.1%)	(10.9%)
平均リスク調整後資産利益率	(6.2%)	(1.4%)	(6.2%)	(1.4%)
収益に対する費用の比率	221%	108%	221%	108%
貸倒比率（ベシスポイント）	70	61	70	61

¹ 株主帰属損失には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

² 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 収益は7%減の352百万ポンドとなった。これは、Transformプログラムの一環として新規引受資産高を減らすため、またヨーロッパ全体における継続的な経済問題に対処するために実施された取り組みの影響（その一部は、外国為替の変動による収益の増加によって相殺された。）を反映している。
- ・ 利息収入純額は、219百万ポンドと横ばいであった。純利息マージンは81ベースポイントと概ね横ばいであった。
 - 対顧客資産マージンは、顧客への貸出金利の上昇（資金調達費用の増加により相殺された。）によって47ベースポイントと横ばいであった。対顧客資産平均は3%減の401億ポンドであった。
 - 対顧客負債マージンは、新規預金の金利の上昇（その一部は資金調達レートの上昇により相殺された。）によって5ベースポイント低下して41ベースポイントとなった。対顧客負債平均は9%減の141億ポンドとなった。
- ・ 手数料収入純額は、資産高の減少を反映して29%減の93百万ポンドとなった。
- ・ その他の費用純額は148百万ポンド増となった。これは、事業再編計画によって影響を受けた地域に拠点を置く取引相手に対する契約上の義務に関連して認識された評価調整によるものである。
- ・ 保険契約に基づく保険料収入純額は、特定の商品の取扱い中止に起因して33%減の148百万ポンドとなり、これに伴い保険金及び給付金純額は32%減の162百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は、14%増の142百万ポンドとなった。これは、外国為替の変動、及びヨーロッパ全体における現在の経済情勢を反映したモーゲージに関する回収実績の悪化に起因する。
 - 貸倒比率は70ベースポイントに上昇した（2012年度上半期：61ベースポイント）。
 - 全体の90日以上延滞率は97ベースポイントに上昇した（2012年度上半期：94ベースポイント）。
- ・ 営業費用は、主にTransform達成費用356百万ポンドを反映して369百万ポンド増の778百万ポンドとなった。これは、販売ネットワークを大幅に縮小するための事業再編費用に関連しており、残りの増加は外国為替の変動によるものである。
- ・ 税引前損失は、Transform達成費用356百万ポンド及びその他の費用純額の増加を含め、561百万ポンド増の709百万ポンドとなった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 顧客に対する貸付金は2%増の398億ポンドになった。これは外国為替の変動によるものであり、Transformプログラムの一環として縮小された取引高により相殺されている。
- ・ 顧客預金は1%減の17.5億ポンドとなった。これは顧客の減少によるものであり、その一部は外国為替の変動により相殺されている。
- ・ リスク調整後資産は、外国為替の変動及びフォーベアランス・プログラムのリスクがより反映される計算方法への変更を主因として6%増の167億ポンドとなった。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	733	835	(12)
手数料収入純額	478	539	(11)
トレーディング(費用)/ 収益純額	(2)	6	
投資収益純額	10	8	
保険契約に基づく 保険料収入純額	185	214	(14)
その他の収益/(費用)	43	(1)	
収益合計	1,447	1,601	(10)
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(95)	(108)	(12)
保険金控除後の収益合計	1,352	1,493	(9)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(208)	(314)	(34)
営業収益純額	1,144	1,179	(3)
営業費用(Transform 達成費用を除く)	(926)	(999)	(7)
Transform達成費用	(9)	-	
営業費用	(935)	(999)	(6)
その他の収益純額	3	3	-
税引前利益	212	183	16
株主帰属利益 ¹	35	35	-

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	276億ポンド	321億ポンド
顧客預金	182億ポンド	199億ポンド
資産合計 ²	375億ポンド	443億ポンド
リスク調整後資産 ²	255億ポンド	251億ポンド
顧客数	13.3百万	14.8百万
ATM台数	10,529	10,365
支店数	1,317	1,342
販売センター数	119	106
販売拠点数	1,436	1,448
90日以上延滞率 - 住宅ローン	1.1%	2.8%
従業員数（常勤換算）	40,900	41,600

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	3.0%	2.5%	3.0%	2.5%
平均リスク調整後資産利益率	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%
収益に対する費用の比率	69%	67%	69%	67%
貸倒比率（ベースポイント）	146	186	146	186

¹ 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

² 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 対ポンドでの南アランドの平均価値は、2012年度上半期と比較して13%下落した。かかる悪化は、報告された業績（ポンド表示）の前年度同期からの変動の大きな要因となった。その他の為替の変動は重要な影響ではないと判断された。
- ・ 収益は9%減の1,352百万ポンドとなった。これは外国為替の変動（主として南アランド安）によるものであり、その一部は商業用不動産金融ポートフォリオにおける前年度上半期の公正価値調整によって相殺された。恒常通貨ベースでは、収益の増加は、低調な経済環境の中で取引高に低下圧力がかったことを受けてほぼ前年度並みであった。
- ・ 利息収入純額は12%減少し、733百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、利息収入純額はほぼ前年度並みであった。純利息マージンは、対顧客資産マージン及び対顧客負債マージンの減少により、12ベースポイント低下して311ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは、南アフリカ住宅ローンにおける資金調達費用の増加及び商業用不動産金融における競合他社からの圧力によって、8ベースポイント低下して308ベースポイントとなった。対顧客資産平均は、南アランド安を受けて11%減の289億ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、対顧客資産（特に住宅ローン）はほぼ前年度並みであった。
 - 対顧客負債マージンは、競争の激化及び商品構成の変更により5ベースポイント低下して271ベースポイントとなった。対顧客負債平均は5%減少して187億ポンドであった。外国為替の変動の影響を除くと、預金は緩やかな成長を反映するものであった。
- ・ 手数料収入純額は11%減の478百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、手数料収入純額は、低調な経済環境によって取引高に低下圧力がかったことを受けてほぼ前年度並みであった。
- ・ 信用関連減損費用は、外国為替の変動による影響もあり34%減の208百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、信用関連減損費用は、2012年度上半期には南アフリカの住宅ローン・リカバリーブックにおいてより多額の引当金が計上されていたことから、減少した。かかる減少は、厳しい経済環境に起因する南アフリカの無担保貸付ポートフォリオの悪化により一部相殺された。
 - 住宅ローンの90日以上延滞率は1.1%に改善した（2012年度上半期：2.8%）。
- ・ 営業費用は6%減の935百万ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、費用は南アフリカにおける6%のインフレにもかかわらず、引き続き十分に抑えられていた。
- ・ 税引前利益は、通貨の下落にもかかわらず、16%増の212百万ポンドとなった。これは、2012年度上半期には南アフリカの住宅ローン・リカバリーブックにおいてより多額の引当金が計上されていたこと、及び前年度同期における商業用不動産金融ポートフォリオの公正価値調整を主因とするものであった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 期末の南アランドは、対ポンドで10%下落した。かかる悪化は、報告された業績（ポンド表示）が変動したことの大きな要因となった。

- ・ 顧客に対する貸付金は、外国為替の変動を主因として8%減の276億ポンドとなった。恒常通貨ベースでは、貸付金（特に住宅ローン）は概ね変化がなかった。
- ・ 顧客預金は、外国為替の変動を受けて7%減の182億ポンドとなった。恒常通貨ベースでは預金は概ね横ばいであった。
- ・ リスク調整後資産は4%増加して255億ポンドであった。これは、エジプトの信用格付の悪化及び各事業部門に対してリスク調整後資産を再配分したこと（その一部は外国為替の変動により相殺された。）を主因とするものである。

パークレイカード

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	1,626	1,467	11
手数料収入純額	698	618	13
トレーディング費用純額	(4)	(5)	
保険契約に基づく 保険料収入純額	14	22	
その他の収益	9	11	
収益合計	2,343	2,113	11
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	-	(1)	
保険金控除後の収益合計	2,343	2,112	11
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(616)	(492)	25
営業収益純額	1,727	1,620	7
営業費用(PPI補償引当金及び Transform達成費用を除く)	(963)	(886)	9
PPI補償引当金	(690)	-	
Transform達成費用	(5)	-	
営業費用	(1,658)	(886)	87
その他の収益純額	16	17	(6)
税引前利益	85	751	(89)
調整後税引前利益 ¹	775	751	3
調整後株主帰属利益 ^{1、2}	524	492	7

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	347億ポンド	315億ポンド
顧客預金	45億ポンド	20億ポンド
資産合計 ³	392億ポンド	354億ポンド
リスク調整後資産 ³	388億ポンド	342億ポンド
パークレイカード顧客数合計	33.7百万	27.0百万
パークレイカードのクライアント数合計	339,200	315,800
決済済みの支払	1,240億ポンド	1,140億ポンド
30日以上延滞率 - 英国カード	2.5%	2.7%
30日以上延滞率 - 米国カード	2.0%	2.5%
30日以上延滞率 - 南アフリカ・カード	9.1%	5.1%
従業員数（常勤換算）	11,800	11,100

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	19.3%	20.1%	0.5%	20.1%
平均リスク調整後資産利益率	3.0%	3.1%	0.3%	3.1%
収益に対する費用の比率	41%	42%	71%	42%
貸倒比率（ベースポイント）	339	295	339	295

¹ 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金690百万ポンド（2012年度上半期：ゼロポンド）の影響を除外した数値である。

² 調整後株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

³ 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

パークレイカード

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 収益は、事業部門全体にわたる貸付純額の継続的な増加及び2012年度上半期のポートフォリオの取得からの寄与を反映し、11%改善して2,343百万ポンドとなった。
 - 英国における収益は、貸付純額の増加を反映して6%増の1,344百万ポンドとなった。
 - インターナショナルの収益は19%改善して999百万ポンドとなった。これは、2012年度上半期のポートフォリオの取得からの寄与及び米国における顧客残高の増加を反映している。
- ・ 利息収入純額は、取引高の増加及び構造的ヘッジによる影響の低下が対顧客資産マージンの低下を上回ったため、11%増の1,626百万ポンドとなった。
 - 対顧客資産マージンは、顧客への貸出金利の低下を反映して29ベースポイントの小幅の低下を見せ、9.42%となった。対顧客資産平均は、2012年度上半期のポートフォリオの取得及び事業の成長により、9%増の360億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、米国及びドイツにおける預金による資金調達に関する施策のコストを反映して、マイナス0.33%となった。
- ・ 手数料収入純額は、主に米国及び英国における支払高の増加を受けて13%改善し、698百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は、2012年度上半期のポートフォリオの取得及び2012年度上半期において計上された引当金の戻入れが当期は発生しなかったことを主因として25%増加し、616百万ポンドとなった。
 - 消費者クレジットカードにおける減損貸倒比率は、英国では366ベースポイント（2012年度上半期：372ベースポイント）、米国では280ベースポイント（2012年度上半期：275ベースポイント）と安定的に推移した一方、南アフリカにおける減損貸倒比率は、商品構成の変更につながった買収により493ベースポイント（2012年度上半期：192ベースポイント）に上昇した。
 - 消費者カードの30日以上延滞率は、英国では20ベースポイント低下して2.5%、米国では50ベースポイント低下して2.0%、また南アフリカでは401ベースポイント上昇して9.1%となった。
- ・ 調整後営業費用は、2012年度上半期のポートフォリオの取得、貸付純額の増加及び営業損失の増加の影響を反映して、9%増の968百万ポンドとなった。法定ベースの営業費用は、PPI補償引当金690百万ポンド（2012年度上半期：ゼロポンド）により87%増の1,658百万ポンドとなった。
- ・ 調整後税引前利益は、米国及び英国のカード・ポートフォリオにより3%改善して775百万ポンドとなった。一方、法定ベースの税引前利益は、PPI補償引当金によって85百万ポンド（2012年度上半期：751百万ポンド）となった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 資産合計は、英国及びインターナショナルの事業における顧客に対する貸付金を受けて3%増の392億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、米国及びドイツにおける資金調達に関する施策により17億ポンド増加して45億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、資産の増加及び外国為替の変動を主因として3%増加し、388億ポンドとなった。

インベストメント・バンク

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	86	364	(76)
手数料収入純額	1,622	1,502	8
トレーディング収益純額	4,435	4,319	3
投資収益純額	329	271	21
その他の収益	1	4	
収益合計	6,473	6,460	-
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(181)	(202)	(10)
営業収益純額	6,292	6,258	1
営業費用(Transform 達成費用を除く)	(3,751)	(4,044)	(7)
Transform達成費用	(169)	-	
営業費用	(3,920)	(4,044)	(3)
その他の収益純額	17	28	
税引前利益	2,389	2,242	7
株主帰属利益 ¹	1,541	1,446	7

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
銀行及び顧客に対する貸付金 (償却原価) ²	1,866億ポンド	1,843億ポンド
顧客預金 ²	1,174億ポンド	1,143億ポンド
資産合計 ³	10,438億ポンド	12,240億ポンド
調整後総レバレッジ率に寄与する 資産 ³	5,685億ポンド	6,492億ポンド
リスク調整後資産 ³	1,688億ポンド	1,905億ポンド
DVaR平均値(信頼水準95%)	31百万ポンド	42百万ポンド
従業員数(常勤換算)	25,300	24,500

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	15.4%	13.4%	15.4%	13.4%
平均リスク調整後資産利益率	1.8%	1.6%	1.8%	1.6%
収益に対する費用の比率	61%	63%	61%	63%
営業収益純額に対する費用の比率	62%	65%	62%	65%
収益に対する報酬の比率	39%	40%	39%	40%
貸倒比率(ベシスポイント)	19	22	19	22

¹ 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

² 貸付金には、顧客に対する貸付金1,464億ポンド(決済残高及び現金担保1,035億ポンドを含む。)及び銀行に対する貸付金402億ポンド(決済残高及び現金担保262億ポンドを含む。)が含まれている。顧客預金には、決済残高及び現金担保に関連する911億ポンドが含まれている。

³ 2013年6月30日現在の資産合計、調整後総レバレッジ率に寄与する資産及びリスク調整後資産は、その他の事業部門に流動性プール資産を再配分したことを反映している。

インベストメント・バンク

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

収益合計の分析	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
マクロ商品 ¹	2,013	2,476	(19)
信用関連商品 ¹	1,467	1,441	2
撤退対象事業資産 ¹	88	163	(46)
債券、為替及びコモディティ(「FICC」)	3,568	4,080	(13)
エクイティ及びプライム・サービス	1,531	1,206	27
インベストメント・バンキング	1,086	1,024	6
プリンシパル・インベストメント及び その他の収益	288	150	92
収益合計	6,473	6,460	-

¹ マクロ商品は、金利、為替及びコモディティ業務の収益を表している。信用関連商品は、信用関連及び証券化商品の収益を表している。

- ・ 収益合計は6,473百万ポンドと2012年度上半期並みであった。
 - FICCの収益は13%減の3,568百万ポンドとなった。
 - ・ マクロ商品の収益は、ヨーロッパの長期資金供給オペ(LTRO)が市場を支えたことを受けて2012年度第1四半期が好調であったことから、2012年度上半期比で19%減の2,013百万ポンドとなった。
 - ・ 信用関連商品の収益は、クレジット・スプレッドの縮小及び堅調な取引高の好影響を受けて2%増の1,467百万ポンドとなった。
 - ・ 撤退対象事業資産の収益88百万ポンドは、撤退事業の資産の売却を加速させたことにより、前年度上半期比で75百万ポンド減少した。
 - エクイティ及びプライム・サービスの収益は、米国、アジア及びヨーロッパ事業において27%増の1,531百万ポンドとなった。これは、安定した手数料収入、市場の景況感が改善したことを受けた世界の株式市場の改善及びプライム・サービスにおける顧客アクティビティの増加を反映している。
 - インベストメント・バンキングの収益は、良好な市況下で顧客アクティビティが増加したことによる株式及び債券の引受を受けて、6%増の1,086百万ポンドとなった。
 - プリンシパル・インベストメント及びその他の収益288百万ポンドには、2008年の米リーマンの買収において未回収の特定の資産に関する回収可能性が一層現実になったことによる259百万ポンドの公正価値調整が含まれている。

- ・ 信用関連減損費用純額181百万ポンド（2012年度上半期：202百万ポンド）は、シングルネーム・エクスポージャーに対する費用（その一部は数件の戻入れにより相殺された。）を反映している。
- ・ 営業費用は、主に事業再編に関するTransform達成費用169百万ポンドを含めて3%減の3,920百万ポンドとなった。営業費用は、インフラの改善に関する費用188百万ポンド（ドッド＝フランク法、CRD IV及びその他の規制上の報告の変更に関するプロジェクトの要件を満たすための投資を含む。）にもかかわらず、継続的な費用削減に関する施策が実施されたことによって減少した。2012年度上半期には、銀行間取引金利の設定に係る費用193百万ポンドが含まれていた。
- ・ 営業収益純額に対する費用の比率は、3%改善して62%であった。収益に対する報酬の比率は39%に改善した（2012年度上半期：40%）。
- ・ 税引前利益は7%増の2,389百万ポンドであった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 調整後総レバレッジ率に寄与する資産は5,685億ポンドと横ばいであった。これは、マッチブック取引の拡大、売却可能投資の増加（現金及び中央銀行預け金の減少によって相殺された。）を受けたリバース・レポ取引の増加を反映している。
- ・ リスク調整後資産は5%減の1,688億ポンドであった。これは、主にトレーディング・ブックにおけるソブリン・エクスポージャーの減少及び撤退対象事業のリスク調整後資産の減少によるものだが、その一部は外国為替の変動により相殺されている。

コーポレート・バンキング

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	998	970	3
手数料収入純額	506	511	(1)
トレーディング収益純額	49	79	(38)
投資収益純額	2	9	
その他の(費用)/収益	(3)	14	
収益合計	1,552	1,583	(2)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(258)	(431)	(40)
営業収益純額	1,294	1,152	12
営業費用(金利ヘッジ商品に 関する補償引当金及び Transform達成費用を除く)	(852)	(839)	2
金利ヘッジ商品に関する 補償引当金	(650)	(450)	
Transform達成費用	(41)	-	
営業費用	(1,543)	(1,289)	20
その他の収益/(費用)純額	1	(2)	
税引前損失	(248)	(139)	
調整後税引前利益 ¹	402	311	29
調整後株主帰属利益 ^{1、2}	277	154	80

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	627億ポンド	656億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値）	163億ポンド	173億ポンド
顧客預金	1,067億ポンド	909億ポンド
資産合計 ³	1,204億ポンド	899億ポンド
リスク調整後資産 ³	731億ポンド	723億ポンド
従業員数（常勤換算）	13,000	13,300

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2013年 6月30日現在	2012年 6月30日現在
平均株主資本利益率	7.1%	3.8%	(4.6%)	(4.6%)
平均リスク調整後資産利益率	0.9%	0.5%	(0.4%)	(0.4%)
貸倒比率（ベースポイント）	76	124	76	124
収益に対する費用の比率	58%	53%	99%	81%

¹ 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益及び調整後のパフォーマンス指標は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金650百万ポンド（2012年度上半期：450百万ポンド）を除外した数値である。

² 調整後株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

³ 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

コーポレート・バンキング（続き）

2013年6月30日に終了した半期

損益計算書情報	英国 (百万ポンド)	ヨーロッパ (百万ポンド)	その他の地域 (百万ポンド)	全体 (百万ポンド)
収益	1,161	117	274	1,552
信用関連減損（費用）/戻入額 及びその他の引当金繰入額	(84)	(180)	6	(258)
営業費用（金利ヘッジ商品の 販売に関する補償引当金及び Transform達成費用を除く）	(570)	(78)	(204)	(852)
金利ヘッジ商品の販売に関する 補償引当金	(650)	-	-	(650)
Transform達成費用	(4)	(37)	-	(41)
その他の費用純額	-	-	1	1
税引前（損失）/利益	(147)	(178)	77	(248)
調整後税引前利益 / （損失） ¹	503	(178)	77	402

貸借対照表情報

（2013年6月30日現在）

顧客に対する貸付金（償却原価）	501億ポンド	61億ポンド	65億ポンド	627億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値）	163億ポンド	-	-	163億ポンド
顧客預金	844億ポンド	93億ポンド	130億ポンド	1,067億ポンド
リスク調整後資産 ²	544億ポンド	100億ポンド	87億ポンド	731億ポンド

2012年6月30日に終了した半期

損益計算書情報	英国 (百万ポンド)	ヨーロッパ (百万ポンド)	その他の地域 (百万ポンド)	全体 (百万ポンド)
収益	1,136	169	278	1,583
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(145)	(277)	(9)	(431)
営業費用（金利ヘッジ商品の 販売に関する補償引当金を除く）	(538)	(78)	(223)	(839)
金利ヘッジ商品の販売に関する 補償引当金	(450)	-	-	(450)
その他の費用純額	(2)	-	-	(2)
税引前利益 / （損失）	1	(186)	46	(139)
調整後税引前利益 / （損失） ¹	451	(186)	46	311

貸借対照表情報

(2012年6月30日現在)

顧客に対する貸付金（償却原価）	511億ポンド	75億ポンド	70億ポンド	656億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値）	172億ポンド	-	1億ポンド	173億ポンド
顧客預金	726億ポンド	56億ポンド	127億ポンド	909億ポンド
リスク調整後資産 ²	499億ポンド	115億ポンド	109億ポンド	723億ポンド

¹ 調整後税引前利益及び調整後のパフォーマンス指標は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金650百万ポンド（2012年度上半期：450百万ポンド）を除外した数値である。

² 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

コーポレート・バンキング

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 収益合計は2%減少して1,552百万ポンドであった。これは、公正価値で測定する項目に関する利益の減少24百万ポンド(2012年度上半期:68百万ポンド)、撤退した事業からの収益が当期は計上されなかったこと及びヨーロッパの撤退対象事業ポートフォリオの縮小(その一部はUKキャッシュ・マネジメントの収益の増加により相殺された。)を反映している。
- ・ 純利息マージンは、主に構造的ヘッジからの寄与が減少したことを反映して4ベースポイント低下し、123ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは、英国のターム・ローン及びシンジケート・ローンのマージンが高くなったことを反映して、9ベースポイント上昇し、128ベースポイントとなった。対顧客資産平均は、ヨーロッパにおける撤退対象事業ポートフォリオの縮小を受けて4%減の672億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、顧客預金金利の上昇を反映して8ベースポイント低下し、104ベースポイントとなった。対顧客負債平均は、英国コーポレート部門の預金の増加を受けて15%増の959億ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は40%減少して258百万ポンドであった。貸倒比率は76ベースポイントに改善した(2012年度上半期:124ベースポイント)。
 - 英国の減損費用は、大企業顧客に対する減損の減少を一部反映して、62百万ポンド減の84百万ポンドとなった。
 - ヨーロッパの減損費用は、スペインにおける不動産及び建設業界に対するエクスポージャーを低減させるための継続的な取り組みにより97百万ポンド減少して180百万ポンドになった。
- ・ 調整後営業費用は、主にヨーロッパの事業再編費用に関連するTransform達成費用41百万ポンドを受けて6%増の893百万ポンドとなった。法定ベースの営業費用は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金の積み増し650百万ポンド(2012年度上半期:450百万ポンド)を計上後で、20%増の1,543百万ポンドとなった。
- ・ 調整後税引前利益は29%増加して402百万ポンドであった。
 - 英国の調整後税引前利益は、信用関連減損費用の減少により12%増の503百万ポンドとなった。
 - ヨーロッパの税引前損失は、信用関連減損費用の減少(その一部は、撤退した事業からの収益が当期は計上されなかったこと及び撤退対象事業ポートフォリオの縮小並びにTransform達成費用により相殺された。)を主因として4%減の178百万ポンドとなった。
 - その他の地域の税引前利益は、撤退した事業による費用の減少を反映して67%増の77百万ポンドとなった。
- ・ 法定ベースの税引前損失は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金の積み増しを計上後で、248百万ポンド(2012年度上半期:139百万ポンド)となった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 顧客に対する貸付金は、運転資金の預金が増加したことに伴う顧客の資金調達需要の減少及びヨーロッパにおける撤退対象事業ポートフォリオの縮小を受けて2%減の627億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、英国預金の成長率の上昇を反映して7%増の1,067億ポンドとなった。
- ・ 資産合計は、流動性プール資産の再配分を受けて326億ポンド増の1,204億ポンドとなった。これは、各事業部門に流動性のコストを再配分するとの2013年度の決定を受けたものである。
- ・ リスク調整後資産は、主にデフォルト時損失率の算定見直し、商業用不動産に対するエクスポージャーの規制上の扱いの変更及び外国為替の変動を反映して3%増の731億ポンドとなった。これは、撤退対象事業のリスク調整後資産の減少及び各事業部門に対するリスク調整後資産の再配分により一部相殺されている。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	431	420	3
手数料収入純額	485	468	4
トレーディング収益純額	9	5	80
投資収益純額	6	-	
その他の収益	-	1	
収益合計	931	894	4
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(49)	(19)	
営業収益純額	882	875	1
営業費用(Transform 達成費用を除く)	(810)	(775)	5
Transform達成費用	(33)	-	
営業費用	(843)	(775)	9
その他の収益/(費用)純額	8	(1)	
税引前利益	47	99	(53)
調整後税引前利益	47	99	(53)
調整後株主帰属利益 ¹	29	70	(59)

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在		2012年6月30日現在	
顧客に対する貸付金（償却原価）	226億ポンド		198億ポンド	
顧客預金	628億ポンド		500億ポンド	
資産合計 ²	365億ポンド		234億ポンド	
リスク調整後資産 ²	170億ポンド		140億ポンド	
顧客資産	2,028億ポンド		1,761億ポンド	
従業員数（常勤換算）	8,300		8,200	
	調整後ベース		法定ベース	
パフォーマンス指標	2013年	2012年	2013年	2012年
	6月30日現在	6月30日現在	6月30日現在	6月30日現在
平均株主資本利益率	2.5%	7.3%	2.5%	7.3%
平均リスク調整後資産利益率	0.4%	1.2%	0.4%	1.2%
収益に対する費用の比率	91%	87%	91%	87%
貸倒比率（ベースポイント）	43	19	43	19

¹ 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

² 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産には、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の配分が含まれている。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- ・ 収益合計は、富裕層事業（特に米州及びアジア地域において増収が見られた。）によって4%増の931百万ポンドとなった。
- ・ 利息収入純額は、主に富裕層事業の預金及び貸付残高の増加を受けて3%増の431百万ポンドとなった。純利息マージンは、構造的ヘッジからの寄与が減少したことを主因として17ベースポイント低下し、108ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは、富裕層事業のマージンの上昇を反映して16ベースポイント上昇し、81ベースポイントとなった。対顧客資産平均は16%増の221億ポンドであった。
 - 対顧客負債マージンは、商品構成の変更を反映して12ベースポイント減の99ベースポイントとなった。対顧客負債平均は、21%増加して584億ポンドとなった。
- ・ 手数料収入純額は4%増の485百万ポンドであった。
- ・ 信用関連減損費用は、スペインの不動産の有担保貸付に関連する費用15百万ポンドを主因として30百万ポンド増の49百万ポンドとなった。
- ・ 営業費用は、主に事業再編費用に関するTransform達成費用33百万ポンド及び顧客への補償引当金22百万ポンドを反映し、68百万ポンド増の843百万ポンドとなった。
- ・ 税引前利益は、Transform達成費用、顧客への補償引当金及び信用関連減損費用が増加したことを主因として53%減の47百万ポンドとなった。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- ・ 顧客に対する貸付金は7%増の226億ポンドとなり、顧客預金は、富裕層事業における増加を主因として17%増の628億ポンドとなった。
- ・ 顧客資産は、富裕層事業の純新規資産並びに良好な株式市場及び外国為替の変動によって2,028億ポンドへと増加した（2012年12月31日現在：1,860億ポンド）。
- ・ リスク調整後資産は、外国為替の変動によって6%増の170億ポンドとなった。

本社及びその他の事業

損益計算書情報	2013年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)
利息(費用)/収入純額	(137)	258
手数料費用純額	(53)	(106)
トレーディング収益純額	2	122
投資収益純額	24	75
保険契約に基づく保険料収入純額	13	21
その他の収益	17	17
保険金控除後の(費用)/ 収益合計(調整後)	(134)	387
当グループ自身の信用度に 関連する損益	86	(2,945)
ブラックロック・インクに 対する投資の売却益	-	227
保険金控除後の費用合計	(48)	(2,331)
信用関連減損戻入額/(費用) 及びその他の引当金繰入額	1	(5)
営業費用純額	(47)	(2,336)
営業費用	(24)	(98)
その他の収益純額	-	25
税引前損失	(71)	(2,409)
調整後税引前(損失)/利益 ¹	(157)	309
調整後株主帰属(損失)/利益 ^{1, 2}	(313)	237

貸借対照表情報及び主要な指標	2013年6月30日現在	2012年6月30日現在
資産合計 ³	472億ポンド	353億ポンド
リスク調整後資産 ³	37億ポンド	27億ポンド
従業員数（常勤換算）	100	100

¹ 調整後税引前（損失）／利益及び調整後株主帰属（損失）／利益は、当グループ自身の信用度に関連する利益86百万ポンド（2012年度上半期：2,945百万ポンド）及びブラックロック・インクに対する戦略的投資の売却益ゼロポンド（2012年度上半期：227百万ポンド）の影響を除外した数値である。

² 株主帰属利益には、税金及び非支配持分を控除後の利益が含まれている。

³ 2013年6月30日現在の資産合計及びリスク調整後資産は、従前は本部で保有されていた流動性プール資産の各事業部門への再配分を反映している。

本社及びその他の事業

損益計算書 - 2013年度上半期と2012年度上半期との比較

- 調整後収益は減少して費用純額134百万ポンド（2012年度上半期：387百万ポンドの収益）となった。これは、グループ全体の顧客預金を一層増加させるための資金調達施策において達成されたマージンの低下及び2012年度第1四半期に計上された従業員株式報奨に係るヘッジ取引に関連する利益235百万ポンドが当期は発生しなかったことを主因とする。
- 営業費用は74百万ポンド減少し、24百万ポンドとなった。これは、2012年度上半期に計上された銀行間取引金利の設定に係る業界全体にわたる調査により発生した制裁金97百万ポンドが当期は発生しなかったこと（その一部はTransformプログラムの費用及びザルツ・レビューの影響により相殺された。）を主因とする。
- 調整後税引前損失は、157百万ポンド（2012年度上半期：309百万ポンドの利益）に増加した。法定ベースの税引前損失は、当グループ自身の信用度に関連する利益86百万ポンド（2012年度上半期：2,945百万ポンドの費用）を含め、71百万ポンド（2012年度上半期：2,409百万ポンド）に改善した。

貸借対照表 - 2013年6月30日現在と2012年12月31日現在との比較

- 資産合計は、流動性プールに関する債券ポートフォリオの増加（その一部は流動性プール資産を各事業部門に対して再配分したことにより相殺された。）を反映して14%増の472億ポンドとなった。これは、各事業部門に流動性のコストを再配分すると2013年度の決定を受けたものである。
- リスク調整後資産は、主に各事業部門に流動性プール資産を再配分したことを受けて31%減の37億ポンドとなった。

収益及び支出の性質別による業績については、「第6 - 1 中間財務書類」中の中間財務書類に対する注記を参照のこと。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

2013年6月に提出した有価証券報告書に記載されているものを除き、当社はその財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して重大なリスクを認識していない。また、当社は当中間会計期間の末日現在、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象を認識していない。

5 【経営上の重要な契約等】

2013年6月30日に終了した6カ月間において重要な変化はなかった。

6 【研究開発活動】

当グループは、各事業部門の通常の業務過程において新しい商品及びサービスの開発を行っている。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

2013年6月30日に終了した6カ月間において重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

2013年6月30日に終了した6カ月間において重要な変化はなかった。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】 (2013年6月30日現在)

2009年10月1日に、2006年会社法の最終規定が施行され、これには当社の定款で定められた制限に従うことを条件として授権株式資本の概念を撤廃する旨の規定が含まれていた。当社はその2010年度年次株主総会において、かかる制限の一切を排除した新たな定款を採択した。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年6月30日現在の発行済普通株式資本は、額面1ポンドの普通株式2,342,558,515株(2012年12月31日現在:2,342,558,515株)で構成されていた。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年6月30日現在の発行済優先株式資本は、以下の額面価額の優先株式で構成されていた。

株式	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在
額面1ポンドの発行済全額払込済株式	1,000株	1,000株
額面100ポンドの発行済全額払込済株式	75,000株	75,000株
額面0.25米ドルの発行済全額払込済株式	237,000,000株	237,000,000株
額面100米ドルの発行済全額払込済株式	100,000株	100,000株
額面100ユーロの発行済全額払込済株式	240,000株	240,000株

【発行済株式】 (2013年6月30日現在)

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
発行済株式	1) 記名 額面1ポンド	普通株式	2,342,558,515株	なし	普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。) * * 以下を参照のこと。
	2) 無記名 [*] 額面100ポンド	優先株式	75,000株	ルクセンブルグ証券取引所	
	3) 記名 額面1ポンド	優先株式	1,000株	なし	
	4) 無記名 [*] 額面100米ドル	優先株式	100,000株	ルクセンブルグ証券取引所	
	5) 無記名 [*] 額面0.25米ドル	優先株式	237,000,000株	ニューヨーク証券取引所	
	6) 無記名 [*] 額面100ユーロ	優先株式	240,000株	ルクセンブルグ証券取引所	
	計		2,579,974,515株		

* 特定の状況においては記名株式と交換できる無記名株式。

* * 優先株式の内容

ポンド建1ポンド優先株式

2004年12月31日に、ポンド建累積型繰上償還可能額面1ポンド優先株式(「1ポンド優先株式」)1,000株が額面で発行された。

この1ポンド優先株式の保有者には、6カ月物ポンド建預金のポンド銀行間取引利率で半年毎に更改される利率にて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からポンド建の累積現金配当を半年毎に受領する権利がある。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、(1)各配当金支払日現在において2006年会社法に基づく分配可能利益を有し、且つ(2)当該配当金支払日において資本規制を満たしながら支払能力を有する場合に、かかる配当金を支払う義務がある。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる配当金の支払が可能で、且つその直後においても支払能力が維持される場合でなければ、当該配当金支払日において配当金の支払義務は生じず、計上もなされない。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、(1)優先債権者に対する債務の支払期限に返済が可能で、且つ(2)最近6カ月以内に監査人が当行の資産が負債を超過すると報告している場合に、支払能力を有するとみなされる。パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、配当金支払日より7日以上の間配当金を支払わない、又は一部しか支払を行わない場合、1ポンド優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算を求める手続を開始することができる。1ポンド優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算手続の開始及び/又はかかる清算において認められた債権を除き、1ポンド優先株式に係る債権の回収について、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し請求を行うことはできない。清算又はその他の資本の返還(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款及び適用法の下で認められるパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる発行済株式の償還若しくは買戻し又は株式資本の減額を除く。)の際には、かかる資本の返還につき1ポンド優先株式より劣後する当該時点において発行済の普通株式及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他のクラスの株式の保有者へのいかなる支

払よりも優先して、また、当該時点において発行済のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他のクラスの株式（清算又はその他の資本の返還の際に1ポンド優先株式より優先されるその時点において発行済のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他の株式を除く。）の所有者とかかる資本の返還につき同順位にて、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産が割当てられ、1ポンド優先株式の所有者に対し、（1）その時点での現配当期間から清算又はその他の資本の返還の開始日までに発生する配当金（及び未払の累積額）に等しい額並びに（2）1ポンド優先株式1株当たり1ポンドに等しい額の総合計額が支払われなければならない。1ポンド優先株式の所有者は、かかる所有者に受領する権利のある清算分配金の全額が支払われた後は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおけるいかなる残余資産に対する権利も請求権もなく、更なる資本の返還に参加する権利はない。1ポンド優先株式は、2006年会社法及び定款に従い、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって全額（一部は不可）償還可能である。1ポンド優先株式の所有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、召集通知の受領、参加又は議決権行使を行う権利はない。

ユーロ建優先株式

2004年12月8日に、ユーロ建利率4.875%非累積型繰上償還可能額面100ユーロ優先株式（「利率4.875%優先株式」）100,000株が発行された。対価は993.6百万ユーロ（688.4百万ポンド）であり、額面価額10百万ユーロとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率4.875%優先株式の所有者には、2014年12月15日まで優先株式1株につき10,000ユーロに対し年率4.875%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間取引利率に年率1.05%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からユーロ建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率4.875%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2014年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

2005年3月15日に、ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償還可能額面100ユーロ優先株式（「利率4.75%優先株式」）140,000株が発行された。対価は1,383.3百万ユーロ（966.7百万ポンド）であり、額面価額14百万ユーロとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率4.75%優先株式の所有者には、2020年3月15日まで優先株式1株につき10,000ユーロに対し年率4.75%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間取引利率に年率0.71%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からユーロ建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率4.75%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2020年3月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

ポンド建優先株式

2005年6月22日に、ポンド建利率6.0%非累積型繰上償還可能額面100ポンド優先株式（「利率6.0%優先株式」）75,000株が発行された。対価は743.7百万ポンドであり、額面価額7.5百万ポンドとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.0%優先株式の保有者には、2017年12月15日まで優先株式1株につき10,000ポンドに対し年率6.0%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ポンド建預金のロンドン銀行間取引利率に年率1.42%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からポンド建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.0%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2017年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ポンドにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

米ドル建優先株式

2005年6月8日に、シリーズ1米国預託証券100,000口により表章される米ドル建利率6.278%非累積型繰上償還可能額面100米ドル優先株式（「利率6.278%優先株式」）100,000株が発行された。対価は995.4百万米ドル（548.1百万ポンド）であり、額面価額10百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.278%優先株式の保有者には、2034年12月15日まで優先株式1株につき10,000米ドルに対し年率6.278%の固定利率にて半期毎に、それ以降は、3カ月物米ドル建預金のロンドン銀行間取引利率に年率1.55%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.278%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2034年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

2006年4月25日及び28日に、シリーズ2米国預託証券30百万口により表章される米ドル建利率6.625%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率6.625%優先株式」）30百万株が発行された。対価は727百万米ドル（406百万ポンド）であり、額面価額7.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.625%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率6.625%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.625%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、あらゆる配当金支払日に、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

2007年9月13日に、シリーズ3米国預託証券55百万口により表章される米ドル建利率7.1%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率7.1%優先株式」）55百万株が発行された。対価は1,335百万米ドル（657百万ポンド）であり、額面価額13.75百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率7.1%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率7.1%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率7.1%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、いかなる配当金支払日においても、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

2007年12月7日に、シリーズ4米国預託証券46百万口により表章される米ドル建利率7.75%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式(「利率7.75%優先株式」)46百万株が発行された。対価は1,116百万米ドル(550百万ポンド)であり、額面価額11.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率7.75%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率7.75%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率7.75%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、いかなる配当金支払日においても、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

2008年4月11日及び2008年4月25日に、シリーズ5米国預託証券106百万口により表章される米ドル建利率8.125%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式(「利率8.125%優先株式」)106百万株が発行された。対価は2,650百万米ドル(1,345百万ポンド)であり、額面価額26.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率8.125%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率8.125%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率8.125%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、いかなる配当金支払日においても、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

利率4.875%優先株式、利率4.75%優先株式、利率6.0%優先株式、利率6.278%優先株式、利率6.625%優先株式、利率7.1%優先株式、利率7.75%優先株式及び利率8.125%優先株式(総称して「当優先株式」)は、英国FCAへの事前の通知なく償還又は買戻しを行うことはできず、かかる償還は2006年会社法及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款に従う。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算又はその他の資本の返還(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式の償還若しくは買戻し、又は株式資本の減額を除く。)の際には、当優先株式の保有者は、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産の割当てにおいて、(1)当優先株式に優先するいかなるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済株式の保有者にも劣後し、(2)当優先株式と同順位のパークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の発行済の優先株式及びその他の株式の保有者ともすべての点で同順位であり、(3)当優先株式に劣後するいかなるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の普通株式及びその他の株式の保有者にも優先する。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの利率6%コーラブル永久コアTier1証券及び681百万米ドルの利率6.86%コーラブル永久コアTier1証券(総称して「TON」)の保有者並びにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの利率5.3304%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、533百万米ドルの利率5.926%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、6.3688%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、347百万米ドルの7.434%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券及び14%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券(総称して「RCI」)の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算の際に、一定の例外はあるものの、その時点でTON及びRCIの発行済残高がある場合には、かかる証券に関する未払額を計算する目的においてのみ、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその時点での発行済の最上位クラスの優先株式の保有者と同順位とされる。したがって、当優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算の際にはかかるTON及びRCIの保有者と同順位である(但し、かかる清算の時点で当優先株式より上位のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式のクラスが発行済である場合を除く。この場合、かかるTON及びRCIの保有者はかかる株式の保有者と同順位で、且つ当優先株式の保有者に優先する。)。

上記の順位に従い、当優先株式の保有者は、株主への分配に利用可能なパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産から、利率4.875%優先株式1株につき10,000ユーロ、利率4.75%優先株式1株につき10,000ユーロ、利率6.0%優先株式1株につき10,000ポンド、利率6.278%優先株式1株につき10,000米ドル、利率6.625%優先株式1株につき25米ドル、利率7.1%優先株式1株につき25米ドル、利率7.75%優先株式1株につき25米ドル及び利率8.125%優先株式1株につき0.25米ドルに、それぞれその時点での現配当期間から清算又はその他の資本の返還の開始日までに発生する配当金を加えた額について、清算分配金を受領する権利がある。当優先株式の配当金支払日において、配当金が全額支払われない場合、配当制限が課される。

配当制限が課されると、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びパークレイズ・ピーエルシーはいずれも、(a)普通株式、その他の優先株式又はその他の株式資本に関する配当の宣言又は支払を行うことができず(但し、当該配当金支払日より前に株主の宣言したパークレイズ・ピーエルシーの最終配当金の支払、又はパークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・ピーエルシー若しくは完全所有子会社に支払われた配当金を除く。)、また(b)パークレイズ・ピーエルシー又は完全所有子会社の保有するパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式を除き、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる次回の優先配当金の宣言及び全額の支払日並びに(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる当優先株式の全額の償還又は買戻しの完了日のいずれか早い日まで、それぞれの株式資本の償還、購入、減額又はその他の取得を行うことができない。

当優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、召集通知の受領、参加又は議決権行使を行う権利はない。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの利益又は資産の分配に関して、当優先株式の保有者による個別の株主総会において特別決議による承認(個別の株主総会にて議決権を行使した当優先株式の保有者の4分の3以上の多数による賛成を要する。)があった場合、又は当優先株式の保有者の4分の3の書面による同意がある場合を除き、当優先株式より上位クラスの株式を設定することは認められていない。

上記の場合を除き、当優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの剰余資産の分配を受ける権利はない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金増(減)額	資本金残高	摘要
2012年12月31日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (358,153,771,358円)	
2013年上半期の増減					
新株発行	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (358,153,771,358円)	
株式買戻し	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (358,153,771,358円)	
2013年6月30日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (358,153,771,358円)	

優先株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金 増(減)額	資本金残高
2012年12月31日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面1 ポンド優先株式		1,000株		1,000ポンド (152,890円)
ユーロ建利率4.875%非累積型繰上 償還可能額面100ユーロ優先株式		100,000株		10,000,000ユーロ (1,300,700,000円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償 還可能額面100ユーロ優先株式		140,000株		14,000,000ユーロ (1,820,980,000円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償 還可能額面100ポンド優先株式		75,000株		7,500,000ポンド (1,146,675,000円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上 償還可能額面100米ドル優先株式		100,000株		10,000,000米ドル (985,600,000円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (739,200,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,355,200,000円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (1,133,440,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (2,611,840,000円)
2013年上半期の増減				
2013年上半期に発行された株式		-		-
株式買戻し		-		-
2013年6月30日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面1 ポンド優先株式		1,000株		1,000ポンド (152,890円)
ユーロ建利率4.875%非累積型繰上 償還可能額面100ユーロ優先株式		100,000株		10,000,000ユーロ (1,300,700,000円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償 還可能額面100ユーロ優先株式		140,000株		14,000,000ユーロ (1,820,980,000円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償 還可能額面100ポンド優先株式		75,000株		7,500,000ポンド (1,146,675,000円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上 償還可能額面100米ドル優先株式		100,000株		10,000,000米ドル (985,600,000円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (739,200,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,355,200,000円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上償 還可能額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (1,133,440,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上 償還可能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (2,611,840,000円)

(4) 【大株主の状況】(2013年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 数に対する割合
パークレイズ・グループ・ホールディング ス・リミテッド	英国、ロンドン	2	0%
パークレイズ・ピーエルシー	英国、ロンドン	2,342,558,513	100%
計		2,342,558,515	100%

2 【株価の推移】

該当なし。本書の日付現在において当社の普通株式は証券取引所に上場されていないため、株価の推移はなく、本項は該当しない。

3 【役員 の 状況】

2013年6月28日にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書を関東財務局長に提出した後、当社取締役会に以下の変更が生じた。

(1) 新任取締役

役職名	氏名	生年	主要略歴	所有株式数	就任年月日
業務執行権のない取締役	フリッツ・ヴァン・パーシャン	1961年	フリッツ・ヴァン・パーシャンは、世界有数のホテル会社であるスターウッド・ホテル・アンド・リゾーツ・ワールドワイド・インクの社長兼最高経営責任者を務める。同職就任以来、同氏は新規市場への重要な事業拡大を指揮し、2つのホテルブランドを新たに立ち上げた。 パーシャン氏は、経験豊富な最高経営責任者であり、2005年から2007年にかけてはクアーズ・プリューイング・カンパニーの社長兼最高経営責任者も務め、その間に事業の市場シェアの増加につながった主要な経営再建を統轄した。2005年以前には、パーシャン氏はナイキ・インク及びディズニー・コンシューマー・プロダクツにおいて各種の上級職を歴任した。パーシャン氏は、ジョーンズ・アパレル・グループ・インク及びオークリー・インクという2つのニューヨーク証券取引所上場会社の業務執行権のない取締役を務めた。キャリアの初期において、同氏はボストン・コンサルティング・グループ及びマッキンゼー・アンド・カンパニーのコンサルタントであった。	該当なし	2013年 8月1日
業務執行権のない取締役	マイケル・アシュレー	1954年	マイケル・アシュレーは、2013年9月18日付で業務執行権のない取締役として取締役に就任した。同氏は、かつてKPMGグローバル・ネットワークの一部を構成するKPMGヨーロッパ・エルエルピー（ELLP）の品質及びリスク管理責任者を務めており、同氏の職務はプロフェッショナル・リスクの管理及び品質管理を含んでいた。同氏は、ELLP取締役会の一員を務めた時期もあり、KPMG英国の指名された倫理問題担当パートナーでもあった。 アシュレー氏は、監査パートナーとして20年超の経験を有し、その20年間に複数の大手金融サービスグループ（直近ではHSBCホールディングス及びスタンダードチャータード・ピーエルシー）並びにイングランド銀行の統括監査パートナーを務めた。同氏は、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会の倫理基準委員会委員、英国財務省の監査委員会委員及び欧州財務報告諮問グループの技術専門家部会の副部長も務めている。	該当なし	2013年 9月18日
業務執行権のない取締役	ウエンディ・ルーカス＝ブル	1953年	ルーカス＝ブル氏は、アフリカ有数の金融サービスグループであり、パークレイズが株式の過半数を所有するパークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（旧アブサ・グループ・リミテッド）の会長を務める。 ルーカス＝ブル氏は、リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングを専門分野とする経験豊富な会社取締役であり、1994年より南アフリカの複数の銀行において取締役会レベルの役職を務めてきた。同氏は以前、ランド・マーチャント・バンクの業務執行取締役を務め、ランド・マーチャント・バンク及びファースト・ナショナル・バンクの合併後はファーストランドのリテール部門の統括責任者に就任した。ルーカス＝ブル氏は、現在アングロ・アメリカン・ブラチナム・リミテッドの業務執行権のない取締役を務めており、また、南部アフリカ開発銀行、南アフリカ金融市場諮問委員会、ネッドバンク・グループ・リミテッド及びディメンション・データ・ピーエルシーの取締役会において上級職を務めてきた。	該当なし	2013年 9月19日

2013年7月16日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、グループ財務担当取締役のクリス・ルーカスの後任にトゥーシャー・モーザリアを任命する旨を発表した。また、2013年8月14日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、モーザリア氏が2013年10月15日付けでグループ財務担当取締役に就任し、同日に取締役会に加わると発表した。

(2) 退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
グループ財務担当取締役	クリス・ルーカス	2013年8月16日

(3) 取締役の役職の異動

該当なし。

第6【経理の状況】

(イ)当グループの2013年6月30日に終了した6ヵ月間に係る添付の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成されている。

当該中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定の適用を受けている。

当グループの採用した会計基準、会計慣行及び表示方法と日本において一般に公正妥当と認められているこれらとの主な相違点に関しては、「3 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

当該中間財務書類は、英国金融サービス機構の開示及び透明性規則に従って発行された未監査の半期報告書に基づいて作成されている。

(ロ)当グループの中間財務書類(原文、未監査)はスターリング・ポンドで表示されている。「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2013年9月2日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値、1ポンド=152.89円の為替レートで換算された金額である。従って、スターリング・ポンドで表示されている金額が、上記の相場で実際に円金額に交換されたとか、あるいは交換できたであろうとか、交換できるであろうと解してはならない。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ハ)本書記載の中間財務書類については、独立した監査人による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

作成の基礎

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社である。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りである。

- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類には非支配持分として表示されている。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類には非支配持分として表示されている。
- ・従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識される。パークレイズ・ピーエルシーにおいては株主資本からこれらの自己株式を控除する。
- ・当グループは、2種類のコンティンジェント・キャピタル・ノート（以下「CCN」という。）を発行している。これらはいずれもパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したもので、保有者に利息と元本を支払う。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上のCET 1比率が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却される。CCNの支払クーポンは、このようないリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利である。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下の点で異なる。

- CCNのうち1種類目の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われる。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在する。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはないが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回る。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却される。
- もう1種類のCCNの発行の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼす。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにとって、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され（パークレイズ・ピーエルシー2012年度年次報告書の253ページに掲載されている会計方針15を参照のこと）、公正価値の変動は損益計算書に計上される。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回ったが、差額は、徐々に損益計算書上で償却される。

2013年6月30日に終了した期間のパークレイズ・ピーエルシー決算報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれているが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとはほぼ同じである。

本連結中間財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類を構成するものではない。2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類については、監査人が無限定の監査報告書を発行しており、会社登記機関に提出されている。

会計方針

上半期決算報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、以下の2013年1月1日にパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが適用を開始した会計基準を除き、2012年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結 - 特別目的事業体」の規定に代わるものである。この基準は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが持分を保有する事業体を連結すべきかを判断する新基準を導入するものである。IFRS第10号の適用開始に伴い、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、従来連結していなかった複数の事業体を連結し、従来連結していた複数の事業体の連結を中止したが、これは主にインベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポージャーを有する事業体の連結に影響を与えた。

IAS第19号「従業員給付」（2011年改訂）

IAS第19号（2011年改訂）では、特に、確定給付年金制度から生じる保険数理上の損益を全額認識することを求めている。従来、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループでは、これらの損益を従業員の残存平均勤務期間にわたり繰延べていた（「コリドー」法）。

比較数値は、移行の規定に準拠して、これらの基準について全額修正再表示されている。IFRS第10号は、初度適用の期間の直前の期間についてのみ修正再表示された比較数値の表示を求めている。

当グループは、IFRS第10号とIAS第19号の財務上の影響について記載した修正再表示の文書を2013年4月16日に公表した。

IFRS第10号及びIAS第19号が適用されていた場合の2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの財務上の影響は下表の通りである。

会計上の修正再表示の影響	修正再表示に伴う調整			2012年度 修正再表示 百万ポンド
	2012年度 公表額	IFRS第10号	IAS第19号	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
調整後損益計算書				
税引前利益/(損失)	99	573	(22)	650
税金	(483)	(134)	-	(617)
税引後(損失)/利益	(384)	439	(22)	33
貸借対照表				
資産合計	1,490,747	(144)	(1,842)	1,488,761
負債合計	1,427,853	333	652	1,428,838
株主資本合計	62,894	(477)	(2,494)	59,923

- ・ IFRS第10号の適用による2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの業績へのプラスの財務上の影響は、主にインベストメント・バンクのトレーディング収益の増加と減損の減少を反映している。しかし、パークレイズ・バンク・ピーエルシー2012年度年次報告書ですでに開示している通り、2012年12月31日現在の株主資本合計は、累計で477百万ポンド減少した。
- ・ IAS第19号の適用に伴い、2012年12月31日現在の退職給付資産は23億ポンド減少し、退職給付債務は10億ポンド増加した。また、繰延税金資産が追加で8億ポンド認識され、そのうち4億ポンドが繰延税金資産に、4億ポンドが繰延税金負債に認識された。その結果、資産合計は18億ポンド減少し、負債合計は7億ポンド増加した。当期税引後利益は22百万ポンド減少し、その他の包括利益は24億ポンド減少したため、株主資本は25億ポンド減少した。

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号は、金融及び非金融の資産及び負債の公正価値の計算方法に関する包括的な指針を提供するものである。IFRS第13号の適用によるパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループへの重大な財務上の影響はなかった。

今後の会計基準

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の認識及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、当グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。現在のところ、発効日は2015年1月1日だが、遅れる可能性もある。

今後の会計上の変更の詳細については、パークレイズ・バンク・ピーエルシー2012年度年次報告書を参照のこと。

継続企業の前提

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、パークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書の「事業部門別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」のセクションで論じられている。

取締役は、予見できる将来において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額		5,601	856,337	5,523	844,411	6,127	936,757
手数料収入純額		4,396	672,104	4,306	658,344	4,230	646,725
トレーディング収益純額		4,570	698,707	1,741	266,181	1,609	246,000
投資収益純額		417	63,755	479	73,234	211	32,260
保険契約に基づく保険料収入純額		387	59,168	380	58,098	516	78,891
ブラックロック社に対する投資の 売却純利益		-	-	-	-	227	34,706
その他の収益		32	4,892	48	7,339	60	9,173
収益合計		15,403	2,354,965	12,477	1,907,609	12,980	1,984,512
保険契約に基づく保険金及び給付金 純額		(268)	(40,975)	(237)	(36,235)	(363)	(55,499)
保険金控除後の収益合計		15,135	2,313,990	12,240	1,871,374	12,617	1,929,013
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額		(1,631)	(249,364)	(1,630)	(249,211)	(1,710)	(261,442)
営業収益純額		13,504	2,064,627	10,610	1,622,163	10,907	1,667,571
人件費		(6,431)	(983,236)	(5,522)	(844,259)	(5,945)	(908,931)
一般管理費		(3,357)	(513,252)	(3,172)	(484,967)	(3,573)	(546,276)
営業費用(英国銀行税、並びに支払 保障保険及び金利ヘッジ商品に 係る補償引当金を除く)		(9,788)	(1,496,487)	(8,694)	(1,329,226)	(9,518)	(1,455,207)
英国銀行税		-	-	(345)	(52,747)	-	-
支払保障保険に係る補償引当金		(1,350)	(206,402)	(1,300)	(198,757)	(300)	(45,867)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(650)	(99,379)	(400)	(61,156)	(450)	(68,801)
営業費用		(11,788)	(1,802,267)	(10,739)	(1,641,886)	(10,268)	(1,569,875)
事業売却(損)/益、並びに関連会社 及び合併企業の損益に対する持分		(68)	(10,397)	63	9,632	77	11,773
税引前利益/(損失)		1,648	251,963	(66)	(10,091)	716	109,469
税金		(590)	(90,205)	(304)	(46,479)	(313)	(47,855)
税引後利益/(損失)		1,058	161,758	(370)	(56,569)	403	61,615
以下に帰属するもの:							
親会社の株主		886	135,461	(533)	(81,490)	227	34,706
非支配持分	1	172	26,297	163	24,921	176	26,909
税引後利益/(損失)		1,058	161,758	(370)	(56,569)	403	61,615

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文10ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文97ページから130ページを参照のこと。

(2) 要約連結損益及びその他の包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益/(損失)		1,058	161,758	(370)	(56,569)	403	61,615
損益に振替えられる可能性のある その他の包括利益:							
為替換算再評価差額		511	78,127	(946)	(144,634)	(602)	(92,040)
売却可能投資再評価差額		(97)	(14,830)	743	113,597	(43)	(6,574)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価 差額		(1,137)	(173,836)	420	64,214	242	36,999
その他		20	3,058	45	6,880	51	7,797
損益に振替えられる可能性のある その他の包括利益合計		(703)	(107,482)	262	40,057	(352)	(53,817)
損益に振替えられないその他の包括 利益:							
退職給付の再測定		(37)	(5,657)	(55)	(8,409)	(1,180)	(180,410)
当期その他の包括利益		(740)	(113,139)	207	31,648	(1,532)	(234,227)
当期包括利益合計		318	48,619	(163)	(24,921)	(1,129)	(172,613)
以下に帰属するもの:							
親会社の株主		444	67,883	(161)	(24,615)	(1,261)	(192,794)
非支配持分	1	(126)	(19,264)	(2)	(306)	132	20,181
当期包括利益合計		318	48,619	(163)	(24,921)	(1,129)	(172,613)

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文10ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文97ページから130ページを参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

	2013年6月30日現在		2012年12月31日現在		2012年6月30日現在	
	注記 ¹ 百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産						
現金及び中央銀行預け金	72,720	11,118,161	86,191	13,177,742	126,074	19,275,454
他銀行から取立中の項目	2,578	394,150	1,473	225,207	2,598	397,208
トレーディング・ポートフォリオ資産	151,990	23,237,751	146,352	22,375,757	167,458	25,602,654
公正価値で測定すると指定された金融資産	46,847	7,162,438	46,629	7,129,108	46,761	7,149,289
デリバティブ	403,249	61,652,740	469,156	71,729,261	517,693	79,150,083
銀行に対する貸付金	46,887	7,168,553	40,871	6,248,767	48,765	7,455,681
顧客に対する貸付金	470,062	71,867,779	423,906	64,810,988	452,744	69,220,030
リバース・レボ取引及び その他類似の担保付貸付	222,881	34,076,276	176,522	26,988,449	173,814	26,574,422
売却可能金融投資	91,730	14,024,600	75,133	11,487,084	68,952	10,542,071
未収還付税及び繰延税金資産	4,697	718,124	3,811	582,664	3,959	605,292
前払金、未収収益及び その他の資産	5,579	852,973	4,362	666,906	5,896	901,439
関連会社及び合併企業に 対する投資	591	90,358	633	96,779	549	83,937
のれん及び無形資産	7,849	1,200,034	7,915	1,210,124	7,861	1,201,868
有形固定資産	5,618	858,936	5,754	879,729	5,909	903,427
退職給付資産	100	15,289	53	8,103	56	8,562
資産合計	1,533,378	234,438,162	1,488,761	227,616,669	1,629,089	249,071,417
負債						
銀行預り金	78,330	11,975,874	77,012	11,774,365	94,467	14,443,060
他銀行への未決済項目	1,542	235,756	1,587	242,636	1,671	255,479
顧客預り金	460,294	70,374,350	385,500	58,939,095	408,351	62,432,784
レボ取引及びその他類似の 担保付借入	259,539	39,680,918	217,178	33,204,344	245,833	37,585,407
トレーディング・ポートフォリオ負債	59,360	9,075,550	44,794	6,848,555	51,747	7,911,599
公正価値で測定すると指定された金融負債	71,274	10,897,082	78,561	12,011,191	95,150	14,547,484
デリバティブ	396,125	60,563,551	462,721	70,745,414	507,712	77,624,088
発行債券	102,946	15,739,414	119,525	18,274,177	124,901	19,096,114
未払金、繰延収益及び その他の負債	14,471	2,212,471	12,532	1,916,017	12,589	1,924,732
未払税金及び繰延税金負債	978	149,526	958	146,469	999	152,737
劣後負債	23,270	3,557,750	24,422	3,733,880	22,089	3,377,187
引当金	4,425	676,538	2,766	422,894	1,851	282,999
退職給付債務	1,430	218,633	1,282	196,005	1,358	207,625
負債合計	1,473,984	225,357,414	1,428,838	218,455,042	1,568,718	239,841,295
株主資本						
非支配持分を除く株主資本	56,774	8,680,177	57,067	8,724,974	57,414	8,778,026
非支配持分	1 2,620	400,572	2,856	436,654	2,957	452,096
株主資本合計	59,394	9,080,749	59,923	9,161,627	60,371	9,230,122
負債及び株主資本合計	1,533,378	234,438,162	1,488,761	227,616,669	1,629,089	249,071,417

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文10ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文97ページから130ページを参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	発行済		利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金				
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年6月30日終了上半期						
2013年1月1日現在残高	14,494	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
税引後利益	-	-	886	886	172	1,058
為替換算の変動	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	(99)	-	(99)	2	(97)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付の再測定	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	(429)	873	444	(126)	318
持分決済型株式制度	-	-	337	337	-	337
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(1,034)	(1,034)	-	(1,034)
配当金支払額	-	-	(489)	(489)	(98)	(587)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金支払額	-	-	(225)	(225)	-	(225)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本 注入	-	-	750	750	-	750
キャピタル・ノートの償還	-	(100)	-	(100)	-	(100)
その他の剰余金の変動	-	22	2	24	(12)	12
2013年6月30日現在残高	14,494	2,822	39,458	56,774	2,620	59,394
2012年12月31日終了下半期						
2012年7月1日現在残高	14,494	2,962	39,958	57,414	2,957	60,371
税引後(損失)/利益	-	-	(533)	(533)	163	(370)
為替換算の変動	-	(758)	-	(758)	(188)	(946)
売却可能投資	-	718	-	718	25	743
キャッシュフロー・ヘッジ	-	423	-	423	(3)	420
退職給付の再測定	-	-	(55)	(55)	-	(55)
その他	-	-	44	44	1	45
当期包括利益合計	-	383	(544)	(161)	(2)	(163)
持分決済型株式制度	-	-	348	348	-	348
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(34)	(34)	-	(34)
配当金支払額	-	-	(234)	(234)	(86)	(320)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金支払額	-	-	(244)	(244)	-	(244)
その他の剰余金の変動	-	(16)	(6)	(22)	(13)	(35)
2012年12月31日現在残高	14,494	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	14,494	3,308	42,093	59,895	3,092	62,987
税引後利益	-	-	227	227	176	403
為替換算の変動	-	(531)	-	(531)	(71)	(602)
売却可能投資	-	(62)	-	(62)	19	(43)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
退職給付の再測定	-	-	(1,180)	(1,180)	-	(1,180)
その他	-	1	50	51	-	51
当期包括利益合計	-	(358)	(903)	(1,261)	132	(1,129)
持分決済型株式制度	-	-	369	369	-	369
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(912)	(912)	-	(912)
配当金支払額	-	-	(462)	(462)	(143)	(605)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金支払額	-	-	(221)	(221)	-	(221)
その他の剰余金の変動	-	12	(6)	6	(124)	(118)
2012年6月30日現在残高	14,494	2,962	39,958	57,414	2,957	60,371

1 株式資本及び非支配持分の詳細については原文10ページに記載されている。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	発行済		利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2013年6月30日終了上半期						
2013年1月1日現在残高	2,215,988	508,971	6,000,015	8,724,974	436,654	9,161,627
税引後利益	-	-	135,461	135,461	26,297	161,758
為替換算の変動	-	114,668	-	114,668	(36,541)	78,127
売却可能投資	-	(15,136)	-	(15,136)	306	(14,830)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(165,121)	-	(165,121)	(8,715)	(173,836)
退職給付の再測定	-	-	(5,045)	(5,045)	(612)	(5,657)
その他	-	-	3,058	3,058	-	3,058
当期包括利益合計	-	(65,590)	133,473	67,883	(19,264)	48,619
持分決済型株式制度	-	-	51,524	51,524	-	51,524
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(158,088)	(158,088)	-	(158,088)
配当金支払額	-	-	(74,763)	(74,763)	(14,983)	(89,746)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金支払額	-	-	(34,400)	(34,400)	-	(34,400)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本 注入	-	-	114,668	114,668	-	114,668
キャピタル・ノートの償還	-	(15,289)	-	(15,289)	-	(15,289)
その他の剰余金の変動	-	3,364	306	3,669	(1,835)	1,835
2013年6月30日現在残高	2,215,988	431,456	6,032,734	8,680,177	400,572	9,080,749
2012年12月31日終了下半期						
2012年7月1日現在残高	2,215,988	452,860	6,109,179	8,778,026	452,096	9,230,122
税引後(損失)/利益	-	-	(81,490)	(81,490)	24,921	(56,569)
為替換算の変動	-	(115,891)	-	(115,891)	(28,743)	(144,634)
売却可能投資	-	109,775	-	109,775	3,822	113,597
キャッシュフロー・ヘッジ	-	64,672	-	64,672	(459)	64,214
退職給付の再測定	-	-	(8,409)	(8,409)	-	(8,409)
その他	-	-	6,727	6,727	153	6,880
当期包括利益合計	-	58,557	(83,172)	(24,615)	(306)	(24,921)
持分決済型株式制度	-	-	53,206	53,206	-	53,206
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(5,198)	(5,198)	-	(5,198)
配当金支払額	-	-	(35,776)	(35,776)	(13,149)	(48,925)
優先株式及びその他の株主資本に係る 配当金支払額	-	-	(37,305)	(37,305)	-	(37,305)
その他の剰余金の変動	-	(2,446)	(917)	(3,364)	(1,988)	(5,351)
2012年12月31日現在残高	2,215,988	508,971	6,000,015	8,724,974	436,654	9,161,627
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	2,215,988	505,760	6,435,599	9,157,347	472,736	9,630,082
税引後利益	-	-	34,706	34,706	26,909	61,615
為替換算の変動	-	(81,185)	-	(81,185)	(10,855)	(92,040)
売却可能投資	-	(9,479)	-	(9,479)	2,905	(6,574)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	35,776	-	35,776	1,223	36,999
退職給付の再測定	-	-	(180,410)	(180,410)	-	(180,410)
その他	-	153	7,645	7,797	-	7,797
当期包括利益合計	-	(54,735)	(138,060)	(192,794)	20,181	(172,613)
持分決済型株式制度	-	-	56,416	56,416	-	56,416
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(139,436)	(139,436)	-	(139,436)
配当金支払額	-	-	(70,635)	(70,635)	(21,863)	(92,498)
優先株式及びその他の株主資本に係る配 当金支払額	-	-	(33,789)	(33,789)	-	(33,789)
その他の剰余金の変動	-	1,835	(917)	917	(18,958)	(18,041)
2012年6月30日現在残高	2,215,988	452,860	6,109,179	8,778,026	452,096	9,230,122

1 株式資本及び非支配持分の詳細については原文10ページに記載されている。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益/(損失)	1,648	251,963	(66)	(10,091)	716	109,469
非現金項目の調整	(450)	(68,801)	5,447	832,792	3,770	576,395
営業資産及び負債の変動	10,094	1,543,272	(49,924)	(7,632,880)	26,608	4,068,097
法人税等支払額	(794)	(121,395)	(627)	(95,862)	(889)	(135,919)
営業活動からのキャッシュ純額	10,498	1,605,039	(45,170)	(6,906,041)	30,205	4,618,042
投資活動からのキャッシュ純額	(16,629)	(2,542,408)	(4,627)	(707,422)	(2,151)	(328,866)
財務活動からのキャッシュ純額	(841)	(128,580)	1,056	161,452	(2,979)	(455,459)
現金及び現金同等物に係る為替レートの 影響	3,323	508,053	(1,683)	(257,314)	(2,428)	(371,217)
現金及び現金同等物の純増加額	(3,649)	(557,896)	(50,424)	(7,709,325)	22,647	3,462,500
現金及び現金同等物 期首現在	121,896	18,636,679	172,320	26,346,005	149,673	22,883,505
現金及び現金同等物 期末現在	118,247	18,078,784	121,896	18,636,679	172,320	26,346,005

(6) 要約連結財務書類に対する注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	158	150	154	2,509	2,737	2,842
その他の非支配持分	14	13	22	111	119	115
合計	172	163	176	2,620	2,856	2,957

2 配当金

	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
当期配当金支払額			
普通株式	489	234	462
優先株式	225	244	221
合計	714	478	683

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われた。

3 株式資本

普通株式

2013年6月30日及び2012年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式2,342百万株で構成されていた。

優先株式

2013年6月30日及び2012年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株、1株100ユーロのユーロ建優先株式240,000株、1株100ポンドのポンド建優先株式75,000株、1株100米ドルの米ドル建優先株式100,000株、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式237百万株で構成されていた。

[次へ](#)

(補足情報)

以下の情報は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの中間経営報告書に掲載されているパークレイズ・ピーエルシーの要約連結中間財務書類に基づいている。

1 中間財務書類

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額	2	5,577	852,668	5,525	844,717	6,129	937,063
手数料収入純額		4,396	672,104	4,306	658,344	4,230	646,725
トレーディング収益純額		4,574	699,319	1,738	265,723	1,609	246,000
投資収益純額		417	63,755	478	73,081	366	55,958
保険契約に基づく保険料収入純額		387	59,168	380	58,098	516	78,891
ブラックロック社に対する投資の 売却純利益		-	-	-	-	227	34,706
その他の収益		74	11,314	45	6,880	60	9,173
収益合計		15,425	2,358,328	12,472	1,906,844	13,137	2,008,516
保険契約に基づく保険金及び給付金 純額		(268)	(40,975)	(237)	(36,235)	(363)	(55,499)
保険金控除後の収益合計		15,157	2,317,354	12,235	1,870,609	12,774	1,953,017
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額		(1,631)	(249,364)	(1,630)	(249,211)	(1,710)	(261,442)
営業収益純額		13,526	2,067,990	10,605	1,621,398	11,064	1,691,575
人件費	3	(6,431)	(983,236)	(5,522)	(844,259)	(5,945)	(908,931)
一般管理費	4	(3,350)	(512,182)	(3,175)	(485,426)	(3,575)	(546,582)
営業費用(英国銀行税、並びに支払 保障保険及び金利ヘッジ商品に係る 補償引当金を除く)		(9,781)	(1,495,417)	(8,697)	(1,329,684)	(9,520)	(1,455,513)
英国銀行税	5	-	-	(345)	(52,747)	-	-
支払保障保険に係る補償引当金		(1,350)	(206,402)	(1,300)	(198,757)	(300)	(45,867)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(650)	(99,379)	(400)	(61,156)	(450)	(68,801)
営業費用		(11,781)	(1,801,197)	(10,742)	(1,642,344)	(10,270)	(1,570,180)
事業売却(損)/益、並びに関連会社 及び合弁企業の損益に対する持分		(68)	(10,397)	63	9,632	77	11,773
税引前利益/(損失)		1,677	256,397	(74)	(11,314)	871	133,167
税金	6	(594)	(90,817)	(303)	(46,326)	(313)	(47,855)
税引後利益/(損失)		1,083	165,580	(377)	(57,640)	558	85,313
以下に帰属するもの：							
親会社の株主		671	102,589	(772)	(118,031)	148	22,628
非支配持分	7	412	62,991	395	60,392	410	62,685
税引後利益/(損失)		1,083	165,580	(377)	(57,640)	558	85,313
		ペンス	円	ペンス	円	ペンス	円
継続事業からの1株当たり利益							
基本的普通株式1株当たり 利益/(損失)	8	5.3	8	(6.3)	(10)	1.2	2
希薄化後普通株式1株当たり 利益/(損失)	8	5.2	8	(6.3)	(10)	1.2	2

1 財務書類に対する注記については、原文97ページから130ページを参照のこと。

(2) 要約連結損益及びその他の包括利益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益/(損失)		1,083	165,580	(377)	(57,640)	558	85,313
損益に振替えられる可能性のある その他の包括利益：							
為替換算再評価差額	18	511	78,127	(946)	(144,634)	(602)	(92,040)
売却可能投資再評価差額	18	(94)	(14,372)	745	113,903	(199)	(30,425)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	18	(1,137)	(173,836)	420	64,214	242	36,999
その他		20	3,058	46	7,033	50	7,645
損益に振替えられる可能性のある 包括(損失)/利益合計		(700)	(107,023)	265	40,516	(509)	(77,821)
損益に振替えられないその他の 包括利益：							
退職給付の再測定	18	(37)	(5,657)	(55)	(8,409)	(1,180)	(180,410)
当期その他の包括(損失)/利益		(737)	(112,680)	210	32,107	(1,689)	(258,231)
当期包括利益/(損失)合計		346	52,900	(167)	(25,533)	(1,131)	(172,919)
以下に帰属するもの：							
親会社の株主		232	35,470	(396)	(60,544)	(1,498)	(229,029)
非支配持分		114	17,429	229	35,012	367	56,111
当期包括利益/(損失)合計		346	52,900	(167)	(25,533)	(1,131)	(172,919)

1 注記については、原文97ページから130ページを参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

	注記 ¹	2013年6月30日現在		2012年12月31日現在		2012年6月30日現在	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産							
現金及び中央銀行預け金		72,720	11,118,161	86,191	13,177,742	126,074	19,275,454
他銀行から取立中の項目		2,578	394,150	1,473	225,207	2,598	397,208
トレーディング・ポートフォリオ資産		151,981	23,236,375	146,352	22,375,757	167,452	25,601,736
公正価値で測定すると指定された金融資産		46,847	7,162,438	46,629	7,129,108	46,761	7,149,289
デリバティブ	10	403,072	61,625,678	469,156	71,729,261	517,693	79,150,083
銀行に対する貸付金		46,451	7,101,893	40,462	6,186,235	48,765	7,455,681
顧客に対する貸付金		470,062	71,867,779	423,906	64,810,988	452,744	69,220,030
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付		222,881	34,076,276	176,522	26,988,449	173,814	26,574,422
売却可能投資		91,707	14,021,083	75,109	11,483,415	68,925	10,537,943
未収還付税及び繰延税金資産	6	4,697	718,124	3,815	583,275	3,959	605,292
前払金、未収収益及びその他の資産		5,579	852,973	4,365	667,365	5,896	901,439
関連会社及び合併企業に対する投資		591	90,358	633	96,779	549	83,937
のれん及び無形資産	13	7,849	1,200,034	7,915	1,210,124	7,861	1,201,868
有形固定資産		5,618	858,936	5,754	879,729	5,909	903,427
退職給付資産	16	100	15,289	53	8,103	56	8,562
資産合計		<u>1,532,733</u>	<u>234,339,548</u>	<u>1,488,335</u>	<u>227,551,538</u>	<u>1,629,056</u>	<u>249,066,372</u>
負債							
銀行預り金		78,330	11,975,874	77,012	11,774,365	94,467	14,443,060
他銀行への未決済項目		1,542	235,756	1,587	242,636	1,671	255,479
顧客預り金		460,264	70,369,763	385,411	58,925,488	408,269	62,420,247
レボ取引及びその他類似の担保付借入		259,539	39,680,918	217,178	33,204,344	245,833	37,585,407
トレーディング・ポートフォリオ負債		59,360	9,075,550	44,794	6,848,555	51,747	7,911,599
公正価値で測定すると指定された金融負債		71,274	10,897,082	78,561	12,011,191	95,150	14,547,484
デリバティブ	10	396,125	60,563,551	462,721	70,745,414	507,712	77,624,088
発行債券		102,946	15,739,414	119,525	18,274,177	124,901	19,096,114
未払金、繰延収益及びその他の負債		13,738	2,100,403	12,532	1,916,017	12,589	1,924,732
未払税金及び繰延税金負債	6	982	150,138	962	147,080	999	152,737
劣後負債	14	22,641	3,461,582	24,018	3,672,112	22,089	3,377,187
引当金	15	4,425	676,538	2,766	422,894	1,851	282,999
退職給付債務	16	1,430	218,633	1,282	196,005	1,358	207,625
負債合計		<u>1,472,596</u>	<u>225,145,202</u>	<u>1,428,349</u>	<u>218,380,279</u>	<u>1,568,636</u>	<u>239,828,758</u>
株主資本							
非支配持分を除く株主資本		51,083	7,810,080	50,615	7,738,527	50,935	7,787,452
非支配持分	7	9,054	1,384,266	9,371	1,432,732	9,485	1,450,162
株主資本合計		<u>60,137</u>	<u>9,194,346</u>	<u>59,986</u>	<u>9,171,260</u>	<u>60,420</u>	<u>9,237,614</u>
負債及び株主資本合計		<u>1,532,733</u>	<u>234,339,548</u>	<u>1,488,335</u>	<u>227,551,538</u>	<u>1,629,056</u>	<u>249,066,372</u>

1 注記については、原文97ページから130ページを参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済		利益剰余金	合計	非支配持分 ²	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金 ¹				
	百万ポンド	百万ポンド				
2013年6月30日終了上半期						
2013年1月1日現在残高	12,477	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
税引後利益	-	-	671	671	412	1,083
為替換算の変動	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	(96)	-	(96)	2	(94)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付の再測定	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	(426)	658	232	114	346
普通株式の新規発行	750	-	-	750	-	750
従業員株式制度に基づく株式発行	761	-	337	1,098	-	1,098
自己株式の増加	-	(1,049)	-	(1,049)	-	(1,049)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	1,034	(1,034)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(570)	(570)	(323)	(893)
その他の剰余金の変動	-	-	7	7	(108)	(101)
2013年6月30日現在残高	13,988	3,233	33,862	51,083	9,054	60,137
2012年12月31日終了下半期						
2012年7月1日現在残高	12,462	3,279	35,194	50,935	9,485	60,420
税引後(損失)/利益	-	-	(772)	(772)	395	(377)
為替換算の変動	-	(758)	-	(758)	(188)	(946)
売却可能投資	-	720	-	720	25	745
キャッシュフロー・ヘッジ	-	423	-	423	(3)	420
退職給付の再測定	-	-	(55)	(55)	-	(55)
その他	-	-	46	46	-	46
当期包括利益合計	-	385	(781)	(396)	229	(167)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	15	-	348	363	-	363
自己株式の増加	-	(24)	-	(24)	-	(24)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	34	(34)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(245)	(245)	(330)	(575)
その他の剰余金の変動	-	-	(18)	(18)	(13)	(31)
2012年12月31日現在残高	12,477	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	12,380	3,837	37,189	53,406	9,607	63,013
税引後利益	-	-	148	148	410	558
為替換算の変動	-	(531)	-	(531)	(71)	(602)
売却可能投資	-	(218)	-	(218)	19	(199)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
退職給付の再測定	-	-	(1,180)	(1,180)	-	(1,180)
その他	-	-	49	49	1	50
当期包括利益合計	-	(515)	(983)	(1,498)	367	(1,131)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	82	-	369	451	-	451
自己株式の増加	-	(955)	-	(955)	-	(955)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	912	(912)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(488)	(488)	(364)	(852)
その他の剰余金の変動	-	-	19	19	(125)	(106)
2012年6月30日現在残高	12,462	3,279	35,194	50,935	9,485	60,420

1 株式資本及びその他の剰余金の詳細は原文120ページに記載されている。

2 非支配持分の詳細は、原文101ページに記載されている。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済		利益剰余金	合計	非支配持分 ²	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金 ¹				
	百万円	百万円				
2013年6月30日終了上半期						
2013年1月1日現在残高	1,907,609	561,718	5,269,201	7,738,527	1,432,732	9,171,260
税引後利益	-	-	102,589	102,589	62,991	165,580
為替換算の変動	-	114,668	-	114,668	(36,541)	78,127
売却可能投資	-	(14,677)	-	(14,677)	306	(14,372)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(165,121)	-	(165,121)	(8,715)	(173,836)
退職給付の再測定	-	-	(5,045)	(5,045)	(612)	(5,657)
その他	-	-	3,058	3,058	-	3,058
当期包括利益合計	-	(65,131)	100,602	35,470	17,429	52,900
普通株式の新規発行	114,668	-	-	114,668	-	114,668
従業員株式制度に基づく株式発行	116,349	-	51,524	167,873	-	167,873
自己株式の増加	-	(160,382)	-	(160,382)	-	(160,382)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	158,088	(158,088)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(87,147)	(87,147)	(49,383)	(136,531)
その他の剰余金の変動	-	-	1,070	1,070	(16,512)	(15,442)
2013年6月30日現在残高	2,138,625	494,293	5,177,161	7,810,080	1,384,266	9,194,346
2012年12月31日終了下半期						
2012年7月1日現在残高	1,905,315	501,326	5,380,811	7,787,452	1,450,162	9,237,614
税引後(損失)/利益	-	-	(118,031)	(118,031)	60,392	(57,640)
為替換算の変動	-	(115,891)	-	(115,891)	(28,743)	(144,634)
売却可能投資	-	110,081	-	110,081	3,822	113,903
キャッシュフロー・ヘッジ	-	64,672	-	64,672	(459)	64,214
退職給付の再測定	-	-	(8,409)	(8,409)	-	(8,409)
その他	-	-	7,033	7,033	-	7,033
当期包括利益合計	-	58,863	(119,407)	(60,544)	35,012	(25,533)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	2,293	-	53,206	55,499	-	55,499
自己株式の増加	-	(3,669)	-	(3,669)	-	(3,669)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	5,198	(5,198)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(37,458)	(37,458)	(50,454)	(87,912)
その他の剰余金の変動	-	-	(2,752)	(2,752)	(1,988)	(4,740)
2012年12月31日現在残高	1,907,609	561,718	5,269,201	7,738,527	1,432,732	9,171,260
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	1,892,778	586,639	5,685,826	8,165,243	1,468,814	9,634,058
税引後利益	-	-	22,628	22,628	62,685	85,313
為替換算の変動	-	(81,185)	-	(81,185)	(10,855)	(92,040)
売却可能投資	-	(33,330)	-	(33,330)	2,905	(30,425)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	35,776	-	35,776	1,223	36,999
退職給付の再測定	-	-	(180,410)	(180,410)	-	(180,410)
その他	-	-	7,492	7,492	153	7,645
当期包括利益合計	-	(78,738)	(150,291)	(229,029)	56,111	(172,919)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	12,537	-	56,416	68,953	-	68,953
自己株式の増加	-	(146,010)	-	(146,010)	-	(146,010)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	139,436	(139,436)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(74,610)	(74,610)	(55,652)	(130,262)
その他の剰余金の変動	-	-	2,905	2,905	(19,111)	(16,206)
2012年6月30日現在残高	1,905,315	501,326	5,380,811	7,787,452	1,450,162	9,237,614

1 株式資本及びその他の剰余金の詳細は原文120ページに記載されている。

2 非支配持分の詳細は、原文101ページに記載されている。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益/(損失)	1,677	256,397	(74)	(11,314)	871	133,167
非現金項目の調整	351	53,664	5,478	837,531	4,014	613,700
営業資産及び負債の変動	9,634	1,472,942	(49,530)	(7,572,642)	27,090	4,141,790
法人税等支払額	(794)	(121,395)	(627)	(95,862)	(889)	(135,919)
営業活動からのキャッシュ純額	10,868	1,661,609	(44,753)	(6,842,286)	31,086	4,752,739
投資活動からのキャッシュ純額	(16,628)	(2,542,255)	(5,007)	(765,520)	(2,150)	(328,714)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,212)	(185,303)	1,019	155,795	(3,861)	(590,308)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	3,323	508,053	(1,683)	(257,314)	(2,428)	(371,217)
現金及び現金同等物の純増加	(3,649)	(557,896)	(50,424)	(7,709,325)	22,647	3,462,500
現金及び現金同等物 期首残高	121,896	18,636,679	172,320	26,346,005	149,673	22,883,505
現金及び現金同等物 期末残高	118,247	18,078,784	121,896	18,636,679	172,320	26,346,005

[次へ](#)

(6) 要約連結財務書類に対する注記

1 作成の基礎

上半期決算報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、以下の2013年1月1日に当グループが適用を開始した会計基準を除き、2012年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結 - 特別目的事業体」の規定に代わるものである。この基準は、当グループが持分を保有する事業体を連結すべきかを判断する新基準を導入するものである。IFRS第10号の適用開始に伴い、当グループは、従来連結していなかった複数の事業体を連結し、従来連結していた複数の事業体の連結を中止したが、これは主にインベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポージャーを有する事業体の連結に影響を与えた。

IAS第19号（2011年改訂）「従業員給付」

IAS第19号（2011年改訂）では、特に、確定給付年金制度から生じる保険数理上の損益を全額認識することを求めている。従来、当グループでは、これらの損益を従業員の残存平均勤務期間にわたり繰延べていた（「コリドー」法）。

比較数値は、移行の規定に準拠して、IFRS第10号及びIAS第19号について全額修正再表示されている。IFRS第10号は、初度適用の期間の直前の期間についてのみ修正再表示された比較数値の表示を求めている。当グループは、IFRS第10号とIAS第19号の財務上の影響について記載した修正再表示の文書を2013年4月16日に公表した。

IFRS第10号及びIAS第19号が適用されていた場合の2012年12月31日終了事業年度の当グループの財務上の影響は下表の通りである。

会計上の修正再表示の影響	2012年度 公表額 百万ポンド	修正再表示に伴う調整		2012年度 修正再表示 百万ポンド
		IFRS第10号 百万ポンド	IAS第19号 百万ポンド	
調整後損益計算書				
税引前利益	7,048	573	(22)	7,599
税金	(2,025)	(134)		(2,159)
税引後利益	5,023	439	(22)	5,440
貸借対照表				
資産合計	1,490,321	(144)	(1,842)	1,488,335
負債合計	1,427,364	333	652	1,428,349
株主資本合計	62,957	(477)	(2,494)	59,986

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号は、金融及び非金融の資産の公正価値の計算方法に関する包括的な指針を提供するものである。IFRS第13号の適用による当グループへの重大な財務上の影響はなかった。

今後の会計基準

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の認識及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、当グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、当グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。現在のところ、発効日は2015年1月1日だが、遅れる可能性もある。

今後の会計上の変更の詳細については、バークレイズ2012年度年次報告書を参照のこと。

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、「事業部門別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」のセクションで論じられている。

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

2 利息収入純額

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	101	84	169
売却可能投資 ¹	881	674	1,062
銀行に対する貸付金	215	191	185
顧客に対する貸付金	7,939	7,984	8,464
その他	115	220	179
受取利息	9,251	9,153	10,059
銀行預り金	(98)	(86)	(171)
顧客預り金 ¹	(1,363)	(1,260)	(1,225)
発行債券	(1,241)	(1,342)	(1,579)
劣後負債	(879)	(815)	(817)
その他	(93)	(125)	(138)
支払利息	(3,674)	(3,628)	(3,930)
利息収入純額	5,577	5,525	6,129

- 1 2012年6月の比較数値は、特定の取引の性質をより適切に反映させるために、売却可能投資による受取利息が1,703百万ポンドから1,062百万ポンドに、顧客預り金による支払利息が1,866百万ポンドから1,225百万ポンドに修正再表示されている。利息収入純額の合計額に変更はない。

3 人件費¹

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
報酬費用			
繰延賞与費用	655	568	655
当年度賞与費用	511	328	539
販売手数料、コミットメント及びその他の インセンティブ	204	107	228
パフォーマンス・コスト	1,370	1,003	1,422
給与	2,703	2,606	2,648
社会保険料	376	316	369
退職後給付	348	270	342
手当及びトレーディング・インセンティブ	163	156	106
その他の報酬費用	190	239	282
報酬費用合計	5,150	4,590	5,169
その他の人材調達費用			
アウトソーシング	522	551	448
余剰人員削減及び事業再編費用	383	11	57
臨時従業員費用	281	271	210
その他	95	99	61
その他の人材調達費用合計	1,281	932	776
人件費合計	6,431	5,522	5,945
従業員合計			
常勤者相当数	139,900人	139,200人	139,000人

- 1 2013年度上半期において、当グループは、費用の性質及び内部管理をより適切に反映させるために、アウトソーシング費用を一般管理費から人件費に変更した。この変更による純影響額は、2013年度上半期について522百万ポンド、2012年度上半期について448百万ポンド、一般管理費が減少し、人件費が増加したことである。

人件費合計は8%増加して6,431百万ポンドになった。これは主に、Transformの一環として欧州RBB及びインベストメント・バンク全体にわたる余剰人員削減及び事業再編費用383百万ポンドを反映している。

当グループの報酬費用は、5,150百万ポンドとほぼ横ばいであり（2012年：5,169百万ポンド）、当グループの調整後営業収益純額に対する報酬の比率は引続き38%であった（2012年度通年：38%、2012年度上半期：38%）。当グループのパフォーマンス・コストは4%減少して1,370百万ポンドになり、当グループの当年度賞与費用は5%減少して511百万ポンドになった。この金額には、Transformの一環として前倒して計上された繰延賞与費用94百万ポンドが含まれている。2013年度の繰延賞与費用は引続き安定しており、2013年6月30日現在で付与されているがまだ費用計上されていない賞与報奨の将来の期間に関する予想費用は12億ポンド（2012年：17億ポンド）であった。

インベストメント・バンクの報酬費用は2,542百万ポンド（2012年：2,579百万ポンド）であり、インベストメント・バンクの収益に対する報酬の比率は39%で引続き安定していた（2012年度通年：40%、2012年度上半期：40%）。インベストメント・バンクでは、税引前利益が7%増加したのに対して、パフォーマンス・コストは3%減少して1,009百万ポンドになった。

通年の業績が評価可能になるまで報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2013年度の賞与プールに関して報奨はまだ付与されていない。上半期における当年度賞与費用は、会計上の要件に従って見積られた費用に対する引当金を表している。

その他の人材調達費用は505百万ポンド増加して1,281百万ポンドになったが、これは主にTransform達成費用に関する余剰人員削減及び事業再編費用383百万ポンドによるものである。

4 一般管理費¹

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
インフラ費用			
不動産及び設備	899	764	892
有形固定資産償却費	331	332	337
オペレーティング・リース料	320	315	307
無形資産償却費	234	224	211
有形固定資産及び無形資産の減損	48	14	3
インフラ費用合計	1,832	1,649	1,750
その他の費用			
コンサルタント料、弁護士費用及びその他の専門家報酬	541	606	576
定期刊行物、出版物、事務用品及び通信費	390	360	367
マーケティング、広告及びスポンサー料	257	315	257
旅費及び宿泊費	153	167	157
その他の一般管理費	177	78	468
その他の費用合計	1,518	1,526	1,825
一般管理費合計	3,350	3,175	3,575

- 1 2013年度上半期において、当グループは、費用の性質及び内部管理をより適切に反映させるために、アウトソーシング費用を一般管理費から人件費に変更した。この変更による純影響額は、2013年度上半期について522百万ポンド、2012年度上半期について448百万ポンド、一般管理費が減少し、人件費が増加したことである。

一般管理費は6%減少して3,350百万ポンド(2012年:3,575百万ポンド)になった。これは主に、銀行間取引金利の設定に関する業界全体を対象とした調査に関連する課徴金290百万ポンドが当期には発生しなかったことを反映しており、Transform達成費用160百万ポンドによって相殺された。

5 英国銀行税

銀行に対する年次課税を導入する英国の法律が2011年7月に制定されたが、これは当グループの年度末現在の負債を参照して算定される。この課税の結果、2012年12月31日終了事業年度において345百万ポンドの営業費用が追加計上された。2013年度の費用合計は約520百万ポンドと予想されており、その全額がIFRSに準拠して2013年12月31日に認識される予定である。

6 税金

2013年度上半期の税額は594百万ポンド(2012年:313百万ポンド)であり、これは35.4%(2012年:35.9%)の実効税率に相当する。2期共に実効税率が英国税率の23.25%(2012年:24.5%)を上回った理由としては、英国外の利益が英国の法定税率を上回る現地の法定税率で課税されたこと、控除対象外の税金及び損金不算入の費用が挙げられ、非課税所得の影響によって一部相殺された。

	資産			負債		
	2013年 6月30日 百万ポンド	2012年 12月31日 百万ポンド	2012年 6月30日 百万ポンド	2013年 6月30日 百万ポンド	2012年 12月31日 百万ポンド	2012年 6月30日 百万ポンド
当期及び繰延税金資産及び負債						
当期税金	149	252	266	(698)	(621)	(352)
繰延税金	4,548	3,563	3,693	(284)	(341)	(647)
合計	4,697	3,815	3,959	(982)	(962)	(999)

繰延税金資産4,548百万ポンド(2012年:3,563百万ポンド)は主に英国、米国及びスペインで計上された金額に関連している。

7 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:						
- 優先株式	239	230	232	5,948	5,927	5,942
- 上位Tier 2 商品	1	2	2	486	591	589
アブサ・グループ・リミテッド	158	150	154	2,509	2,737	2,842
その他の非支配持分	14	13	22	111	116	112
合計	412	395	410	9,054	9,371	9,485

8 1株当たり利益

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
親会社の株主に帰属する利益/(損失)	671	(772)	148
	百万株	百万株	百万株
基本的加重平均発行株式数 ¹	12,675	12,223	12,215
潜在的普通株式数	365	375	317
希薄化後加重平均株式数	13,040	12,598	12,532
	ペンス	ペンス	ペンス
基本的普通株式1株当たり利益/(損失)	5.3	(6.3)	1.2
希薄化後普通株式1株当たり利益/(損失)	5.2	(6.3)	1.2

1 基本的加重平均株式数には、従業員給付信託においてトレーディング目的で保有する自己株式は含まれない。

9 普通株式配当金

パークレイズの方針は、四半期毎に配当金の宣言及び支払を実施することである。1株当たり1ペンスの2013年度第1回期中配当金は、2013年6月7日に支払われた。取締役会は、普通株式1株当たり1ペンスの2013年度第2回期中配当金を、2013年8月9日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して、2013年9月13日に支払うことを決定している。これにより、2013年度上半期では合計2ペンス(2012年:2ペンス)となる。株主は、パークレイズ・ピーエルシー・スクリップ配当金プログラム(以下「当該プログラム」という。)に加入することによって、配当金をパークレイズ株式に再投資することができる。当該プログラムはパークレイズ2013年度年次株主総会において株主から承認された。当該プログラムは、第2回期中配当金について初めて提供され、今後支払われる配当金についても提供される予定である(取締役会が各配当について当該プログラムの利用を認めることが条件となる)。

期中の配当金支払額	2013年6月30日 終了上半期		2012年12月31日 終了下半期		2012年6月30日 終了上半期	
	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド
	最終配当金	3.5	442			3.0
期中配当金	1.0	128	2.0	245	1.0	122

米国及びカナダの適格居住者である米国預託証書(以下「ADR」という。)保有者については、普通株式1株当たり1ペンスの第2回期中配当金が、米国預託株式(以下「ADS」という。)1株(普通株式4株に相当)当たり4ペンス相当となる。ADR預託機関は、2013年8月9日の営業終了時点で登録されているADR保有者に対して、2013年9月13日に第2回期中配当金を支払う予定である。

10 デリバティブ

	契約上の想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
2013年6月30日現在			
為替デリバティブ	5,611,437	64,279	(67,837)
金利デリバティブ	36,824,042	280,046	(264,599)
クレジット・デリバティブ	1,956,420	28,559	(28,128)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数 デリバティブ並びにコモディティ・ デリバティブ	992,595	27,159	(33,231)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	45,384,494	400,043	(393,795)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	158,440	1,332	(595)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	127,140	1,642	(1,347)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	22,496	55	(388)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	308,076	3,029	(2,330)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	45,692,570	403,072	(396,125)
2012年12月31日現在			
為替デリバティブ	4,423,737	59,299	(63,821)
金利デリバティブ	32,995,831	351,381	(336,625)
クレジット・デリバティブ	1,768,180	29,797	(29,208)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数 デリバティブ並びにコモディティ・ デリバティブ	1,005,366	24,880	(29,933)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	40,193,114	465,357	(459,587)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	177,122	2,043	(1,097)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	108,240	1,576	(1,984)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	17,460	180	(53)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	302,822	3,799	(3,134)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	40,495,936	469,156	(462,721)

	契約上の想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
2012年6月30日現在			
為替デリバティブ	5,067,266	58,663	(63,369)
金利デリバティブ	38,549,480	374,359	(357,665)
クレジット・デリバティブ	1,926,860	48,100	(46,539)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数 デリバティブ並びにコモディティ・ デリバティブ	1,505,558	31,584	(35,278)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	47,049,164	512,706	(502,851)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	210,141	2,760	(1,414)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	133,581	2,121	(3,388)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	10,246	106	(59)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	353,968	4,987	(4,861)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	47,403,132	517,693	(507,712)

総額ベースのデリバティブ資産の公正価値は14%減少して4,030億ポンド（2012年：4,690億ポンド）になった。これは、総額ベースのデリバティブ・エクスポージャーを減少させるための最適化への取り組みの影響、及び主要フォワード・カーブの上昇を反映しており、為替レートの変動によって相殺された。

デリバティブのネットティングの詳細については、注記12「金融資産と金融負債の相殺」に含まれている。

11 公正価値で保有する金融商品

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、2012年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」とあわせて読むべきである。

帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値の計算に用いられる評価方法は、2012年度年次報告書の開示と一致している。

以下の表は、当グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値をまとめたものである。

	2013年6月30日現在		2012年12月31日現在	
	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド	帳簿価額 百万ポンド	公正価値 百万ポンド
金融資産				
現金及び中央銀行預け金	72,720	72,720	86,191	86,191
他銀行から取立中の項目	2,578	2,578	1,473	1,473
銀行に対する貸付金	46,451	46,451	40,462	40,462
顧客に対する貸付金：				
- 住宅ローン	179,903	169,256	174,988	164,608
- クレジットカード債権、無担保貸付 及びその他のリテール貸付	66,351	65,312	66,414	65,357
- コーポレート・ローン	223,808	217,839	182,504	176,727
リバース・レポ取引及びその他類似の 担保付貸付	222,881	222,881	176,522	176,461
金融負債				
銀行預り金	(78,330)	(78,330)	(77,012)	(77,025)
他銀行への未決済項目	(1,542)	(1,542)	(1,587)	(1,587)
顧客預り金：				
- 当座預金及び要求払預金	(132,694)	(132,694)	(127,786)	(127,786)
- 貯蓄預金	(120,593)	(120,593)	(99,875)	(99,875)
- その他の定期預金	(206,977)	(207,058)	(157,750)	(157,752)
発行債券	(102,946)	(103,365)	(119,525)	(119,669)
レポ取引及びその他類似の担保付借入	(259,539)	(259,539)	(217,178)	(217,178)
劣後負債	(22,641)	(22,516)	(24,018)	(23,467)

公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、観察可能な市場インプットの重要性を反映したヒエラルキーに従って公正価値で保有する金融商品を分類することを企業に求めている。公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の定義の通りである。

取引相場価格 - レベル1

その価値が活発な市場において観察可能な場合、金融商品はレベル1に分類される。かかる金融商品は、相場価格が容易に入手可能である活発な市場における同一の資産又は負債の未調整相場価格を参照して評価され、その価格は独立当事者間ベースで実際かつ定期的に発生する市場取引を表す。活発な市場とは、継続的に価格情報を提供するのに十分な量と頻度で取引が発生する市場のことである。

このカテゴリーには、取引所又は決済機関で活発に売買される流動性のある政府債、活発に売買される上場株式及び取引所で活発に売買されるデリバティブが含まれる。

観察可能なインプットを用いる評価手法 - レベル2

レベル2に分類される金融商品は、インプットが活発な市場で観察可能なモデルを用いて評価されている。観察可能なインプットに基づく評価には、市場で標準的な価格決定手法を用いて評価されるスワップ及び先渡、並びに市場で標準的な価格決定モデルへのインプットの全てが観察可能である、市場で一般的に取引されるオプション等の金融商品が含まれる。

このカテゴリーには、ほとんどの投資適格格付及び流動性のある高利回り債券、特定のアセット・バック証券、米国政府機関証券、政府債、あまり活発に売買されない上場株式、銀行、企業及び地方自治体の債券、特定のOTCデリバティブ、特定の転換社債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、ローン担保証券（以下「CLO」という。）、ほとんどのコモディティ・ベースのデリバティブ、クレジット・デリバティブ、特定のクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、ほとんどのファンド受益証券、特定のローン、為替直物及び先渡取引、並びに特定の発行債券が含まれる。

重要な観察不能インプットを用いる評価手法 - レベル3

観察可能な市場データに基づいていない重要なインプット（以下「観察不能なインプット」という。）をその評価に組み込んでいる場合、金融商品はレベル3に分類される。活発な市場での取引から直接観察可能な場合、又は実行可能な出口価格を示す説得力のある外部証拠がある場合、評価インプットは観察可能とみなされる。金融商品の評価額の10%超に寄与することが明らかになった場合、インプットは重要とみなされる。

観察不能なインプットのレベルは通常、性質が類似する観察可能なインプット、過去の観察又はその他の分析的手法に基づき決定される。

レベル3のカテゴリーには、特定の社債、不良債権、プライベート・エクイティ投資、商業不動産ローン、特定のOTCデリバティブ（相関や長期ボラティリティ等の複雑で観察不能なインプットが求められるもの）、特定の転換社債、特定のCDS、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャー、特定のファンド受益証券、特定のアセット・バック証券、特定の発行債券、特定のCDO（合成及び一部のキャッシュを原資産とするもの）、特定のCLO及び特定のローンが含まれる。

以下の表は、当グループの公正価値で保有する金融資産及び金融負債を公正価値ヒエラルキー及び貸借対照表上の分類別に表示したものである。

	以下の評価手法に基づく			合計 百万ポンド
	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	
2013年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	58,758	85,208	8,015	151,981
公正価値で測定すると指定された 金融資産	16,043	25,997	4,807	46,847
デリバティブ金融資産	3,128	393,933	6,011	403,072
売却可能資産	37,599	51,326	2,782	91,707
資産合計	115,528	556,464	21,615	693,607
トレーディング・ポートフォリオ負債	(25,504)	(33,644)	(212)	(59,360)
公正価値で測定すると指定された 金融負債		(69,471)	(1,803)	(71,274)
デリバティブ金融負債	(2,541)	(388,450)	(5,134)	(396,125)
負債合計	(28,045)	(491,565)	(7,149)	(526,759)
2012年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	51,639	86,199	8,514	146,352
公正価値で測定すると指定された 金融資産	14,518	26,025	6,086	46,629
デリバティブ金融資産	2,863	460,076	6,217	469,156
売却可能資産	28,949	43,280	2,880	75,109
資産合計	97,969	615,580	23,697	737,246
トレーディング・ポートフォリオ負債	(20,294)	(24,498)	(2)	(44,794)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(182)	(76,024)	(2,355)	(78,561)
デリバティブ金融負債	(2,666)	(455,068)	(4,987)	(462,721)
負債合計	(23,142)	(555,590)	(7,344)	(586,076)

以下の評価手法に基づく

	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	合計 百万ポンド
2012年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	71,718	86,367	9,367	167,452
公正価値で測定すると指定された 金融資産	9,636	29,388	7,737	46,761
デリバティブ金融資産	1,902	507,134	8,657	517,693
売却可能資産	31,377	34,574	2,974	68,925
資産合計	114,633	657,463	28,735	800,831
トレーディング・ポートフォリオ負債	(25,387)	(26,251)	(109)	(51,747)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(51)	(92,169)	(2,930)	(95,150)
デリバティブ金融負債	(1,885)	(499,020)	(6,807)	(507,712)
負債合計	(27,323)	(617,440)	(9,846)	(654,609)

公正価値で測定すると指定された金融商品には、教育、公的住宅供給及び地方自治体の貸付金ポートフォリオ162億ポンド（2012年：176億ポンド）が含まれている。これらの評価には、その他の（観察可能な）要因の中で、内部信用スプレッドが引き続き使用されている。評価の不確実性は、主にポートフォリオの長期的性質、貸付金の活発な流通市場がないこと、また、貸付金の取引相手について観察可能な信用スプレッドがないことから生じている。第三者による比較可能な資産の売却などにより対象資産の評価が観察可能になった場合、評価額が現在の帳簿価額と大幅に異なる可能性がある。

以下の表は、当グループの公正価値で保有する金融資産及び金融負債を公正価値ヒエラルキー及び商品タイプ別に表示したものである。

	資産 使用した評価手法			負債 使用した評価手法		
	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)	取引相場価格 (レベル1)	観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年6月30日現在						
金利デリバティブ	1	281,661	1,358		(265,512)	(1,029)
為替デリバティブ	2	64,162	170	(2)	(68,069)	(154)
クレジット・ デリバティブ ¹		26,180	2,379		(26,941)	(1,187)
エクイティ・ デリバティブ	3,122	8,577	1,500	(2,504)	(14,654)	(2,038)
コモディティ・ デリバティブ	1	13,315	644	(1)	(13,312)	(722)
政府及び政府保証債	64,626	71,545	226	(15,539)	(27,704)	
社債	1,346	24,967	3,274		(3,802)	(15)
譲渡性預金証書、コ マーマーシャル・ペーパー 及びその他の短期金融 商品	316	5,486			(2,905)	(578)
リバース・レポ取引 及びレポ取引		7,713			(7,589)	
非アセット・バック・ ローン		18,123	1,514		(6)	
アセット・バック証券	20	25,438	3,294		(622)	(209)
商業不動産ローン			1,578			
発行債券					(55,323)	(1,162)
エクイティ現物商品	42,827	4,176	156	(9,964)	(2,197)	
ファンド及びファンド リンク型商品	936	1,441	671	(35)	(1,257)	(51)
コモディティ現物	2,317	3,049			(76)	
その他 ²	14	631	4,851		(1,596)	(4)
合計	115,528	556,464	21,615	(28,045)	(491,565)	(7,149)

- 1 クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャーが含まれている。
- 2 その他には、主にリーマン・ブラザーズ北米事業の買収の結果生じた受取債権、アセット・バック・ローン及びプライベート・エクイティ投資が含まれている。

	資産 使用した評価手法			負債 使用した評価手法		
	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な 観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な 観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド
	2012年12月31日現在					
金利デリバティブ		353,647	1,353		(338,502)	(1,204)
為替デリバティブ	1	59,275	203		(63,630)	(244)
クレジット・ デリバティブ ¹		26,758	3,039		(28,002)	(1,206)
エクイティ・ デリバティブ	2,851	6,281	1,092	(2,626)	(10,425)	(1,702)
コモディティ・ デリバティブ	12	13,984	660	(5)	(14,632)	(543)
政府及び政府保証債	65,598	60,336	367	(13,098)	(20,185)	
社債	844	28,640	3,339	(130)	(3,312)	(36)
譲渡性預金証書、コ マーマーシャル・ペーパー 及びその他の短期金融 商品	203	5,443		(5)	(7,840)	(760)
リバース・レポ取引 及びレポ取引		6,034			(6,020)	
非アセット・バック・ ローン	21	19,666	2,365	(2)	(3)	
アセット・バック証券	17	26,787	4,106	(2)	(831)	
商業不動産ローン			1,798			
発行債券					(57,303)	(1,439)
エクイティ現物商品	26,992	2,855	145	(7,236)	(1,111)	
ファンド及びファンド リンク型商品	737	2,447	754	(38)	(2,000)	(122)
コモディティ現物	678	2,438			(73)	
その他 ²	15	989	4,476		(1,721)	(88)
合計	97,969	615,580	23,697	(23,142)	(555,590)	(7,344)

- 1 クレジット・デリバティブには、モノライン保険会社に対するデリバティブ・エクスポージャーが含まれている。
- 2 その他には、主にリーマン・ブラザーズ北米事業の買収の結果生じた受取債権、アセット・バック・ローン及びプライベート・エクイティ投資が含まれている。

レベル1とレベル2の間での金融資産及び金融負債の組替え

最も直近に発行された政府債が最も活発に売買されると考えられる。特定の政府債が新規発行された場合、貸借対照表上にレベル1として保有されている過去の発行分は、トレーディング活動の低下を反映するために、レベル2に振替られる。2013年度上半期の新規発行の結果、631百万ポンドの政府及び政府保証債がレベル1からレベル2に振替られた。

-

[前へ](#) [次へ](#)

レベル3の変動分析

以下の表は、当年度におけるレベル3の残高の変動を要約したものである。この表は当年度における利益及び損失を示しており、レベル3へ、またレベル3から振替られた全ての金融資産及び金融負債の金額を含んでいる。振替は当年度期首に実施したとみなしている。

	2013年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計 百万 ポンド	振替		2013年 6月30日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の 収益 百万 ポンド		レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド	
政府及び政府保証債	321	125	(193)		(23)	6				(64)	172
社債	3,136	155	(117)			55	(7)		74	(33)	3,263
アセット・バック証券	3,614	2,207	(3,118)		(298)	884			121	(118)	3,292
非アセット・バック・ ローン	344	111	(255)			6			3	(1)	208
ファンド及びファンド リンク型商品	685		(31)			32				(66)	620
その他	414	46	(21)		(7)	39				(11)	460
トレーディング・ポート フォリオ資産	8,514	2,644	(3,735)		(328)	1,022	(7)		198	(293)	8,015
商業不動産ローン	1,798	630	(708)		(238)	129			2	(35)	1,578
非アセット・バック・ ローン	2,021	26	(6)		(178)	(23)	(87)	(1)	101	(547)	1,306
アセット・バック・ ローン	564	429	(589)		(14)	88				(96)	382
プライベート・ エクイティ投資	1,350	81	(38)		(20)	(2)	19		19	(8)	1,401
その他	353	17	(130)			(24)			5	(81)	140
公正価値で測定すると 指定された金融資産	6,086	1,183	(1,471)		(450)	168	(68)	(1)	127	(767)	4,807
アセット・バック証券	492		(520)		(30)		29	31			2
政府及び政府保証債	46	9			(1)						54
その他	2,342	10	(39)		(6)		396	9	43	(29)	2,726
売却可能投資	2,880	19	(559)		(37)		425	40	43	(29)	2,782
社債	(2)	(1)				(2)				2	(3)
その他			(239)		27	3					(209)
トレーディング・ポート フォリオ負債	(2)	(1)	(239)		27	1				2	(212)
譲渡性預金証書、コマー シャル・ペーパー及び その他の短期金融商品	(760)			(20)		80	51			71	(578)
発行債券	(1,439)	5	9	(67)	279	(27)			(36)	114	(1,162)
その他	(156)				(1)		1			93	(63)
公正価値で測定すると 指定された金融負債	(2,355)	5	9	(87)	278	53	52		(36)	278	(1,803)

	2013年 1月1日 現在 百万 ポンド	購入 百万 ポンド	売却 百万 ポンド	発行 百万 ポンド	決済 百万 ポンド	損益計算書に認識 された当期利益及 び損失合計		その他の 包括利益 に認識さ れた利益 又は損失 合計 百万 ポンド	振替		2013年 6月30日 現在 百万 ポンド
						トレー ディング 収益 百万 ポンド	その他 の 収益 百万 ポンド		レベル3 へ 百万 ポンド	レベル3 から 百万 ポンド	
金利デリバティブ	149				59	186	(2)		90	(153)	329
クレジット・ デリバティブ	1,776	24	(52)		48	(364)	(34)		(317)	76	1,157
エクイティ・ デリバティブ	(608)	163		(238)	(8)	(50)			(4)	207	(538)
コモディティ・ デリバティブ	117	(24)		(114)	(28)	82			(31)	(80)	(78)
その他	(204)			2	79	46			93	(9)	7
デリバティブ純額	1,230	163	(52)	(350)	150	(100)	(36)		(169)	41	877
合計	16,353	4,013	(6,047)	(437)	(360)	1,144	366	39	163	(768)	14,466

レベル2とレベル3の間の金融商品の移動は、主に) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加又は減少、あるいは) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因する。観察不能なインプットが金融商品の評価額の10%超の場合に重要とみなされ、当該金融商品はレベル3に分類される。観察不能なインプットの重要性は定期的に再評価され、その結果により、レベル2とレベル3の間で振替が行われる。

2013年度上半期において、レベル3への振替は合計163百万ポンドであった。トレーディング・ポートフォリオ資産として保有されているアセット・バック証券121百万ポンドは、観察可能な市場取引の減少を反映して、レベル3に振替られた。公正価値で101百万ポンドの損益を通じて公正価値で測定すると指定された貸付金及び純額ベースで317百万ポンドのクレジット・デリバティブは、2013年6月30日現在の観察不能なインプットの重要性の再評価を受けて、レベル2からレベル3に振替られた。

レベル3からの振替は合計768百万ポンドであった。公正価値で547百万ポンドの損益を通じて公正価値で測定すると指定された特定の貸付金及び153百万ポンドの金利デリバティブは、2013年6月30日現在の貸付金の公正価値の評価に用いられた観察不能なインプットの重要性の再評価を受けて、レベル3からレベル2に振替られた。さらに、エクイティ・デリバティブ207百万ポンド、発行債券114百万ポンド、トレーディング・ポートフォリオ資産として保有されるアセット・バック証券118百万ポンドが、観察可能な市場取引に従って、レベル3から振替られた。

レベル3の金融資産及び金融負債に係る利益及び損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産及び金融負債から生じ、当年度において認識された利益及び損失を開示している。

期末現在保有されるレベル3の金融資産及び金融負債について当期において認識された利益及び損失

	2013年6月30日現在				2012年12月31日現在 ¹			
	損益計算書				損益計算書			
	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	合計	トレーディング収益	その他の収益	その他の包括利益	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
トレーディング・ポートフォリオ資産	593			593	(36)	(7)		(43)
公正価値で測定すると指定された金融資産	12	48		60	(174)	6		(168)
売却可能資産		381	15	396	(3)	(11)	67	53
トレーディング・ポートフォリオ負債	(1)			(1)	(1)			(1)
公正価値で測定すると指定された金融負債	28			28	33	55		88
デリバティブ純額	(193)	(34)		(227)	(1,747)	(61)		(1,808)
合計	439	395	15	849	(1,928)	(18)	67	(1,879)

1 レベル3の金融資産及び金融負債について認識された利益及び損失は、2012年12月31日終了事業年度のものである。

評価手法及び感応度分析

当期の評価手法は、2012年度年次報告書に記載されたものと一致しているが、開示された商品分類は、IFRS第13号に基づく開示要件により適切な水準の詳細を表示するために、修正されている。商品タイプは従来、デリバティブとデリバティブ以外の商品の両方を含めていたが、当上半期は分けられている。例えば、「エクイティ商品」は「エクイティ・デリバティブ」と「エクイティ現物商品」に分けられている。「非アセット・バック債券」は「政府及び政府保証債」、「社債」、「譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の短期金融商品」、「発行債券」に分けられている。「非アセット・バック・ローン」は従来、「その他」の商品タイプの一部として開示されていた。

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能パラメータを有する（レベル3）商品に対して実施される。適用される感応度分析の手法は、使用した評価手法の性質、また、観察可能な代理及び過去のデータの入手可能性及び信頼性並びに代替モデルの使用による影響が考慮される。感応度はポートフォリオの分散の影響を反映せずに計算される。

感応度は月次で動的に算出される。計算は信頼できる参照元の範囲、標準偏差又はスプレッド・データ、あるいは代替的な市場見通しに基づくシナリオ、並びに代替モデルの使用による影響に基づいている。適用される変動水準又はシナリオは商品毎に検討され、データの質及び基礎となる市場の変動によって異なる。代替モデルの使用に対する感応度は、シナリオ分析及び代理手法を通じて定量化される。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

商品タイプ別	公正価値		有利な変動		不利な変動	
	資産合計	負債合計	損益計算書	株主資本	損益計算書	株主資本
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年6月30日現在						
金利デリバティブ	1,358	(1,029)	136		(133)	
為替デリバティブ	170	(154)	53		(53)	
クレジット・デリバティブ	2,379	(1,187)	219		(450)	
エクイティ・デリバティブ	1,500	(2,038)	233		(230)	(1)
コモディティ・デリバティブ	644	(722)	63		(63)	
政府及び政府保証債	226					
社債	3,274	(15)	19		(11)	
譲渡性預金証書、コマーシャル・ ペーパー及びその他の短期金融 商品		(578)				
非アセット・バック・ローン	1,514		53	9	(83)	(9)
アセット・バック証券	3,294	(209)	168		(158)	
商業不動産ローン	1,578		82		(37)	
発行債券		(1,162)				
エクイティ現物商品	156			14		(14)
ファンド及びファンドリンク型 商品	671	(51)	66		(66)	
その他	4,851	(4)	309	61	(302)	(49)
合計	21,615	(7,149)	1,401	84	(1,586)	(73)
2012年12月31日現在						
金利デリバティブ	1,353	(1,204)	109		(109)	
為替デリバティブ	203	(244)	44		(44)	
クレジット・デリバティブ	3,039	(1,206)	410		(512)	
エクイティ・デリバティブ	1,092	(1,702)	220		(214)	(1)
コモディティ・デリバティブ	660	(543)	70		(70)	
政府及び政府保証債	367					
社債	3,339	(36)	15		(11)	
譲渡性預金証書、コマーシャル・ ペーパー及びその他の短期金融 商品		(760)				
非アセット・バック・ローン	2,365		59	12	(58)	(12)
アセット・バック証券	4,106		390	7	(305)	(7)
商業不動産ローン	1,798		64		(47)	
発行債券		(1,439)				
エクイティ現物商品	145			13		(13)
ファンド及びファンドリンク型 商品	754	(122)	112		(112)	
その他	4,476	(88)	312	64	(281)	(60)
合計	23,697	(7,344)	1,805	96	(1,763)	(93)

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大15億ポンド（2012年：19億ポンド）の公正価値の増加又は最大17億ポンド（2012年：19億ポンド）の公正価値の減少をもたらすことになり、その潜在的な影響のほぼ全ては株主資本ではなく、損益計算書に対する影響である。

リーマンの買収に関連する受取債権（注記20）に対してストレスは適用されていない。当該受取債権の測定に固有の感応度は、訴訟引当金の感応度と類似している。このため、これ以外の資産に匹敵する基準で上方と下方のストレスを適用することはできない。

重要な観察不能インプット

以下の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される資産及び負債についての評価手法及び重要な観察不能インプット、並びにこれらの重要な観察不能インプットに用いられる数値の範囲を開示したものである。

	資産合計		負債合計		評価手法	重要な観察不能 インプット	範囲		加重 平均 ¹	単位 ²
	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド	百万 ポンド			最小値	最大値		
デリバティブ ³										
金利デリバティブ	1,358	(1,029)	割引キャッシュフロー オプション・モデル		インフレ・フォワード	0.4	4			%
					インフレ・ボラティリティ	0.5	2			%
					金利ボラティリティ	11	66			%
					金利対金利の相関関係	(34)	100			%
クレジット・ デリバティブ	2,379	(1,187)	割引キャッシュフロー 相関モデル		信用スプレッド	49	1,530			bps
					価格	5	100			ポイント
					クレジット相関関係	18	90			%
					オプション・ボラティリティ	7	10			%
エクイティ・ デリバティブ	1,500	(2,038)	オプション・モデル		エクイティ・ボラティリティ	14	150			%
					エクイティ対エクイティの相関関係	25	100			%
					エクイティ対FXの相関関係	(91)	65			%
デリバティブ以外の 金融商品										
社債	3,274	(15)	割引キャッシュフロー コンラブル・プライス		信用スプレッド	135	550	227		bps
					価格	0	104	32		ポイント
アセット・バック 証券	3,294	(209)	割引キャッシュフロー コンラブル・プライス		条件付期限前償還率	0	44	6		%
					年率換算デフォルト率	0	23	5		%
					割引マージン	300	1,200	576		bps
					デフォルト時損失率	0	100	72		%
					利回り	0	47	7		%
					信用スプレッド	6	4,869	253		bps
					価格	0	104	60		ポイント
商業不動産ローン	1,578		割引キャッシュフロー		デフォルト時損失率	0	12	0.3		%
					利回り	1	33	11		%
					信用スプレッド	239	333	259		bps
非アセット・ バック・ローン	1,514		割引キャッシュフロー		信用スプレッド	47	2,445	75		bps
その他 ⁴	4,851	(4)	プライベート・エクイティ-割引キャッシュフロー		流動性ディスカウント	15	15	15		%
					加重平均資本コスト	11	18	13		%
					プライベート・エクイティ-EBITDAマルチプル	0	9	7		%

- 1 加重平均は、デリバティブ以外の金融商品について提供されており、関連する公正価値ごとのインプットが加重計算されている。デリバティブについては、公正価値ごとの加重計算が比較可能な数値をもたらさないため、加重平均は提供されていない。
- 2 重要な観測不能インプットの範囲の開示に用いられる単位は、パーセンテージ、ポイントおよびベース・ポイントである。ポイントは基準値に対する割合である。例えば、100ポイントは基準値の100%に相当する。ベース・ポイントは1%の100分の1に相当する。例えば、150ベース・ポイントは1.5%に等しい。
- 3 一部のデリバティブ商品については、当該商品の信用評価調整（以下「CVA」という。）の計算に使用する信用スプレッドが重要で観測不能なため、レベル3に分類される。観測不能な信用スプレッドの範囲は49ベース・ポイントから1,530ベース・ポイントの間である。
- 4 「その他」には主に、リーマン・ブラザーズ北米事業の買収から生じた受取債権、アセット・バック・ローン及びプライベート・エクイティ投資が含まれる。

以下のセクションでは、上記の表で識別された重要な観測不能インプット、並びに重要な観測不能インプットの増加に対するレベル3の資産及び負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度について記載している。感応度に関する記載では、一般的に、反比例の関係も適用される。

公正価値測定に用いられる重要な観測不能インプットの間で信頼性のある相互関係が識別可能な場合、それらの相互関係の記載が以下に含まれている。

コンパラブル・プライス

比較可能な金融商品の価格は、比較可能かつ観測可能な債券の価格から推定利回り（又は流動的なベンチマークを上回るスプレッド）を計算することにより評価に用いられ、その利回り（又はスプレッド）を調整して観測不能な債券の価値が導き出される。利回り（又はスプレッド）の調整は、満期や信用度などの債券の関連する相違点について説明するものでなければならない。代替的に、評価対象の債券の価値を定めるために、比較可能な金融商品と当該債券との間で価格が対応していると仮定することができる。一般的に、コンパラブル・プライスが単独で大幅に上昇すると、公正価値は現物商品の保有者に有利に変動する。

デリバティブについては、コンパラブル・プライスから導き出されたインプットが単独で大幅に上昇すると、当該商品の個別の条件次第で、公正価値が有利に変動することも、不利に変動することもある。

条件付期限前償還率

条件付期限前償還率とは、借り手が貸付金の元本を任意かつ予定外に返済する確率である。期限前償還率は、将来の予測キャッシュフローの時期を変更することにより、有価証券の加重平均期間に影響を与える。

条件付期限前償還率が単独で大幅に上昇すると、当該商品の個別の条件次第で、公正価値が有利に変動することも、不利に変動することもある。

条件付期限前償還率は通常、信用スプレッドと反比例している。すなわち、借り手の信用スプレッドが高い有価証券は通常、期限前償還率がより低く、デフォルト率がより高くなる傾向にある。

年率換算デフォルト率

年率換算デフォルト率とは、借り手が貸付金の元本について債務不履行を起こす確率を年率換算したものである。年率換算デフォルト率が単独で大幅に上昇すると、当該商品の個別の条件次第で、公正価値が有利に変動することも、不利に変動することもある。

年率換算デフォルト率と条件付期限前償還率は通常、反比例しており、貸付金の債務不履行が減少すれば、通常は信用度が増加し、そのため、期限前償還が増加する。

相関関係

相関関係とは、2つの変数の変動の間の関係の測定値（すなわち、ある変数の変動がもう1つの変数の変動にどのように影響を及ぼすか）である。相関関係は、複数の金融商品を対象とするデリバティブ契約の評価に用いられる主要なインプットである。例えば、対象銘柄のバスケットに係る売建オプション契約の場合、当該バスケットのボラティリティ、したがって、当該オプションの公正価値は、バスケットの構成要素間の相関関係によって異なる。クレジット相関関係とは通常、債務担保証券の構造における参照プールを構成する個別銘柄に関する債務不履行のプロセス間の相関関係を指す。

相関関係が単独で大幅に上昇すると、当該商品の個別の条件次第で、公正価値が有利に変動することも、不利に変動することもある。

信用スプレッド / 割引マージン

信用スプレッドは通常、ある金融商品とベンチマーク証券又は参照レートの間利回りの相違に相当する。信用スプレッドは、ある金融商品の信用リスクに対するエクスポージャーの受入れに対して市場参加者が要求すると考えられる追加利回りを反映している。金融商品の信用スプレッドは、割引キャッシュフローの計算に用いられる利回りの一部を構成する。一般的に、信用利回り又は割引マージンが単独で大幅に上昇すると、公正価値は現物商品の保有者に不利に変動する。

デリバティブについては、信用スプレッド又は割引マージンが単独で大幅に上昇すると、当該商品の個別の条件次第で、公正価値が有利に変動することも、不利に変動することもある。

EBITDA

利息、税金、減価償却費及び償却費控除前利益は、ある事業体の維持可能な利益についての業界の標準的な測定基準である。一般的に、EBITDAが単独で大幅に上昇すると、公正価値は当該事業体に有利に変動する。

EBITDAマルチプル

EBITDAマルチプルとはEBITDAに対する企業価値の比率に相当し、企業価値とはある企業の株主資本と負債の合計価値から現金及び現金同等物を差引いたものである。一般的に、EBITDAマルチプルが単独で大幅に上昇すると、公正価値は当該企業に有利に変動する。

フォワード

将来行われる予定の金融取引に適用される価格又はレート。フォワードは通常、キャリー・コスト調整後の直物の価格又はレートに基づいており、将来のある時点で通貨、債券、コモディティ又はその他の対象商品を引き渡す際に用いられる予定の価格又はレートと定義されている。フォワードはまた、貸付金の支払に係る金利など、将来の金融債務について定められたレートを指す場合もある。一般的に、フォワードが単独で大幅に上昇すると、公正価値は対象商品（通貨、債券、コモディティなど）の契約上の受け手に有利に変動するが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なる。

流動性ディスカウント

流動性ディスカウントとは、上場会社（流動性が高い）と非上場プライベート・エクイティの間の基準である。一般的に、流動性ディスカウントが単独で大幅に上昇すると、公正価値は非上場プライベート・エクイティに不利に変動する。

デフォルト時損失率

デフォルト時損失率は、残高に対する担保清算時の予想損失の比率に相当する。一般的に、回収率が低下し、証券化に支払う予測キャッシュフローが減少すると、デフォルト時損失率が大幅に上昇し、その結果、公正価値が減少して、証券化商品の保有者の不利になる。

ボラティリティ

ボラティリティは、オプションリティ条件を含むデリバティブ商品の評価に用いられる主要インプットである。ボラティリティは、一定のデリバティブ対象と引き換えになる変動性又は不確実性の測定基準である。これは、特定の対象商品、パラメータまたはインデックスの価値が時間の経過とともにどの程度変動するかの見積りに相当する。通常、ボラティリティは観察されたオプション価格から推定される。観察不能なオプションについては、推定ボラティリティは、対象リスクの性質に関する追加の仮定を反映しており、また、個別のオプション契約の一定の行使価格／満期の特性を反映している。

一般的に、ボラティリティが単独で大幅に上昇すると、公正価値は単純なオプションの保有者に有利に変動するが、その感応度は当該商品の個別の条件によって異なる。

観察不能なボラティリティと観察可能なものから推定されるその他の観察不能なインプットの間で相互関係が存在することがある（例えば、株価が下落すると、推定されるエクイティ・ボラティリティは一般的に上昇する）が、これらは個々の市場に固有のものであり、時間の経過とともに変わる可能性がある。

加重平均資本コスト

キャッシュフローの受取りリスクを反映するためにキャッシュフロー予測に適用される割引ファクター。一般的に加重平均資本コストが単独で大幅に上昇すると、公正価値はキャッシュフローの受け手に不利に変動する。

利回り

割引将来キャッシュフロー分析において予測キャッシュフローの割引に用いられるレート。一般的に、利回りが単独で大幅に上昇すると、公正価値は現物商品の保有者に不利に変動する。

公正価値調整

実施された公正価値調整は、2012年度年次報告書に詳述されているものと一貫性がある。

2013年6月30日現在、公正価値で保有すると指定されたパークレイズの金融負債の公正価値評価から、当グループ自身の信用度の調整が生じた。パークレイズの信用スプレッドは2013年度において拡大し、その結果、主に当グループの信用度そのものの変動の公正価値から86百万ポンドの利益（2012年：2,945百万ポンドの費用）をもたらしたが、これは、為替レートの影響、時間減衰、売買取引も反映している。

当グループは、グループ金融資産及び金融負債の公正価値の測定に、IFRS第13号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用している。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（すなわち資産）の売却、又は特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（すなわち負債）の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定される。

財務書類の利用者の観点から関心があると考えられるその他の主要な評価調整は以下の通りである。

	2013年6月30日 百万ポンド	2012年12月31日 百万ポンド	2012年6月30日 百万ポンド
ビッド・オファーによる評価調整	(459)	(452)	(501)
不確実性の調整	(241)	(294)	(307)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(67)	(101)	
デリバティブ信用評価調整：			
- モノライン保険会社	(63)	(235)	(348)
- その他のデリバティブ信用評価調整	(436)	(693)	(928)
デリバティブの信用評価調整（マイナス）	493	442	726

重要な観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して損益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、以下の通りであった。

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
期首残高	148	144	117
追加額	41	43	35
償却及び戻入額	(30)	(39)	(8)
期末残高	159	148	144

未認識利益について保有されている剰余金は、主にデリバティブに関連している。

第三者による信用補完

公正価値で測定し、分離不能な第三者による信用補完が付された重要な負債はなかった。

12 金融資産と金融負債の相殺

IAS第32号「金融商品：表示」に準拠して、当グループは、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図又は資産の現金化と負債の決済を同時に行う意思がある場合のみ、貸借対照表において金融資産と金融負債を純額ベースで報告している。ネットティング契約が以下の項目に及ぼす影響は、以下の表の通りである。

- ・貸借対照表において純額ベースで報告されるすべての金融資産及び金融負債
- ・強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象だが、貸借対照表上のネットティングが認められていないすべてのデリバティブ、リバース・レポ取引及びレポ取引、並びにその他類似の担保付貸付及び担保付借入

以下の表は、貸借対照表において相殺されている金額、並びに強制可能なネットティング契約（相殺契約及び金融担保）の対象だが、上記のIAS第32号の規定におけるネットティングの基準を満たさない金額も識別している。

以下の「純額」の表示は、信用リスクに対する当グループの実際のエクスポージャーを表示することを目的としていないが、これは、ネットティング及び担保契約の他に、様々な信用リスク軽減戦略が用いられているためである。

	強制可能なネットティング契約の対象である金額						強制可能なネットティング契約の対象でない金額 ⁴	貸借対照表上の合計 ⁵
	貸借対照表上の相殺の影響			相殺されない関連金額 ³				
	総額	相殺額 ¹	貸借対照表に報告された純額 ²	金融商品	金融担保	純額		
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2013年6月30日現在								
デリバティブ金融資産	733,148	(343,563)	389,585	(324,303)	(48,131)	17,151	13,487	403,072
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付	287,999	(122,612)	165,387		(163,353)	2,034	57,494	222,881
資産合計	1,021,147	(466,175)	554,972	(324,303)	(211,484)	19,185	70,981	625,953
デリバティブ金融負債	(724,856)	343,458	(381,398)	324,303	42,818	(14,277)	(14,727)	(396,125)
レポ取引及びその他類似の担保付借入	(288,955)	122,612	(166,343)		164,573	(1,770)	(93,196)	(259,539)
負債合計	(1,013,811)	466,070	(547,741)	324,303	207,391	(16,047)	(107,923)	(655,664)

- 1 デリバティブ金融資産の相殺額には、ネットिंगされた現金担保2,008百万ポンド（2012年12月31日：6,506百万ポンド、2012年6月30日：8,968百万ポンド）が含まれている。デリバティブ金融負債の相殺額には、ネットिंगされた現金担保1,903百万ポンド（2012年12月31日：4,957百万ポンド、2012年6月30日：9,733百万ポンド）が含まれている。決済時に資産と負債は17,478百万ポンド（2012年12月31日：9,879百万ポンド、2012年6月30日：12,515百万ポンド）相殺されている。その他の重要な認識済の資産及び負債は貸借対照表上で相殺されていない。したがって、この表に含める必要がある貸借対照表のカテゴリーは、上記のものだけである。
- 2 この表には、強制可能なマスター・ネットिंग契約の対象である、公正価値で測定すると指定されたリバース・レボ取引40億ポンド（2012年12月31日：30億ポンド、2012年6月30日：50億ポンド）は含まれていない。
- 3 金融担保は、公正価値で反映されているが、担保差入の過剰分を含まないようにするために、貸借対照表上のエクスポージャー純額に限定されている。
- 4 この列には、該当する管轄区域の法律に基づく不確実性の影響を受ける契約上の相殺の権利が含まれている。
- 5 貸借対照表上の合計は、強制可能なネットिंग契約の対象である「貸借対照表に報告された純額」と「強制可能なネットिंग契約の対象でない金額」の合計である。

	強制可能なネットिंग契約の対象である金額						強制可能な ネットिंग 契約の 対象でない 金額 ⁴	貸借対照表 上の合計 ⁵
	貸借対照表上の相殺の影響			相殺されない関連金額 ³				
	総額	相殺額 ¹	貸借対照表 に報告され た純額 ²	金融商品	金融担保	純額		
百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2012年12月31日現在								
デリバティブ金融資産	879,082	(420,741)	458,341	(387,672)	(53,183)	17,486	10,815	469,156
リバース・レボ取引及び その他類似の担保付 貸付	231,477	(100,989)	130,488		(129,716)	772	46,034	176,522
資産合計	1,110,559	(521,730)	588,829	(387,672)	(182,899)	18,258	56,849	645,678
デリバティブ金融負債	(869,514)	419,192	(450,322)	387,672	52,163	(10,487)	(12,399)	(462,721)
レボ取引及びその他類 似の担保付借入	(232,029)	100,989	(131,040)		130,444	(596)	(86,138)	(217,178)
負債合計	(1,101,543)	520,181	(581,362)	387,672	182,607	(11,083)	(98,537)	(679,899)
2012年6月30日現在								
デリバティブ金融資産	985,224	(483,691)	501,533	(425,616)	(57,242)	18,675	16,160	517,693
リバース・レボ取引及び その他類似の担保付 貸付	234,954	(107,483)	127,471		(127,124)	347	46,343	173,814
資産合計	1,220,178	(591,174)	629,004	(425,616)	(184,366)	19,022	62,503	691,507
デリバティブ金融負債	(973,640)	484,456	(489,184)	425,616	53,411	(10,157)	(18,528)	(507,712)
レボ取引及びその他類 似の担保付借入	(265,554)	107,483	(158,071)		156,981	(1,090)	(87,762)	(245,833)
負債合計	(1,239,194)	591,939	(647,255)	425,616	210,392	(11,247)	(106,290)	(753,545)

- 1 デリバティブ金融資産の相殺額には、ネットtingされた現金担保2,008百万ポンド（2012年12月31日：6,506百万ポンド、2012年6月30日：8,968百万ポンド）が含まれている。デリバティブ金融負債の相殺額には、ネットtingされた現金担保1,903百万ポンド（2012年12月31日：4,957百万ポンド、2012年6月30日：9,733百万ポンド）が含まれている。決済時に資産と負債は17,478百万ポンド（2012年12月31日：9,879百万ポンド、2012年6月30日：12,515百万ポンド）相殺されている。その他の重要な認識済の資産及び負債は貸借対照表上で相殺されていない。したがって、この表に含める必要がある貸借対照表のカテゴリーは、上記のものだけである。
- 2 この表には、強制可能なマスター・ネットting契約の対象である、公正価値で測定すると指定されたりバース・レポ取引40億ポンド（2012年12月31日：30億ポンド、2012年6月30日：50億ポンド）は含まれていない。
- 3 金融担保は、公正価値で反映されているが、担保差入の過剰分を含まないようにするために、貸借対照表上のエクスポージャー純額に限定されている。
- 4 この列には、該当する管轄区域の法律に基づく不確実性の影響を受ける契約上の相殺の権利が含まれている。
- 5 貸借対照表合計は、強制可能なネットting契約の対象である「貸借対照表に報告された純額」と「強制可能なネットting契約の対象でない金額」の合計である。。

相殺されない関連金額

デリバティブ資産及び負債

「金融商品」の列は、ISDAマスター契約又はデリバティブ取引・決済カウンターパーティ契約などのネットting契約に基づく相殺の対象である金融資産及び金融負債を識別している。これらの契約により、同じ取引相手との未決済取引はすべて相殺可能であり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合、契約の対象であるすべての未決済取引にわたり、一括清算ネットtingが適用される。

金融担保とは、一般的に日次又は週次で受け入れられる現金及び現金以外の担保のことであり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合に担保の現金化を可能にすることにより、取引相手間のエクスポージャー純額をカバーすることを目的としている。

レポ取引及びりバース・レポ取引並びにその他類似の担保付貸付および担保付借入

「金融商品」の列は、グローバル買戻マスター契約及びグローバル有価証券貸付マスター契約などのネットting契約に基づく相殺の対象である金融資産及び金融負債を識別している。これらの契約により、同じ取引相手との未決済取引はすべて相殺可能であり、債務不履行又はその他の既定の事象が発生した場合、契約の対象であるすべての未決済取引にわたり、一括清算ネットtingが適用される。金融担保は通常、取引相手による債務不履行の場合に法的に移転され、清算可能な流動性の高い有価証券で構成される。

これらの相殺及び担保契約並びに当グループが利用するその他の信用リスク軽減戦略の詳細については、2012年度年次報告書の「信用リスクの軽減」のセクション（原文329ページ）に記載されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

13 のれん及び無形資産

	2013年6月30日現在 百万ポンド	2012年12月31日現在 百万ポンド	2012年6月30日現在 百万ポンド
のれん	5,115	5,206	5,295
無形資産	2,734	2,709	2,566
合計	7,849	7,915	7,861

2013年6月30日現在、当グループの貸借対照表上に計上されていたのれんは5,115百万ポンド（2012年：5,206百万ポンド）であった。のれんは主に、英国RBBの3,144百万ポンド（2012年：3,144百万ポンド）、アフリカRBBの789百万ポンド（2012年：863百万ポンド）、バークレイカードの513百万ポンド（2012年：514百万ポンド）及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの391百万ポンド（2012年：391百万ポンド）から構成されている。

のれんは、四半期毎に減損の兆候について見直しが行われ、年1回、帳簿価額とその回収可能価額との比較により減損テストが実施される。すべてののれんは減損の兆候について評価されている。減損の兆候は識別されなかった。

14 劣後負債

	2013年6月30日現在 百万ポンド	2012年12月31日現在 百万ポンド	2012年6月30日現在 百万ポンド
1月1日現在残高	24,018	24,870	24,870
発行	652	2,258	
償還	(1,333)	(2,680)	(2,153)
その他	(696)	(430)	(628)
期末現在の期限付及び無期限劣後負債合計	22,641	24,018	22,089

2013年6月30日に終了した6ヶ月間において、償還の内訳は、固定利付劣後債636百万ポンド（750百万ユーロ）及び554百万ポンド（850百万米ドル）、CPI連動コーラブル債135百万ポンド（1,886百万南アフリカ・ランド）、並びに下位保証付無期限変動利付債8百万ポンド（12百万米ドル）であった。利率7.75%コンティンジェント・キャピタル・ノート652百万ポンド（1,000百万米ドル）が発行された。

15 引当金

	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在	2012年6月30日現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
余剰人員削減及び事業再編	402	71	163
未実行の契約上のコミットド・ファシリティ及び保証	178	159	222
有償契約	81	104	107
支払保障保険に係る補償	1,650	986	406
金利ヘッジ商品に係る補償	1,349	814	450
訴訟	185	200	187
その他引当金	580	432	316
合計	4,425	2,766	1,851

支払保障保険に係る補償

2011年の司法審査手続の結論を受けて、英国金融サービス機構（以下「FSA」という。）のガイドライン及び類似の申立ての解決に関する業界の経験に基づき、支払保障保険（以下「PPI」という。）に係る補償引当金10億ポンドが2011年5月に計上された。その後、2012年度において合計16億ポンドの追加引当金が計上された。

2013年6月30日までに、顧客が開始した1.46百万件（2012年12月31日：1.1百万件）の請求¹が受理され、処理された。月次の受理された請求件数は2012年5月のピーク時から46%減少しているが、減少率は以前の予想を下回っている。このため、減少率の鈍化を反映するように、予想請求件数の将来の水準は上げられている。予想請求件数の全体的な増加に伴い、金融オンブズマン・サービス（以下「FOS」という。）に付託される可能性が高い請求件数の予想も上方修正されている。その結果、2014年12月までの運営費用に対する引当金を含め、これらの仮定のアップデートを反映するために、2013年6月に追加引当金13.5億ポンドが認識された。2013年6月30日現在、引当金のうち23億ポンドが使用されており、引当金の残高は16.5億ポンドであった。

- 1 これまでに受理した請求件数の合計には、PPI保険証書がない請求が含まれているが、積極的な通知郵送に反応した結果の請求は含まれていない。

2012年8月、規制上の基準に従い、パークレイズは約750,000件の保険の契約者に対する積極的な通知の郵送を開始した。2013年6月30日までに、このうち約510,000件（2012年12月31日：100,000件）については、通知が郵送されたか、または自主的にパークレイズに連絡をとったかのいずれかであり、残りについては2013年12月31日までに連絡をとる予定である。

これまでに、パークレイズでは受理した全請求のうち平均41%（2012年12月31日：39%）が審査を通過している。これには善意の意思表示としての支払は含まれておらず、また、PPI保険証書がない請求の比率が高いことを反映している。これまでの有効な請求1件当たりの平均補償額は2,830ポンド（2012年12月31日：2,750ポンド）で、その内訳は、その内容に応じて、保険料の払戻し、複利計算による利息及び8%の利息である。

現在の引当金は、以下の様々な主要な仮定に基づいており、これらについては経営陣の重大な判断及びモデル化が引き続き含まれている。

- 顧客が開始した請求件数 - 6月30日現在で受理されているが未処理の請求件数及び顧客が開始する将来の請求件数の見積りであり、件数は時間の経過とともに減少すると予想されている。
- 積極的な通知郵送に対する反応率 - 積極的な通知郵送に反応した結果の請求件数。
- 審査通過率 - 審査時に有効であるとして審査を通過する請求の比率。
- 平均請求補償額 - 審査を通過した請求に関する顧客への予想平均支払額であり、保険契約の種類及び年限に基づいている。

引当金には、当グループの請求取扱費用及び後にFOSに付託される請求に関連する費用の見積りも含まれている。

これらの仮定は、特に将来の請求水準に係る不確実性により、依然として主観的なものである。その結果発生する引当金は、PPI補償の将来におけるすべての予想費用についてのパークレイズの最善の見積りを表しているが、最終的な結果が現在の見積りと異なる可能性があり、その差異が重要な場合には追加引当金が計上されるが、そうでなければ残りの費用はいずれも通常の営業活動の一環として取扱われることになる。下記の表は、重要な仮定別に2013年6月30日までの実績データ、引当金算出に使用した予測の仮定及び感応度分析を詳述し、将来の予想についての仮定が高すぎる又は低すぎると判明した場合の引当金への影響を説明している。

仮定	2013年6月30日までの累積実績	将来の予想	感応度分析 引当金の増加/減少
受理され、処理された顧客が開始した請求 ¹	1,460千件	630千件	50千件の増減により、 引当金54百万ポンドの増減
積極的な通知郵送	510千件	240千件	
積極的な通知郵送に対する反応率 ²	24%	39%	1%の増減により、 引当金9百万ポンドの増減
請求1件当たりの平均審査通過率 ³	41%	46%	1%の増減により、 引当金17百万ポンドの増減
有効な請求1件当たりの平均補償額 ³	2,830ポンド	2,560ポンド	100ポンドの増減により、 引当金56百万ポンドの増減

- 1 これまでに受理した請求件数の合計には、PPI保険証書がない請求が含まれているが、積極的な通知郵送に反応した結果の請求は含まれていない。
- 2 積極的な通知郵送に対する反応率は、通知郵送と顧客の反応との時間差を反映し、時間の経過とともに上限に達すると予想されている。
- 3 請求には、顧客からの請求と積極的な通知郵送に対する反応の両方が含まれている。将来予想される通過率は、時間の経過とともに積極的な通知郵送の占める割合が増加することを反映している。

金利ヘッジ商品に係る補償

2012年6月29日、FSAは、中小企業に販売された金利ヘッジ商品について実施予定の審査及び補償に関して、パークレイズを含む多数の英国の銀行と合意に達したことを発表した。2013年1月31日、FSAは、パークレイズ及び他の複数の銀行が行った初期の試験的な審査の結果の結果に関する報告書を公表した。この報告書には、本格的な審査及び補償がそれに従って実施されることになる規定に関するさまざまな変更及び明確化された点が含まれており、パークレイズはこの報告書で定められているアプローチに従って補償を実施することに同意した。

該当期間に金利ヘッジ商品が販売された個人又はリテールに分類される顧客数は約4,000であり、そのうち約2,900は合意の条件においてノンソフィスティケートド（高度の金融知識を有しない）に分類されている。2012年12月31日現在、850百万ポンドの引当金が認識されていたが、これはノンソフィスティケートドに分類される顧客に対する将来の補償及び関連費用についての経営陣の最善の見積りを反映している。見積りは初期の試験的な実施結果から母集団全体への推定に基づいている。2012年12月31日現在の貸借対照表に認識された引当金は、2012年において取り崩された36百万ポンドを控除後で、814百万ポンドであり、主に管理費用に関連していた。

2013年度において追加案件が審査され、当グループの引当金が基礎とするサンプルについて、より代表的なものがより多く提供されている。その結果、追加引当金650百万ポンドが認識され、累積費用は1,500百万ポンドに達した。貸借対照表上の引当金は1,349百万ポンドで、取崩累計額151百万ポンドを反映している。

この引当金は、保証を完了させる費用を全額カバーするのに十分だと見込まれているが、補償の実施対象となっていないソフィスティケートド（高度の金融知識を有している）に分類される顧客からの請求、又はノンソフィスティケートドに分類される顧客からの派生的損害による増額分に関して引当金は認識されていない。これらについてはモニタリングされ、債務の結果生じる可能性の高いアウトフローが識別される範囲で将来の引当金が認識されることになる。

16 退職給付

2013年6月30日現在、当グループの全制度を通してのIAS第19号（改訂）に基づく年金積立不足額は、13億ポンド（2012年：12億ポンド）であった。積立不足の増加は、当グループのさまざまな年金制度にわたる少額の変動によるものである。当グループの主要制度である英国退職基金（以下「UKRF」という。）は8億ポンド（2012年：8億ポンド）の積立不足であった。

UKRFの3年毎の積立状況についての評価は直近では2010年9月30日付で実施され、50億ポンドの積立不足が判明した。合意された回収計画に基づき、不足額に対する拠出金18億ポンドが2011年12月に基金に支払われ、さらに5億ポンドが2012年4月に支払われた。不足額に対する追加拠出金はその後2017年度から2021年度まで支払われる予定であり、2017年度の6.5億ポンドから2021年度まで毎年約3.5%ずつ増加する予定である。不足額に対するこれらの拠出金は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものである。

制度の保険数理人は、9月30日現在の積立状況の年次報告を作成している。直近の年次報告は2012年9月30日現在で実施され、36億ポンドの積立不足が判明した。次回の3年毎の積立状況についての評価は、2013年9月30日付の予定である。積立不足額回収計画を含む拠出金の規定については、2014年度末までにパークレイズ・バンクと受託者の間で合意される予定である。

17 株式資本及びワラント

払込済株式資本は、1株25ペンスの普通株式12,867百万株（2012年：12,243百万株）で構成されている。2013年6月30日現在、未行使のワラントはなかった（2012年：379.2百万株）。

18 その他の剰余金

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、2013年度において750百万ポンド増加（2012：531百万ポンド減少）したが、これは主に米ドル及びユーロが英ポンドに対して上昇したことに起因している。非支配持分に関連する為替換算再評価差額は239百万ポンド（2012年：71百万ポンド）減少したが、これは南アフリカ・ランドが英ポンドに対して下落したことに起因している。

当期において、為替換算再評価差額から2百万ポンドの利益（2012年：20百万ポンドの利益）が損益計算書に認識された。

売却可能投資再評価差額

売却可能投資再評価差額は96百万ポンド減少（2012年：502百万ポンド増加）したが、これは主に国債の公正価値の変動から生じた損失1,885百万ポンドが、公正価値ヘッジに起因して損益計算書に振替られた利益1,823百万ポンドによって相殺されたことに起因している。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替られる。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の1,080百万ポンドの減少（2012年：7億ポンドの増加）は主に、ヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値の減少を反映している。

自己株式

当期において、主に従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映して、自己株式の正味購入1,049百万ポンド（2012年：955百万ポンド）が行われ、繰延株式報酬の権利確定を反映して、1,034百万ポンド（2012年：912百万ポンド）が利益剰余金に振替られた。

19 偶発債務及び契約債務

	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在	2012年6月30日現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
有価証券貸付取引			42,609
担保証券として差入れられた保証及び信用状	17,641	15,855	14,995
契約履行保証、銀行引受手形及び裏書手形	6,013	6,406	7,120
偶発債務	23,654	22,261	64,724
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	1,229	1,027	1,299
スタンドバイ・ファシリティ、クレジットライン及びその他の契約債務	260,970	247,816	245,853

金融サービス補償機構

金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）は、認定を受けた金融機関が支払請求に対応できない場合の顧客に向けた英国の補償制度である。この制度では、英国の認可預金受入機関が預金者からの請求に対応できない場合に預金者に補償を提供する。FSCSは、制度上の年度（4月1日から3月31日まで）の前年の12月31日現在の英国の全預金に占める比率に基づき、かかる請求に対応するために英国の認可預金受入機関から徴収を行っている。

補償金は以前には、債務不履行に陥った銀行の預金者に対するFSCSの債務の裏付けとして英国財務省がFSCSに提供した合計約180億ポンドのローン・ファシリティによって資金調達され、FSCSが支払っていた。2012年4月に、FSCSはこのローン・ファシリティの条件変更に同意したが、その中には、支払金利を70ベース・ポイント引き上げて12ヶ月LIBORプラス100ベース・ポイントにすることが含まれている。この金利は、関連する国債の金利に基づくもので、英国財務省自身の借入コストを下限としている。このファシリティは、支払請求に対応できなかった預金受入機関からの回収により全額返済が見込まれている（8億ポンドの見積不足額を除く）。FSCSは、貸出残高に現在課されている利息費用の他に、2013年、2014年及び2015年にわたる3回の分納を業界に課すことにより、この不足額を回収する予定であることを発表している。パークレイズでは、FSCSが課す合計額のうちのパークレイズ負担分に関して、2013年6月30日現在、190百万ポンド（2012年：156百万ポンド）の引当金がその他の負債に含まれている。

インベストメント・バンクの米国モーゲージ業務

2005年度から2008年度にかけての米国住宅モーゲージ市場におけるパークレイズの業務には、約390億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンサリング及び引受、約340億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受、約150百万米ドルの貸付金の政府系機関（以下「GSE」という。）への売却、並びに約30億米ドルの貸付金のその他の者への売却が含まれていた。パークレイズが売却した貸付金の一部は、パークレイズの子会社がオリジネートしたものであった。パークレイズはまた、2006年度第4四半期に取得した米国の住宅モーゲージ・サービシング事業を通じて、サービシング業務を行ったが、この事業は2010年度第3四半期に売却した。

パークレイズの貸付金の売却及びスポンサーとなったプライベート・レーベルの証券化に関連して、パークレイズは、一般的に対象となる借手、不動産、モーゲージの文書化及び/又は法令遵守に関して貸付金レベルの特定の表明及び保証(以下「R&W」という。)を行った。一定の状況では、R&Wの違反があった場合に、パークレイズは関連する貸付金の買戻し又はかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがある。パークレイズがスポンサーとなった証券化のうち約50億米ドル、GSEに売却した貸付金のうち約2億米ドル、及びその他の者に売却した貸付金約30億米ドルについては、パークレイズが単独でR&Wを行った。その他の者に売却した貸付金のうち約10億米ドルについてはR&Wが2012年以前に失効したが、それ以外についてはパークレイズが行ったR&Wに適用される失効条項はない。その他の者に売却した貸付金に関するパークレイズのR&Wは、大幅に割引されて売却された貸付金に関連しており、GSEに売却された貸付金及び上記のパークレイズがスポンサーとなった証券化のうち約50億米ドルよりも限定的なR&Wが含まれている。パークレイズがスポンサーとなった証券化の残り約340億米ドルに関するR&Wは、主に第三者のオリジネーターが証券化信託に対して直接行い、パークレイズは、証券化信託の預金者として、より限定的なR&Wを行っている。GSE及びその他の者に売却した貸付金並びにプライベート・レーベル取引に関してパークレイズが行ったすべてのR&Wに関連する未解決の買戻請求の合計は、2012年12月31日現在、4億米ドルであった。パークレイズは現在、かかる買戻請求に関して分析を行い、それらに対して抗弁が可能であると確信しているため、かかる買戻請求に関する引当金を計上していない。米国の住宅モーゲージに発生している多数の債務不履行に基づき、追加の買戻請求が行われる可能性がある。

特定の民事訴訟において、RMBS募集の引受会社としてのパークレイズに対する請求が提起されている。さらにパークレイズは、モーゲージ関連業務に関して様々な規制当局及び政府当局からの調査を受けており、このような調査に協力している。

パークレイズの米国モーゲージ業務に関する潜在的なエクスポージャーによる財務上の影響を見積ることはできない。

訴訟並びに競合及び規制事項に関する偶発債務の詳細については、それぞれ注記20及び21に記載されている。

20 訴訟

リーマン・ブラザーズ

2009年9月15日、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」という。）にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人（以下「管財人」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立てはすべて、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却（以下「当該売却」という。）を承認する裁判所命令に異議を唱えている。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び当該売却を承認する命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めている（以下「ルール60による請求」という。）。2009年11月16日、LBHI、管財人及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また、申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出した。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI及びLBIが売却書類及び当該売却を承認する裁判所命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求める申立てを行った（以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。）。買収の一環として取得した資産のうち約45億米ドル（30億ポンド）を2013年6月30日までに受取っていなかったが、そのうち約34億米ドル（23億ポンド）の資産は、2013年6月30日現在の貸借対照表に受取債権として認識されている。受取債権は、当期において損益に認識された4億米ドル（3億ポンド）の増加を反映している。これは主にLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する管財人からの769百万米ドル（5億ポンド）の回収可能性に関する確実性が高まった結果によるものである。2013年7月16日、管財人はパークレイズにこの金額を支払った。この結果、訴訟に固有の不確実性及び米国外の金融機関が保有する特定の資産の回収に関する問題に対して、2013年6月30日現在で有効な引当金11億米ドル（7億ポンド）が計上されている。

2011年2月22日、破産裁判所はこれらの訴訟に関する意見を公表して、ルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはパークレイズを支持する判決を下した。2011年7月15日、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下した。パークレイズと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「地方裁判所」という。）に上訴を申立てた。LBHI及び委員会は、ルール60による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行わなかった。状況説明及び議論の後に、2012年6月5日、地方裁判所は、契約による請求に関してパークレイズに不利であった破産裁判所の判決の1つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所のそれ以外の判決を支持する意見を公表した。2012年7月17日、地方裁判所は、特定の誤りを訂正した以外には判決を支持する修正意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表した（以下「本判決」という。）。パークレイズと管財人はそれぞれ、地方裁判所の不利な判決に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所（以下「控訴裁判所」という。）に控訴している。

本判決において、バークレイズは以下を受取る権利を有している。()「清算勘定」資産(以下「清算勘定資産」という。)に関して管財人から11億米ドル(7億ポンド)。()当該売却においてBCIに譲渡された上場デリバティブに基づく債務を担保するために様々な金融機関で保有されている資産(以下「ETDマージン」という。)。ただし、BCIがETDマージン507百万米ドル(3億ポンド)を受取る権利を有することになるのは、管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に利用可能な資産が管財人にある場合で、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限られる。()管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に管財人に利用可能な資産があり、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限り、LBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する管財人からの769百万米ドル(5億ポンド)。

BCI又は管財人がまだ回収していないETDマージンの一部は、米国外の特定の金融機関(破産又は類似手続の対象となっている複数のリーマン関連会社を含む)が保有している又は債務を負っている。かかる金融機関が保有している又は債務を負っているETDマージンのうちどれくらいをバークレイズが最終的に受取る可能性があるかについて、バークレイズは確実に見積もることができない。2013年6月7日、管財人は、LBIの元証券顧客に対する追加分配を開始し、全顧客からの請求を全額支払うまで継続的に分配を行う予定であることを発表した。2013年7月2日、管財人はバークレイズに対して、かかる分配が「ほぼ完了した」ことを通知した。2013年4月24日付の約定及び命令に従い、管財人はすでに、ETDマージンに関する507百万米ドル(3億ポンド)及びLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する769百万米ドル(5億ポンド)を含め、バークレイズに対する最終的な債務の金額の支払に利用可能な56億米ドル(37億ポンド)を留保していた。2013年7月16日、管財人はバークレイズに769百万米ドル(5億ポンド)を支払った。

2013年6月30日現在のバークレイズの貸借対照表に認識された34億米ドル(23億ポンド)は、地方裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されないが、米国外の金融機関が保有している又は債務を負っており、バークレイズ又は管財人がまだ回収していないETDマージンのいずれもバークレイズが回収できないという保守的に仮定したシナリオと一致している。このような場合、米国外の金融機関が保有している又は債務を負っているETDマージンをバークレイズが回収する範囲で、回収されたマージンの価値はバークレイズの利益となる。しかし、バークレイズが権利を有する又は回収する可能性のあるETDマージンの価値に関しては、依然として相当な不確実性が存在する。控訴裁判所が地方裁判所の判決を覆し、バークレイズは清算勘定資産又はETDマージンのいずれにも権利を有さないという判決が下されるという最悪の事態を想定したシナリオでは、有効な引当金以外に、合計で約60億米ドル(40億ポンド)の損失が生じるとバークレイズは見積もっている。その損失のうち約33億米ドル(22億ポンド)は、バークレイズが以前に受取った清算勘定資産及びETDマージン、並びにこれらの清算勘定資産及びETDマージンに係る判決前及び判決後の利息に関連しており、管財人への返還又は支払が必要になると考えられる。バークレイズは、貸借対照表に認識された資産の評価額に納得しており、その結果生じた有効な引当金の水準は十分であると考えている。

米国預託株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー、並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、米国のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「裁判所」という。）において係属中の有価証券集団訴訟5件（併合されている）の被告とされている。2010年2月12日付の併合修正訴状は、2006年から2008年の間に複数回にわたりパークレイズが募集した優先株式シリーズ2、3、4及び5を表す米国預託株式（以下「ADS」という。）に関する登録届出書に、特にパークレイズのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するパークレイズのエクスポージャー並びにパークレイズの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。この併合修正訴状は、1933年証券法第11条、第12(a)(2)条及び第15条に基づく請求を主張している。2011年1月5日に裁判所命令が出され、2011年1月7日に判決が言い渡されて、訴状の棄却を求めた被告らの申立てが全面的に認められ、本件は結審した。2011年2月4日、原告らは棄却命令の一部の再審議を裁判所に求める申立てを提出した。2011年5月31日、裁判所は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下した。原告らは、両方の判決（棄却を求めた被告らの申立てを認めたこと及び再審議を求めた原告らの申立ての却下）に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴している。2012年10月18日、口頭弁論が行われた。

パークレイズは、パークレイズに対するこれらのADS関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。これらの請求に関してパークレイズに発生する可能性がある損失、又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に与える可能性のある影響額を見積ることはできない。

米国連邦住宅金融局及びその他の住宅モーゲージ・バック証券訴訟

米国連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）は、2つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマック（以下「GSE」と総称する。）の代理として、GSEによる住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」という。）の購入に関連して、17の金融機関を相手取り、訴訟を提起した。当該訴訟では特に、RMBSの募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。BCIが主引受会社又は共同主引受会社であった2005年から2007年の間のRMBSの売出しに関連して、パークレイズ及び/又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら2件の訴訟において被告とされている。

いずれの訴状においても、特にRMBSの無効及び支払った対価の回収、並びにGSEが被ったとされる、RMBSの所有から生じた金銭的損失の回復が要求されている。訴状は、RMBSの購入に関連して、シアトル連邦住宅貸付銀行、ボストン連邦住宅貸付銀行、シカゴ連邦住宅貸付銀行、ケンブリッジ・プレイス・インベストメント・マネジメント・インク、HSHノルトバンクAG（及びその関連会社）、シーリンク・ファンディング・リミテッド、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行（及びその関連会社）、DZバンクAG（及びその関連会社）及びABP年金財団、ロイヤル・パーク・インベストメンツSA/NV、バイエルン州立銀行、ジョン・ハンコック・ライフ・インシュランス・カンパニー（及びその関連会社）、ブルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・オブ・アメリカ（及びその関連会社）、並びにナショナル・クレジット・ユニオン・アドミニストレーションを含むその他の原告らによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び/又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟と同様のものである。パークレイズは、パークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定である。

FHFA訴訟並びに当グループに対する他の民事訴訟におけるパークレイズに対する請求に関連するRMBSの当初の金額は合計約87億米ドルで、そのうち約26億米ドルが2013年6月30日現在の残高であった。これらのRMBSに関して計上された累積損失は、2013年6月30日現在、約5億米ドルであった。パークレイズがこれらの訴訟で敗れた場合、(2013年6月30日より後の元本の追加支払を考慮した)判決時点におけるRMBSの残高に、その時点でのRMBSの累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点でのRMBSの市場価額を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性がある。パークレイズは、2013年6月30日現在のRMBSの市場価額合計を約16億米ドルと見積っている。パークレイズは、損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している可能性がある。これらの金額には、カントリーワイドが発行し、BCI及び他の引受会社が引受を行ったRMBSの投資家の推定集団を代表して提起された2件の関連する集団訴訟は含まれていない。この引受において、パークレイズはカントリーワイドから補償を受けている。

デボンシャー・トラスト

2009年1月13日、パークレイズは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト(以下「デボンシャー」という。)とのISDAマスター契約に基づく2件のクレジット・デフォルト・スワップの終了日より早期の終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所(以下「裁判所」という。)で訴訟を開始した。同日に、デボンシャーは、要求された時点でパークレイズがデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに対する流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張した。2011年9月7日、裁判所は、パークレイズの早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、パークレイズから現金担保約533百万カナダドルの払戻し及びそれに係る経過利息を受取る権利があるという判決を下した。パークレイズは裁判所の判決に対して、オンタリオ控訴裁判所(以下「控訴裁判所」という。)に控訴した。2013年7月26日、控訴裁判所は、パークレイズの控訴を却下する判決を下した。パークレイズは現在、この判決に関して取るべき選択肢を検討している。控訴裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズはその損失を、約500百万カナダドルから現在までに認識した減損引当金を控除した金額になると見積っている。パークレイズは控訴裁判所の判決を十分に考慮して、引当金の金額を変更した。

LIBOR民事訴訟

パークレイズ及び他の銀行は、米ドル建LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としての役割に関連して米国連邦裁判所で係属中の集団訴訟及び集団訴訟ではない訴訟において被告とされている。そのうち最初の訴訟は2011年4月15日に提起された。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建LIBORの金利の抑制又はその他の操作を行うことにより、パークレイズ及び他の銀行は個別に、また共同で、シャーマン法、米国商品取引所法、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）並びに様々な州法の様々な規定に違反したと主張している。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償並びにシャーマン法及びRICO法に基づき3倍の損害賠償を求めている。集団訴訟では、（ ）米ドル建LIBORに連動した店頭取引を行った、（ ）米ドル建LIBORに連動した金融商品を取引所で購入した、（ ）米ドル建LIBORに連動した債券を購入した、（ ）米ドル建LIBORに連動した変動金利モーゲージを購入した、又は（ ）米ドル建LIBORに連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起したと主張している。米ドル建LIBOR訴訟の大部分は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の訴訟に併合されている。2013年3月29日、裁判所は、主要6件の訴訟において、パークレイズ及び他のパネル銀行である被告らに対する請求の大部分を棄却する判決を発表した。この判決を受けて、これら6件の訴訟の様々な原告らは、修正訴状の提出又は判決のある側面に関する控訴のいずれかに関して裁判所からの許可を求めている。これらの請求は、依然として裁判所が検討している。他の原告らは、同じ主張に基づき、州裁判所で新たな訴訟を提起した。パークレイズを含む被告らは、この訴訟を連邦裁判所に移管させており、現在、併合訴訟を担当している同じ判事の元に戻そうと試みている。さらに、その他に多数の訴訟が、様々な係属中の請求に対する判決が下るまで、同じ判事によって引き続き延期されている。

今後の訴訟及び様々な係属中の請求に対する判決が下るまで、この判決の最終的な影響は不明だが、この判決が他の裁判所によって解釈され、下記の訴訟を含む他の訴訟に影響を与える可能性がある。なお、その中には、別の基準金利に関係するものもある。

2013年2月13日、パークレイズ及び他の銀行を相手取り、米ドル建LIBORに関する追加の個別訴訟がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で開始された。原告らは、被告らが共謀して米ドル建LIBORを引き上げ、それによって借入金の担保として差し入れている債券の価値を下落させ、最終的にその債券を市場の底値で売却する結果になったと主張している。この訴訟は、ニューヨーク州南部地区の別の判事に担当となり、併合訴訟とは異なるスケジュールで進行しており、2013年末までに却下を求める申立てが裁判所に完全に提出される予定である。

2012年4月30日、上場デリバティブに関わった原告らが、パークレイズ及び他の日本円建LIBORのパネル銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で追加の集団訴訟を開始した。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利（以下「TIBOR」という。）のパネルのメンバーの名前も挙げられているが、パークレイズはそのメンバーではない。訴状は特に、2006年から2010年の間にユーロ円TIBOR及び日本円建LIBORの金利操作並びに連邦反トラスト法違反があったと主張している。

2012年7月6日、EURIBOR関連の金融商品を売買した原告らが、パークレイズ及び他のEURIBORのパネル銀行を相手取り、さらに追加の集団訴訟を地方裁判所で開始した。訴状は特に、2005年1月1日から始まり2009年12月31日まで継続して、EURIBORの金利操作並びにシャーマン法及び米国商品取引所法違反があったと主張している。2012年8月23日、原告らは自主的に訴状を取り下げた。

2013年2月12日、NYSE LIFFE EURIBOR先物取引を売買した原告らが、パークレイズ及び他のEURIBORのパネル銀行を相手取り、集団訴訟を開始した。訴状は、2005年6月1日から2010年6月30日まで継続的に、EURIBORの金利操作及びシャーマン法違反があったと主張している。この訴訟は現在、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において係属中である。

さらに、パークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省（以下「DOJ」という。）反トラスト局から条件付で制裁措置の減免が認められている。条件付の減免措置が認められた結果、パークレイズは、（ ）条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、連邦反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を3倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、（ ）パークレイズがDOJ及び協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帯責任から救済されることが認められている。

パークレイズはまた、LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としてのパークレイズの役割に関連してニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で係属中の有価証券集団訴訟において、パークレイズの現職及び元の役員及び取締役4名と共に被告とされている。訴状では、パークレイズの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にパークレイズのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。訴状はまた、パークレイズの日次米ドル建LIBORの提出が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張していた。訴状は、2007年7月10日から2012年6月27日の間にアメリカの証券取引所でパークレイズがスポンサーとなっている米国預託証券を購入した全ての個人又は事業体で形成される集団を代表して提起された。訴状は、米国1934年証券取引所法第10(b)条及び第20(a)条に基づく請求を主張している。2013年5月13日、裁判所は、訴状全体の却下を求めたパークレイズの申立てを認めた。却下について再検討を求める原告らの申立ては2013年6月13日に退けられた。原告らは、2013年7月12日に、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

上記の訴訟のいずれかの潜在的なエクスポージャーが及ぼす財務上の影響、あるいは影響がある場合に特定の期間の経営成績、キャッシュフロー又はパークレイズの財政状態に与える影響額を見積ることはできない。

FERCの調査

注記21を参照のこと。

その他

パークレイズは、英国と、米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、債権回収、消費者からの請求及び契約上の論争を含む、通常の事業で生じる請求に関連して、その他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっている。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているこれらの訴訟のいずれの最終的な判決も、当グループの経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に重大で不利な影響を与えとは予想しておらず、また、パークレイズは、これらの請求に伴う偶発債務を確実に見積ることができないとの理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益をもたらす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していない。パークレイズが発生する可能性の高い損失を確実に見積ることができ、その損失が僅少でない場合、これらの訴訟に対して引当金が認識されている。

21 競合及び規制事項

この注記では、パークレイズが直面している主な競合及び規制問題の一部を明らかにしているが、これらの多くは当社の統制の及ぶところではない。これらの事項がパークレイズに及ぼす影響、並びにパークレイズが関わっている又は将来関わる可能性があるその他の競合及び規制事項がパークレイズに及ぼす影響の程度を常に予測することは不可能だが、当グループの事業及び収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

構造改革

銀行業界には政治的にも規制上も調査が続けられており、場合によっては、当グループの構造及び経営に重要な影響を及ぼす可能性のある規制の強化又は変更が行われている。

2013年2月4日、英国政府は金融サービス（銀行改革）法案（以下「本法案」という。）を下院に提出した。本法案により、英国当局は、英国独立銀行委員会からの主な勧告を実施する権限を得ることになり、とりわけ、（ ）英国の銀行の英国とEEA（欧州経済地域）のリテール・バンキング業務を、法的に区別が明確で、業務上分離しており、経済的に独立した事業体に分離すること（いわゆる「リングフェンス」）、（ ）リングフェンス・バンク及び英国に本部を置くシステム上重要でグローバルな銀行の損失負担能力をバーゼル3のガイドラインより高い水準に引き上げること、（ ）銀行が破綻した場合に、金融サービス補償機構の下で保護されている預金に優先権を与えることが要求されている。本法案はまた、プルーデンス規制機構が特定の状況において英国の銀行の完全分離を強制することができる予備的な権限を規定している。本法案は下院を通過しており、現在、上院に提出されている。

本法案は主に、行政レベルの規則の制定を通じて本法案の基礎となる政策の実施に必要な権限を英国財務省に与える授權法である。2013年3月8日、英国政府は行政レベルの規則案を公表した。英国政府は立法レベルの法律及び行政レベルの規則の両方を2015年5月までに整備する予定であり、英国の銀行は2019年1月1日までに遵守することが求められる見込みである。

2013年6月19日、英国議会の銀行規範委員会（以下「PCBS」という。）は、英国の銀行セクターに関する最終報告書を公表し、この結果、立法レベルの法案及び行政レベルの規則案がさらに変更される見込みである。PCBSの報告書では、特に、（ ）行われた決定に関する十分な説明責任を確保するために銀行セクターの人事について「上級職」の新体制、（ ）リスクと経済的利益の整合性を高めるために上級経営陣及びその他の影響力のある銀行職員の報酬の改革、（ ）無謀な不正行為に対する新たな刑事犯罪の規定を含む処罰及び法律の施行を勧告している。2013年7月8日、英国政府は、PCBSの報告書に対する対応を公表したが、その中で、報告書の主要な調査結果を認め、さまざまな提言の実施に取組むとしている。

米国のドッド＝フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法では特に、米国で事業を行う外国銀行の米国子会社は、米国の規制当局が規定する包括的な健全性要件及び監督要件の対象となる米国の中間持株会社のもとで保有されることが求められると予想されている。パークレイズの事業及び市場に及ぼす全体的な影響は、政府当局により主な実施規則が最終的な形で採用されるまで不明だが、このプロセスは進行中であり、数年にわたり実施される見込みである。

2012年10月2日、エルッキ・リーカネンが議長を務める高度な専門家グループが欧州委員会（以下「委員会」という。）にEUの銀行セクターの構造改革に関する報告書（以下「リーカネン報告書」という。）を提出した。リーカネン報告書は、自己勘定売買及び他の高リスクのトレーディング業務（一定の基準による）を預金受入銀行からの強制的に分離させることを含め、5つの主な提言を含んでいる。委員会は、特に現在の立法改革案の観点から、リーカネン報告書の提言がEUにおける金融サービスの成長並びに安全性及び一貫性に及ぼす影響を検討しており、2013年度第3四半期に銀行の構造的分離に関する提案を公表する予定である。法律の制定は2015年まで最終決定しないと予想されている。パークレイズの事業及び市場に及ぼす全体的な影響は、委員会及びその他のヨーロッパの立法当局により主な実施規則が最終的な形で採用されるまで不明である。

クレジットカード手数料

公正取引庁及びヨーロッパ各地の他の競争監督当局は、引き続きビザ及びマスターカードのクレジットカード及びデビットカードの手数料率に関する調査を行っている。これらの調査から生じる主要なリスクは、競争監督当局により罰金が課される可能性、その後の訴訟及び新しい法案である。これらのリスクがパークレイズに影響を及ぼす可能性、または潜在的な財務上の影響を現時点で予測することはできない。

ロンドン銀行間取引金利

金融行為監督機構（以下「FCA」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、SEC、DOJの詐欺対策課（以下「DOJ-FS」という。）及び反トラスト局（以下「DOJ-AD」という。）、委員会、英国重大不正捜査局、シンガポール金融管理庁、日本の金融庁、イタリアのトラエニの検察当局並びに米国の様々な州の検事総長等が、ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）や欧州銀行間取引金利（以下「EURIBOR」という。）等の様々な金融ベンチマークを設定又は収集する機関に対してパークレイズ及び他の金融機関が行った金利情報提供について調査（以下「当該調査」という。）を行っている。

2012年6月27日、バークレイズは、当該調査に関連して金融サービス機構（以下「FSA」という。）（FCAの前身）、CFTC、DOJ-FSとの和解に達し、バークレイズが2012年度に合計290百万ポンドの課徴金を支払うことに同意したと発表した。和解は、FSAとの和解合意書、DOJ-FSとの不起訴合意書（以下「NPA」という。）及びCFTCとの和解命令合意書（以下「CFTC命令書」という。）の締結により行われた。さらにバークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する連邦反トラスト法違反の可能性に関連して、DOJ-ADから条件付で制裁措置の減免を認められている。

FSAとの和解合意の内容は部外秘である。しかし、59.5百万ポンドの課徴金を課したFCAの最終通知はFCAのウェブサイトで閲覧可能である。この文書では、課徴金に関するFSAの根拠が記載され、和解原則について言及され、課された条件に関する事実及び理由が記載されている。NPA及びCFTC命令書の要旨は以下の通りである。NPA及びCFTC命令書の全文は、それぞれDOJ及びCFTCのウェブサイトで閲覧可能である。

200百万米ドルの民事制裁金の支払いに加え、CFTC命令書は、米国商品取引所法の特定の条項の違反に対する再発防止、LIBOR及びEURIBORを含む基準金利に関する情報提供の一貫性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施、並びに関連する内部統制の改善をバークレイズに求めている。とりわけ、CFTC命令書がバークレイズに求めている内容は、以下の通りである。

- 特定の要因に基づき金利情報提供を行うこと。なお、バークレイズの取引に最大の比重を置き、特定の調整及び考慮を行うものとする。
- トレーダーと金利情報提供担当者の間を含む不適切なやり取りを防ぐために、ファイアウォールを導入すること。
- 金利情報提供に関する特定の文書を作成及び保管し、関連するやり取りを記録すること。
- 金利情報提供及び関連プロセスに関して監査、監視及び研修等の対策を導入すること。
- CFTC命令書の条件の遵守についてCFTCに定期的に報告すること。
- 基準金利に関する基準の厳格化を促すために最大限の努力を行うこと。
- 基準金利に関するCFTCの進行中の調査に引き続き協力すること。

NPAの一環として、バークレイズは160百万米ドルの課徴金を支払うことに同意した。さらにDOJは、バークレイズがNPAに明記された義務を履行することを条件に、LIBOR及びEURIBORを含む基準金利についてバークレイズの情報提供に関連するいかなる犯罪（DOJに合意を交わす権限がなく、DOJが合意を交わすことのない税務犯罪を除く）についてもバークレイズを起訴しないことに同意した。特に、NPAにおいてバークレイズが2012年6月26日からの2年間を対象に合意した項目は以下の通りである。

- いかなる米国の犯罪行為も行わないこと。
- バークレイズの活動、その役員及び従業員、その他DOJがバークレイズに問い合わせを行う全ての件に関して、機密情報以外の情報を誠実かつ全面的に開示すること。なお、その情報はNPAで制限されているものを除き、いかなる目的にも利用できる。
- バークレイズ又はその従業員による不正又は証券及びコモディティ市場関連の違法行為に関連する全ての潜在的な犯罪行為をDOJに報告すること。
- 米国の政府当局がバークレイズ又はその従業員を対象に、不正又は証券及びコモディティ市場関連の違法行為があったとして行う全ての犯罪捜査又は規制上の調査、行政手続又は民事訴訟をDOJに報告すること。

またパークレイズは、NPAに記載されている行為から生じる調査又は追訴に関連して、DOJ及びその他の米国政府当局に協力することに同意した。このコミットメントは、かかる調査及び追訴が全て終了するまで引き続き有効である。パークレイズは進行中の他の調査にも引き続き協力している。

2012年6月27日に発表された和解を受けて、38の米国の州の検事総長がLIBOR、EURIBOR及び東京銀行間取引金利に関する独自の調査を開始した。ニューヨーク州の検事総長は、この検事総長の集団を代表して、広範囲な情報を得るために、2012年7月17日付でパークレイズに対する召喚状（及び他の多くの銀行に対する召喚状）を発行し、それ以来、文書と取引データの両方について、パークレイズに追加情報提供の要請を行っている。パークレイズはこれらの要請に順次対応している。パークレイズはまた、検事総長の集団と秘密保持及び時効の停止について合意しており、これらの合意は2014年4月1日に失効すると規定されている。

特定の期間におけるパークレイズの業績、キャッシュフロー又は財政状態にこれらの件が及ぼす財務上の影響、また影響がある場合のその内容を見積もることはできない。

当該調査に関連して発生する訴訟については、注記20を参照のこと。

FERCの調査

米国連邦エネルギー規制委員会（以下「FERC」という。）施行局は、2006年後半から2008年にかけての期間に関する米国西部における当グループの電力取引について調査を行っている。2012年10月31日、FERCはこの件に関して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して公式の理由開示命令書及び課徴金案通知書（以下「当該命令書及び通知書」という。）を発行した。当該命令書及び通知書において、FERCは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2006年11月から2008年12月までカリフォルニア州及びその周辺の電力市場を操作し、FERCの反不正操作規則に違反したと主張しており、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが民事制裁金を支払い、不当利得を返還することを提案した。2013年7月16日、FERCはパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して435百万米ドルの民事制裁金を課す民事制裁金支払命令書を発行し、その他に34.9百万米ドルの利益に金利を加算した金額を返還するようにパークレイズ・バンク・ピーエルシーに命じた（これらの金額はいずれも、当該命令書及び通知書で提案された金額と一致している）。制裁金と返還の金額の回収を試みるためには、FERCは連邦裁判所に民事訴訟を提起しなければならない。パークレイズは、この件に関して徹底的に抗弁する予定である。

クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）に関する反トラスト法の調査

委員会及びDOJ-ADは、CDS市場に関する調査を（それぞれ2011年及び2009年に）開始した。2013年7月1日、委員会は、パークレイズ及び他の12の銀行、マークイット並びにISDAに異議告知書を送付した。この案件は、一部の銀行が集団行動を取って、上場信用デリバティブ商品の参入を遅らせ、又は妨げたという懸念に関連している。委員会がこの案件について結論に至った場合、制裁を科す予定であることを示している。委員会の制裁には罰金が含まれる可能性がある。DOJ-ADの調査は民事調査であり、類似案件に関連している。類似案件を主張する集団訴訟とされる訴訟も米国で提起されている。これらの訴訟の時期は確定しておらず、この件がパークレイズに及ぼす可能性のある財務上の影響を見積もることはできない。

その他の規制関連調査

FCA及び重大不正監視局はいずれもパークレイズとカタルの利害関係者の間の特定の商業契約に関して調査しており、これらが2008年6月及び11月のパークレイズの資本調達に関連していた可能性があるかどうかを調査している。FCAの調査は、グループ財務担当取締役であるクリス・ルーカスを含む現職及び元の上層部従業員4名並びにパークレイズに関わっている。FCAの強制調査は2012年7月に開始され、重大不正監視局は2012年8月に調査を開始した。

2013年6月27日、FCAはこれらの商業契約の一部について、パークレイズに対する予備調査結果を提出した。2013年7月25日、パークレイズはFCAの予備調査結果に対して異議を唱えた。パークレイズは近日中にさらなる展開があると予想している。

2012年10月、パークレイズはDOJ及びSECから、パークレイズのビジネスの獲得又は維持を支援する第三者と当グループとの関係が米国の海外腐敗行為防止法を遵守したものであるかについて調査を開始したとの通知を受けた。DOJ及びSECは、商業契約も調査しており、米国連邦準備制度は、これらの案件について引続き情報提供を行うように要請している。

パークレイズは全ての当局に全面的に協力している。不利な結論が下された場合にパークレイズが受ける財務上の影響を見積もることはできない。

22 関連当事者取引

2013年6月30日終了上半期における関連当事者取引は、当グループの2012年度年次報告書に開示された事項と性質的に類似している。2013年6月30日までの6ヶ月間において発生した関連当事者取引で、当期の当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与えたものはなく、2012年度年次報告書に記載された関連当事者取引について、当事業年度の上半期における当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与え得る重要な変更はなかった。

23 セグメント別報告

事業別業績の内訳	英国RBB	欧州RBB	アフリカRBB	パークレイ カード	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2013年6月30日終了上半期					
保険金控除後の収益合計	2,202	352	1,352	2,343	
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(178)	(142)	(208)	(616)	
営業収益純額	2,024	210	1,144	1,727	
営業費用	(1,393)	(422)	(926)	(963)	
PPIに係る補償引当金	(660)			(690)	
金利ヘッジ商品に係る補償引当金					
Transform達成費用	(27)	(356)	(9)	(5)	
その他の収益/(費用)(純額) ¹	28	(141)	3	16	
税引前(損失)/利益	(28)	(709)	212	85	
資産合計	159,515	48,674	37,500	39,224	
事業別業績の内訳	インベストメ ント・バンク	コーポレー ト・バンキン グ	ウェルス・ア ンド・インベ ストメント・ マネジメント	本社及び その他の事業	グループ合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年6月30日終了上半期(続き)					
保険金控除後の収益/(費用)合計	6,473	1,552	931	(48)	15,157
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(181)	(258)	(49)	1	(1,631)
営業収益/(費用)純額	6,292	1,294	882	(47)	13,526
営業費用	(3,751)	(852)	(810)	(24)	(9,141)
PPIに係る補償引当金					(1,350)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(650)			(650)
Transform達成費用	(169)	(41)	(33)		(640)
その他の収益/(費用)(純額) ¹	17	1	8		(68)
税引前利益/(損失)	2,389	(248)	47	(71)	1,677
資産合計	1,043,786	120,377	36,475	47,182	1,532,733

- 1 その他の収益/(損失)の内容は、関連会社及び合併企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及び合併企業の売却益/(損)、並びに買収に係る利益である。

事業別業績の内訳	英国RBB	欧州RBB	アフリカRBB	パークレイ カード
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年12月31日終了下半期				
保険金控除後の収益合計	2,200	329	1,435	2,232
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(147)	(132)	(318)	(557)
営業収益純額	2,053	197	1,117	1,675
営業費用	(1,407)	(378)	(961)	(940)
PPIに係る補償引当金	(880)			(420)
英国銀行税	(17)	(20)	(24)	(16)
その他の収益(純額) ¹	4	6	7	12
税引前(損失)/利益	(247)	(195)	139	311
資産合計	134,554	46,119	42,228	38,156

事業別業績の内訳	インベストメ ント・バンク	コーポレー ト・バンキン グ	ウェルス・ア ンド・インベ ストメント・ マネジメント	本社及び その他の事業	グループ合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年12月31日終了下半期(続き)					
保険金控除後の収益/(費用)合計	5,315	1,463	926	(1,665)	12,235
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(2)	(454)	(19)	(1)	(1,630)
営業収益/(費用)純額	5,313	1,009	907	(1,666)	10,605
営業費用	(3,381)	(833)	(730)	(67)	(8,697)
PPIに係る補償引当金					(1,300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(400)			(400)
英国銀行税	(206)	(39)	(4)	(19)	(345)
その他の収益/(費用)(純額) ¹	22	12	2	(2)	63
税引前利益/(損失)	1,748	(251)	175	(1,754)	(74)
資産合計	1,073,663	87,841	24,480	41,294	1,488,335

- 1 その他の収益/(損失)(純額)の内容は、関連会社及び合併企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及び合併企業の売却益/(損)、並びに買収に係る利益である。

事業別業績の内訳	英国RBB	欧州RBB	アフリカRBB	パークレイ カード	
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
2012年6月30日終了上半期					
保険金控除後の収益合計	2,184	379	1,493	2,112	
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(122)	(125)	(314)	(492)	
営業収益純額	2,062	254	1,179	1,620	
営業費用	(1,470)	(409)	(999)	(886)	
PPIに係る補償引当金	(300)				
その他の収益(純額) ¹		7	3	17	
税引前利益/(損失)	292	(148)	183	751	
資産合計	129,652	47,066	44,348	35,444	
事業別業績の内訳	インベストメント・バンク	コーポレート・バンキング	ウェルス・ア ンド・インベ ストメント・ マネジメント	本社及び その他の事業	グループ合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年6月30日終了上半期(続き)					
保険金控除後の収益/(費用)合計	6,460	1,583	894	(2,331)	12,774
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(202)	(431)	(19)	(5)	(1,710)
営業収益/(費用)純額	6,258	1,152	875	(2,336)	11,064
営業費用	(4,044)	(839)	(775)	(98)	(9,520)
PPIに係る補償引当金					(300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(450)			(450)
その他の収益/(費用)(純額) ¹	28	(2)	(1)	25	77
税引前利益/(損失)	2,242	(139)	99	(2,409)	871
資産合計	1,223,950	89,865	23,390	35,341	1,629,056

- 1 その他の収益/(損失)(純額)の内容は、関連会社及び合併企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及び合併企業の売却益/(損)、並びに買収に係る利益である。

地域別収益 ³	調整後 ²			法定		
	2013年 6月30日	2012年 6月30日	増減率	2013年 6月30日	2012年 6月30日	増減率
	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド	百万ポンド	%
英国	5,914	6,893	(14)	6,000	3,948	52
ヨーロッパ	2,306	2,404	(4)	2,306	2,404	(4)
南北アメリカ	4,028	3,269	23	4,028	3,496	15
アフリカ及び中東	2,116	2,336	(9)	2,116	2,336	(9)
アジア	707	590	20	707	590	20
合計	15,071	15,492	(3)	15,157	12,774	19

- 2 地域別収益及び税引前利益には、当グループ自身の信用度に関する利益86百万ポンド（2012年：2,945百万ポンドの損失）及びブラックロック社に対する戦略的投資の売却に係る利益ゼロポンド（2012年：227百万ポンドの利益）は含まれていない。
- 3 取引相手の所在地に基づく保険金控除後の収益合計。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 【決算日後の状況】

パークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記20「訴訟」及び注記21「競合及び規制事項」を参照のこと。

2013年7月及び8月におけるパークレイズ・グループの調整後収益は、2012年度同期比で5億ポンド少なかった。その結果、2013年8月31日までの8ヶ月間におけるパークレイズ・グループの調整後収益は、2012年度同期比で5%減少した。

(2) 【訴訟】

パークレイズ・ピーエルシーの要約連結財務書類に対する注記20「訴訟」を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

当グループはEUで採用される国際財務報告基準（以下「IFRS」という）の規定を採用している。

IFRSの原則は日本において一般的に公正妥当と認められる会計原則及び会計慣行と以下の重要な点で相違している。

(a) 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に従って、ほとんどの企業結合はパーチェス法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、国際会計基準（以下「IAS」という）第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。IFRS第3号（改訂）に従い、子会社の取得に直接関連する費用は、発生時に費用計上され、企業結合の費用には含まれなくなった。

日本では、「企業結合に関する会計基準」に従って、共同支配企業の形成以外の企業結合についてはパーチェス法が適用され、のれんは20年以内のその効果のおよぶ期間にわたって定期的に償却されなければならない。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。またのれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、減損会計が適用されている。

(b) 非支配持分の評価

IFRS第3号では、企業結合の原価配分の結果認識される被取得企業の識別可能資産・負債・偶発債務について、取得企業は取得日現在の公正価値で当初測定する。従って、被取得企業における非支配持分はそれぞれの公正価値（純額）における非支配株主の持分で計上される。

日本では、非支配持分はIFRSと同様の方法で測定されるか、あるいは取得した識別可能純資産の取得前の帳簿価額による非支配株主の持分として測定される。

(c) 従業員給付

IAS第19号「従業員給付」（改訂）では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債／資産の純額に割引率を乗じて利息費用／収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。

(d) 外国為替レートの変動の影響

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って、在外事業体の取得により生じたのれんは在外事業体の資産・負債として決算日レートで換算される。

日本では、のれんは当初取得時の為替レートを使用して換算される。

(e) 連結財務書類

IAS第27号「連結および個別財務書類」では、連結範囲は支配に基づき判断される。支配を評価する際には、現在行使あるいは転換可能な潜在的な議決権の存在及びその効果が考慮される。当該基準に従って、連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。特別目的事業体(以下「SPE」という。)については、この基準の対象範囲に含まれるが、当該基準に整合的なSPEのリスク及び経済価値に関する追加的な特別の解釈指針もある。IAS第27号(改訂)に従い、子会社の所有持分の変動は、当該変動が支配権の取得後に発生し、支配権の喪失をもたらさない場合には、持分取引として会計処理されるようになった。

日本でも連結範囲は支配に基づき判断される。SPEは支配基準に基づいて連結されるが、金融資産の譲渡目的(つまり証券化等)のためにのみ設立されたSPEはこの限りではない。原則として、同一環境下で行われた同一の性質の取引および事象については、会計方針の統一が要求されている。ただし、のれんの償却や退職給付の未認識損益の償却などのいくつかの会計方針を除き、IFRSや米国会計基準に基づいて作成された在外子会社の財務諸表を用いることが認められている。

(f) 非支配持分

IFRSでは非支配持分は資本として表示される。

日本では「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準」が適用されており、非支配持分は「純資産」として計上される。「純資産」には株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分を含む。

(g) 関連会社に対する投資

IAS第28号「関連会社に対する投資」は関連会社の財務諸表が投資企業の連結財務諸表を作成する際に当該企業と同一の会計方針に調整されることを規定している。

日本では、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」において、原則として持分法適用会社の会計処理を統一することが要求されている。

ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、IFRS又は米国会計基準のいずれかに準拠して作成された財務諸表に限り当面の間、それらを持分法の適用上利用することが認められている。当該実務対応報告の適用時期は、「持分法に関する会計基準」と同様とされている。

(h) 資産の減損

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。金融商品の減損についてはIAS第39号で規定されている。

減損がもはや存在しないあるいは減少したといった回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。IAS第39号に従って、売却可能持分証券の減損損失も損益計算書では戻入れない。

日本では、固定資産を対象とした減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が存在する。当該基準では、固定資産の割引前見積将来キャッシュフローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。金融商品の減損については「金融商品に関する会計基準」において規定されている。減損がもはや存在しない、または減少したといった回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合においても、減損損失の戻入れは禁止されている。

(i) 金融資産の認識の中止

IAS第39号「金融商品：認識および測定」に従って、金融資産は支配及びリスク/経済価値分析の混合モデルに基づいて認識が中止される。金融資産は、(1) 金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅する時、もしくは(2) 企業が(キャッシュフローに対する契約上の権利または義務を移転したといった特定の要件を満たし)、キャッシュフローに対する権利を譲渡し、当該金融資産の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する場合に認識が中止される。全体の認識の中止は支配の移転だけでなくリスクと経済価値の移転という結果となりうる。金融資産のリスクと経済価値並びに支配の一部を留保したまま企業が金融資産を譲渡している場合、一部の認識が中止される(関与は継続する)。

日本では、「金融商品に関する会計基準」により、金融資産の消滅は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは権利に対する支配が他に移転したときに認識される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(j) 債務保証

IAS第39号「金融商品：認識および測定」では、債務保証は当初、公正価値で計上され、その後、(a) 債務保証により生じる損失額を反映するためにIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」で要求される引当金、もしくは(b) IAS第18号「収益」に従って償却されない金額のいずれか大きい額で認識される。

日本では、債務保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価では計上されず、銀行等の金融機関を除き財務諸表において引当金として計上、又は注記等として開示される。

(k) 金融資産・負債の分類と測定

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産（デリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。また、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、金融負債を最初の認識時に「損益計算書を通じて公正価値で測定する」項目として分類し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる。

売却可能投資は公正価値で評価し、評価差額は売却又は減損を認識するまで資本に計上する。

活発な市場における市場価格がなく、かつ公正価値を信頼性をもって測定できない持分投資は原価で評価する。

貸付金と債権とは、活発な市場で取引されていないが、固定されているか又は決定可能な金額の支払を有するデリバティブ以外の金融資産である。これらは減損を考慮した実効金利法による償却原価で評価される。

日本では、トレーディング目的の金融資産が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。IAS第39号で認められているような金融商品を公正価値評価する取消不能オプションは認められていない。

売却可能有価証券（日本基準では「その他有価証券」という）は公正価値で測定し、公正価値の変動額は以下のいずれかの方法で処理する。

- 1) 公正価値の変動額を純資産に計上し、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ再計上する。
- 2) 銘柄ごとに、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式は原価で評価する。

金融負債はヘッジ会計によるものを除き、公正価値での測定は認められていない。

(1) ヘッジ会計

IAS第39号では、一般に、以下のヘッジが認められている。

(1) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ会計の場合、公正価値ヘッジと認められ、指定されるデリバティブにかかる公正価値の変動は損益計算書に計上され、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産および負債にかかる公正価値の変動も同様に損益計算書に計上される。

(2) キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジと認められる場合、キャッシュフロー・ヘッジの有効な部分に関連する公正価値による評価損益は当初株主資本に認識され、ヘッジ対象項目が損益に影響を及ぼすのと同じ期に損益に振り替えられる。ヘッジの非有効部分は即時に損益計算書に認識される。

日本では、原則として、ヘッジ手段の時価の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産または負債として繰り延べる(「繰延ヘッジ」)。これは公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジの両方に適用される。「その他有価証券」のヘッジについては繰延ヘッジと時価ヘッジが認められており、後者では時価の変動を損益計算書で認識する。資産購入に関する予定取引のヘッジについては「ベースス・アジャストメント」が使われるが、利付金融資産の取得の場合には区分処理することが認められる。

一部の金利スワップに関して特例処理が認められており、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定することができる。

第7 【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)の第十号様式の記載上の注意に従い、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

平成25年1月1日以降本日までに関東財務局長に次の書類が提出されている。

書類	提出年月日
(1) 有価証券届出書及びその添付書類	平成25年1月4日
(2) 有価証券届出書及びその添付書類	平成25年1月7日
(3) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年1月11日
(4) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年1月15日
(5) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年1月16日
(6) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年1月17日
(7) 有価証券届出書（上記2）の訂正届出書	平成25年1月21日
(8) 訂正発行登録書（売出し）	平成25年1月22日
(9) 有価証券届出書（上記1）の訂正届出書	平成25年1月24日
(10) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年1月25日
(11) 有価証券届出書及びその添付書類	平成25年1月31日
(12) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月1日
(13) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年9月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月19日
(14) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2021年3月19日満期メキシコ・ペソ建ディスカウント社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月19日
(15) 訂正発行登録書（売出し）及びその添付書類	平成25年2月19日
(16) 訂正発行登録書（募集）及びその添付書類	平成25年2月19日
(17) 有価証券届出書（iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成25年2月19日
(18) 有価証券届出書（iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成25年2月19日
(19) 有価証券届出書（上記11）の訂正届出書及びその添付書類	平成25年2月19日
(20) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月20日
(21) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月22日
(22) 訂正発行登録書（売出し）	平成25年2月22日
(23) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月25日
(24) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成25年2月26日

(25)	有価証券届出書(上記11)の訂正届出書	平成25年3月1日
(26)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月6日
(27)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月11日
(28)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月12日
(29)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月15日
(30)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2021年3月26日満期メキシコ・ペソ建ディスカウント社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月18日
(31)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年4月4日満期ロシア・ルーブル建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月18日
(32)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年3月22日
(33)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年3月22日
(34)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2019年5月8日満期ロシア・ルーブル建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月5日
(35)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年5月10日満期メキシコ・ペソ建社債(毎月利払債)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月5日
(36)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年4月24日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(ダイキン工業株式会社)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月5日
(37)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月8日
(38)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年4月8日
(39)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年11月2日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月9日
(40)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年10月17日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債(小松製作所、富士通、日産自動車)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月9日
(41)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月12日
(42)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月19日
(43)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(日本たばこ産業株式会社普通株式)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月23日
(44)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(日本電気株式会社普通株式)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月23日

(45)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(日産自動車株式会社普通株式)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月23日
(46)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(三井住友トラスト・ホールディングス株式会社普通株式)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月23日
(47)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月15日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(日産自動車株式会社)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月23日
(48)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月24日
(49)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月25日
(50)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月26日
(51)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2019年5月29日満期ロシア・ルーブル建社債に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月30日
(52)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年5月30日満期早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリターン日経平均1305)に係る) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年4月30日
(53)	訂正発行登録書(売出し)及びその添付書類	平成25年4月30日
(54)	訂正発行登録書(募集)及びその添付書類	平成25年4月30日
(55)	有価証券届出書(iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年4月30日
(56)	有価証券届出書(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年4月30日
(57)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月2日
(58)	有価証券届出書及びその添付書類	平成25年5月2日
(59)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年5月2日
(60)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月8日
(61)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月10日
(62)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月14日
(63)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月20日
(64)	有価証券届出書(上記58)の訂正届出書	平成25年5月21日
(65)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年5月21日
(66)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年6月3日
(67)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年6月4日
(68)	(iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書及びその添付書類	平成25年6月13日

(69)	(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書及びその添付書類	平成25年 6 月13日
(70)	有価証券報告書 事業年度 自 平成24年 1月 1日 及びその添付書類 至 平成24年12月31日	平成25年 6 月28日
(71)	訂正発行登録書 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 6 月28日
(72)	訂正発行登録書 (募集) 及びその添付書類	平成25年 6 月28日
(73)	有価証券届出書 (上記68) の訂正届出書及びその添付書類	平成25年 6 月28日
(74)	有価証券届出書 (上記69) の訂正届出書及びその添付書類	平成25年 6 月28日
(75)	有価証券届出書及びその添付書類	平成25年 7 月 1 日
(76)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月 2 日
(77)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年 7 月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債 (愛称 : パワーリターン日経平均1307) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月 3 日
(78)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年 7 月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債 (愛称 : パワーリターン日経平均1307デジタル) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月 3 日
(79)	訂正発行登録書 (売出し)	平成25年 7 月 5 日
(80)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月11日
(81)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年 7 月25日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式 : 東京海上ホールディングス株式会社 普通株式) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月12日
(82)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年 7 月26日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月12日
(83)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月16日
(84)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月19日
(85)	有価証券届出書 (上記75) の訂正届出書	平成25年 7 月22日
(86)	有価証券届出書及びその添付書類	平成25年 7 月23日
(87)	発行登録書 (募集) 及びその添付書類	平成25年 7 月30日
(88)	発行登録書 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 7 月30日
(89)	有価証券届出書及びその添付書類	平成25年 7 月31日
(90)	訂正発行登録書 (売出し) 及びその添付書類	平成25年 8 月 7 日
(91)	訂正発行登録書 (募集) 及びその添付書類	平成25年 8 月 7 日

(92)	有価証券届出書(上記68)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年8月7日
(93)	有価証券届出書(上記69)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年8月7日
(94)	有価証券届出書(上記89)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年8月7日
(95)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月1日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債 に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月8日
(96)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月6日満期メキシコ・ペソ建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月8日
(97)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月9日
(98)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月13日
(99)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年8月16日
(100)	有価証券届出書(上記86)の訂正届出書及びその添付書類	平成25年8月16日
(101)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月20日
(102)	有価証券届出書(上記86)の訂正届出書	平成25年8月20日
(103)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年8月21日
(104)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月22日
(105)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月27日満期円貨決済型インド・ルピー建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月26日
(106)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月27日満期南アフリカランド建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年8月26日
(107)	訂正発行登録書(売出し)	平成25年9月2日
(108)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債(株式会社 神戸製鋼所)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月6日
(109)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年9月29日満期ブラジル・リアル建社債(円貨決済型)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月6日
(110)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月13日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債(東芝、TDK、みずほフィナンシャルグループ)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月6日
(111)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月11日
(112)	発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月12日
(113)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年9月27日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成25年9月13日

- | | | |
|-------|--|------------|
| (114) | (パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債 (対象株式:ソフトバンク株式会社 普通株式)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類 | 平成25年9月13日 |
| (115) | 訂正発行登録書(売出し) | 平成25年9月13日 |
| (116) | 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類 | 平成25年9月18日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1-A (理由)

以下の各社債に関連する有価証券届出書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類（該当するもの）に記載の通り、所定の利息計算期間（当該書類に規定される。）に適用される当該社債の利率、及び／又は所定の早期償還事由（当該書類に規定される。）の有無、及び／又は所定のロックイン事由（当該書類に規定される。）の有無、及び／又は満期償還額は、当該会社（又は当該会社を含む複数の対象会社）の普通株式の株価に基づいて決定される。また、以下の社債の中には、所定のロックイン事由が発生した場合に当該会社（又は当該会社を含む複数の対象会社のうちの1社）の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還されるものがある。したがって、当該会社の企業情報は当該社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、関連する売買取扱人（もしあれば）、その他の当該社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

1-B (各社債の内容)

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(三井物産株式会社)

(1) 発行日

2010年10月25日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

三井物産株式会社

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月13日現在）：	1,829,153,527株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	名古屋証券取引所（市場第一部）
	福岡証券取引所
	札幌証券取引所
内容：	単元株式数は100株

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵、三菱商事、東日本旅客鉄道）

(1) 発行日

2012年4月25日

(2) 売出金額

567,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

新日鐵住金株式会社（新日本製鐵株式會社は2012年10月1日付けで商号を「新日鐵住金株式会社」に変更した。）

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(5) 当該会社の株式の内容

A 新日鐵住金株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月6日現在）： 9,503,214,022株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
福岡証券取引所
札幌証券取引所
内容： 完全議決権株式である。
単元株式数は1,000株

B 三菱商事株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月14日現在）： 1,653,505,751株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
ロンドン証券取引所
内容： 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定
のない標準となる株式である。
単元株式数は100株

C 東日本旅客鉄道株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月6日現在）： 395,000,000株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数は100株

3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（三菱電機、村田製作所、ソフトバンク）

(1) 発行日

2012年5月29日

(2) 売出金額

344,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

- (4) 当該会社の名称及び住所
三菱電機株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足一丁目10番1号

ソフトバンク株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(5) 当該会社の株式の内容

A 三菱電機株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月8日現在）： 2,147,201,551株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
ロンドン証券取引所
内容： 完全議決権株式である。
単元株式数は1,000株

B 株式会社村田製作所

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月12日現在）： 225,263,592株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
シンガポール証券取引所
内容： 単元株式数は100株

C ソフトバンク株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月13日現在）： 1,200,660,365株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定
のない標準となる株式である。
単元株式数は100株

4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月21日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（東芝、川崎重工業、三井物産）

(1) 発行日

2012年6月20日

- (2) 売出金額
324,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社東芝
東京都港区芝浦一丁目1番1号

川崎重工業株式会社

兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号

三井物産株式会社

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

- (5) 当該会社の株式の内容

A 株式会社東芝

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	4,237,602,026株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

B 川崎重工業株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月8日現在）：	1,671,892,659株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は1,000株

C 三井物産株式会社

上記1を参照のこと。

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月24日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付
デジタルクーポン円建社債(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 発行日

2012年7月25日

(2) 売出金額

190,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数(平成25年7月30日現在)：	614,438,399株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所(市場第一部)
登録認可金融商品取引業協会名：	名古屋証券取引所(市場第一部)
内容：	単元株式数は100株

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月30日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(ソニー株式会社)

(1) 発行日

2012年10月30日

(2) 売出金額

700,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社

東京都港区港南一丁目7番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	1,011,988,304株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は100株

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
（パナソニック株式会社）

(1) 発行日

2012年11月7日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月7日現在）：	2,453,053,497株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月28日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
（ソフトバンク株式会社）

(1) 発行日

2012年11月27日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(5) 当該会社の株式の内容

上記3を参照のこと。

9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社小松製作所)

(1) 発行日

2012年12月4日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月8日現在）：	983,130,260株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
	単元株式数は100株

10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(ソニー株式会社)

(1) 発行日

2012年12月5日

- (2) 売出金額
600,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目7番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記6を参照のこと。

11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社 商船三井)

- (1) 発行日
2012年12月5日
- (2) 売出金額
300,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社商船三井
東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
 - 種類： 普通株式
 - 発行済株式数（平成25年8月14日現在）： 1,206,286,115株
 - 上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
 - 内容： 単元株式数は1,000株

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月20日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（東芝、丸紅、ソフトバンク）

(1) 発行日

2012年12月20日

(2) 売出金額

393,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目4番2号

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(5) 当該会社の株式の内容

A 株式会社東芝

上記4を参照のこと。

B 丸紅株式会社

種類： 普通株式

発行済株式数（平成25年8月14日現在）： 1,737,940,900株

上場金融商品取引所名又は 東京証券取引所（市場第一部）

登録認可金融商品取引業協会名： 名古屋証券取引所（市場第一部）

内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。

単元株式数は1,000株

C ソフトバンク株式会社

上記3を参照のこと。

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社アドバンテスト)

(1) 発行日

2012年12月20日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社アドバンテスト

東京都練馬区旭町一丁目32番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月14日現在）：	199,566,770株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	ニューヨーク証券取引所
内容：	単元株式数は100株

14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年1月30日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(川崎汽船株式会社)

(1) 発行日

2013年1月31日

(2) 売出金額

800,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

川崎汽船株式会社

兵庫県神戸市中央区海岸通8番

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	939,382,298株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） 福岡証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月8日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（JT、ブリヂストン、伊藤忠商事）

(1) 発行日

2013年2月7日

(2) 売出金額

474,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

日本たばこ産業株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

株式会社ブリヂストン
東京都中央区京橋一丁目10番1号

伊藤忠商事株式会社
大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号

(5) 当該会社の株式の内容

A 日本たばこ産業株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	2,000,000,000株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は100株

B 株式会社ブリヂストン

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）： 813,102,321株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
福岡証券取引所
内容： 単元株式数は100株

C 伊藤忠商事株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）： 1,584,889,504株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
福岡証券取引所
札幌証券取引所
内容： 単元株式数は100株

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社小松製作所)

- (1) 発行日
2013年3月7日
- (2) 売出金額
1500,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社小松製作所
東京都港区赤坂二丁目3番6号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記9を参照のこと。

17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月13日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社アドバンテスト)

- (1) 発行日
2013年3月13日
- (2) 売出金額
1500,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社アドバンテスト
東京都練馬区旭町一丁目32番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記13を参照のこと。

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月19日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条
項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債(セブン&アイ・ホールディングス、日立製作所、KDDI)

- (1) 発行日
2013年3月18日
- (2) 売出金額
691,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
東京都千代田区二番町8番地8

株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

KDDI株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(5) 当該会社の株式の内容

A 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年7月12日現在）：	886,441,983株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

B 株式会社日立製作所

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	4,833,463,387株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 名古屋証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

C KDDI株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月5日現在）：	896,963,600株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月19日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(三菱マテリアル株式会社)

(1) 発行日

2013年3月18日

(2) 売出金額

900,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

三菱マテリアル株式会社
東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(5) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）： 1,314,895,351株
上場金融商品取引所名又は
東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は1,000株

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：川崎重工業株式会社 普通株式）

(1) 発行日

2013年3月27日

(2) 売出金額

650,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

川崎重工業株式会社

兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号

(5) 当該会社の株式の内容

上記4を参照のこと。

21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年10月17日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（小松製作所、富士通、日産自動車）

(1) 発行日

2013年4月16日

(2) 売出金額

626,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
株式会社小松製作所
東京都港区赤坂二丁目3番6号

富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

日産自動車株式会社
神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

(5) 当該会社の株式の内容

A 株式会社小松製作所
上記9を参照のこと。

B 富士通株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	2,070,018,213株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

C 日産自動車株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年7月29日現在）：	4,520,715,112株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年4月24日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ダイキン工業株式会社)

(1) 発行日
2013年4月23日

(2) 売出金額
700,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ダイキン工業株式会社

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月8日現在）：	293,113,973株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月2日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ダイキン工業株式会社)

(1) 発行日

2013年5月1日

(2) 売出金額

700,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ダイキン工業株式会社

大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

(5) 当該会社の株式の内容

上記22を参照のこと。

24. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月1日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対
象株式：株式会社東芝 普通株式）

(1) 発行日

2013年5月1日

(2) 売出金額

800,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
株式会社東芝
東京都港区芝浦一丁目1番1号

(5) 当該会社の株式の内容
上記4を参照のこと。

25. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日本たばこ産業株式会社普通株式）

(1) 発行日
2013年5月9日

(2) 売出金額
646,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
日本たばこ産業株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

(5) 当該会社の株式の内容
上記15を参照のこと。

26. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日本電気株式会社普通株式）

(1) 発行日
2013年5月9日

(2) 売出金額
1,041,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月2日現在）：	2,604,732,635株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は1,000株

27. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日産自動車株式会社普通株式）

(1) 発行日

2013年5月9日

(2) 売出金額

455,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

日産自動車株式会社

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

(5) 当該会社の株式の内容

上記21を参照のこと。

28. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（三井住友トラスト・ホールディングス株式会社普通株式）

(1) 発行日

2013年5月9日

- (2) 売出金額
448,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月13日現在）：	3,903,486,408株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は1,000株

(注) 1. 議決権を有する。

2. 第1回第七種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

当該会社は、当該会社定款第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下、「本優先株主」という。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下、「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき42円30銭の剰余金（以下、「本優先配当金」という。）を金銭で配当する。但し、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、(2)に定める本優先中間配当金の全部又は一部及び(3)に定める本優先臨時配当金の全部又は一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては本優先配当金の額を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当該会社は、当該会社定款第55条に定める中間配当を行うときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき21円15銭の金銭（以下、「本優先中間配当金」という。）を支払う。但し、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、(3)に定める本優先臨時配当金の全部又は一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

(3) 優先臨時配当金

当該会社は、当該会社定款第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき経過期間相当額（当該配当の基準日（以下、「本臨時配当基準日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から本臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）の金銭（以下、「本優先臨時配当金」という。）を支払う。但し、本臨時配当基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、本優先中間配当金の全部又は一部及び別の本優先臨時配当金の全部又は一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当該会社の残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

前号に定めるほか、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当該会社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当該会社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利及び募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て及び新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 本優先株式の金銭を対価とする取得条項

当該会社は、本優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、本優先中間配当金の全部又は一部及び本優先臨時配当金の全部又は一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部又は全部を取得することができる。

前号に基づき本優先株式の一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。

(7) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、本優先株主は(1) の定めによる本優先配当金（以下、本項において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(8) 優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金、本優先臨時配当金及び本優先株式の残余財産の支払順位は、当該会社の発行する他の種類の優先株式（当該会社定款第6条に定める優先株式をいう。）と同順位とする。

(9) 配当の除斥期間

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当該会社はその交付義務を免れる。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。また、資金調達を柔軟かつ機動的に行うため、優先株式は定款の定めに基づき、議決権について普通株式と差異がある。

29. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月15日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(日産自動車株式会社)

(1) 発行日

2013年5月14日

(2) 売出金額

700,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

日産自動車株式会社

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

(5) 当該会社の株式の内容

上記21を参照のこと。

30. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月16日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(川崎汽船株式会社)

(1) 発行日

2013年5月16日

(2) 売出金額

1,000,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

川崎汽船株式会社

兵庫県神戸市中央区海岸通 8 番

(5) 当該会社の株式の内容

上記14を参照のこと。

31. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月21日満期 期限前償還条項付・変動クーポン・他社株転換条項付・円建社債・ノックインフォワード型（転換対象銘柄：ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）

(1) 発行日

2013年5月30日

(2) 売出金額

1,046,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

東京都千代田区幸町二丁目2番3号

(5) 当該会社の株式の内容

上記5を参照のこと。

32. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年11月28日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（JFEホールディングス、ソニー、第一生命保険）

(1) 発行日

2013年5月28日

(2) 売出金額

429,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

第一生命保険株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号

(5) 当該会社の株式の内容

A ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
上記 5 を参照のこと。

B ソニー株式会社
上記 6 を参照のこと。

C 第一生命保険株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年 8 月 9 日現在）：	10,000,600株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定 のない標準となる株式である。 単元株式数は 1 株

33. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年 6 月 3 日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社みずほフィナンシャルグループ)

(1) 発行日
2013年 5 月31日

(2) 売出金額
1,000,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社みずほフィナンシャルグループ

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月14日現在）：	24,194,461,247株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	ニューヨーク証券取引所
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は100株

(注) 1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場している。

2. 平成25年8月14日現在の発行済株式数には、平成25年8月1日から平成25年8月14日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれていない。

3. 第十一回第十一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

4. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

5. 当該会社は、所定の条件による取得請求権の行使により普通株式が取得されることがある第十一回第十一種優先株式914,752,000株を発行している。

34. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月6日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ファーストリテイリング)

(1) 発行日

2013年6月6日

(2) 売出金額

1,000,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市佐山717番地1

(5) 当該会社の株式の内容

種類： 普通株式
発行済株式数（平成25年7月12日現在）： 106,073,656株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数は100株

35. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社ブリヂストン)

(1) 発行日

2013年6月25日

(2) 売出金額

1,000,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社ブリヂストン

東京都中央区京橋一丁目10番1号

(5) 当該会社の株式の内容

上記15を参照のこと。

36. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年1月26日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参
照型 他社株転換条項付 円建社債（ホンダ、T&Dホールディングス、東日本旅客鉄道）

(1) 発行日

2013年7月25日

(2) 売出金額

535,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

- (4) 当該会社の名称及び住所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目1番1号

株式会社T&Dホールディングス
東京都港区海岸一丁目2番3号

東日本旅客鉄道株式会社
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

- (5) 当該会社の株式の内容

A 本田技研工業株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	1,811,428,430株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所
内容：	単元株式数は100株

B 株式会社T&Dホールディングス

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年8月9日現在）：	681,480,000株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定 のない標準となる株式である。 単元株式数は100株

C 東日本旅客鉄道株式会社

上記2を参照のこと。

37. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年7月29日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(JFEホールディングス株式会社)

- (1) 発行日
2013年7月29日
- (2) 売出金額
800,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

(5) 当該会社の株式の内容
上記 5 を参照のこと。

38. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年 7月25日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：東京海上ホールディングス株式会社 普通株式）

(1) 発行日
2013年 7月25日

(2) 売出金額
1,180,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所
東京海上ホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年 8月 9日現在）：	769,524,375株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

39. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年 7月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）

(1) 発行日
2013年 7月29日

- (2) 売出金額
800,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記18を参照のこと。

40. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月20日満期 期限前償還条項付・変動クーポン・他社株転換条項付・円建社債・ノックインフォワード型（転換対象銘柄：ソニー株式会社）

- (1) 発行日
2013年8月29日
- (2) 売出金額
2,011,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
ソニー株式会社
東京都港区港南一丁目7番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記6を参照のこと。

41. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ファーストリテイリング）

- (1) 発行日
2013年8月28日

- (2) 売出金額
700,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社ファーストリテイリング
山口県山口市佐山717番地 1
- (5) 当該会社の株式の内容
上記34を参照のこと。

42. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月4日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(住友化学株式会社)

- (1) 発行日
2013年9月3日
- (2) 売出金額
600,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番 1号
- (5) 当該会社の株式の内容
 - 種類： 普通株式
 - 発行済株式数(平成25年8月12日現在)： 1,655,446,177株
 - 上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所(市場第一部)
 - 内容： 単元株式数は1,000株

43. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月13日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条
項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（東芝、TDK、みずほフィナンシャルグループ）

(1) 発行日

2013年9月12日

(2) 売出金額

620,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

TDK株式会社

東京都港区芝浦三丁目9番1号

株式会社みずほフィナンシャルグループ

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

(5) 当該会社の株式の内容

A 株式会社東芝

上記4を参照のこと。

B TDK株式会社

種類：

普通株式

発行済株式数（平成25年8月12日現在）：

129,590,659株

上場金融商品取引所名又は

東京証券取引所（市場第一部）

登録認可金融商品取引業協会名：

内容：

単元株式数は100株

C 株式会社みずほフィナンシャルグループ

上記33を参照のこと。

44. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月10日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(JFEホールディングス株式会社)

- (1) 発行日
2013年9月10日
- (2) 売出金額
700,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記5を参照のこと。

45. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社 神戸製鋼所)

- (1) 発行日
2013年9月27日
- (2) 売出金額
300,000,000円
- (3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
該当事項なし
- (4) 当該会社の名称及び住所
株式会社神戸製鋼所
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

(5) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成25年7月31日現在）：	3,115,061,100株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は1,000株

46. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
（ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）

(1) 発行日

2013年9月27日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(5) 当該会社の株式の内容

上記5を参照のこと。

47. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対
象株式：ソフトバンク株式会社 普通株式）

(1) 発行日

2013年9月26日

(2) 売出金額

1,450,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

- (4) 当該会社の名称及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号
- (5) 当該会社の株式の内容
上記3を参照のこと。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(三井物産株式会社)

三井物産株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第94期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第95期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年8月13日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三井物産株式会社本店	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
三井物産株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号
三井物産株式会社関西支社	大阪市北区中之島二丁目3番33号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵、三菱商事、東日本旅客鉄道）

新日鐵住金株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第88期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月25日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第89期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月6日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
新日鐵住金株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

三菱商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（平成24年度）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（平成25年度第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月14日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱商事株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
三菱商事株式会社関西支社	大阪市北区梅田二丁目2番22号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

東日本旅客鉄道株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第26期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第27期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月6日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東日本旅客鉄道株式会社本店	東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	横浜市西区平沼一丁目40番26号
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	さいたま市大宮区錦町434番地 4
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	千葉市中央区弁天二丁目23番 3 号
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	仙台市青葉区五橋一丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（三菱電機、村田製作所、ソフトバンク）

三菱電機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第142期）（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
平成25年 6 月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第143期第 1 四半期）（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日）
平成25年 8 月 8 日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6 月28日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記ハ．の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年 7 月 1 日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱電機株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

株式会社村田製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第77期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第78期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月12日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月2日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社村田製作所本店	京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
株式会社村田製作所東京支社	東京都渋谷区渋谷三丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ソフトバンク株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第33期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第34期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

(c)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月12日に関東財務局長に提出

(d)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月10日に関東財務局長に提出

(e)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月13日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソフトバンク株式会社本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月21日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（東芝、川崎重工業、三井物産）

株式会社東芝の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第174期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月25日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第175期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝本店	東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

川崎重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第190期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第191期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月8日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
川崎重工業株式会社本店	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
川崎重工業株式会社東京本社	東京都港区海岸一丁目14番5号
川崎重工業株式会社関西支社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号（古河大阪ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

三井物産株式会社の情報

上記1を参照のこと。

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月24日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付
デジタルクーポン円建社債(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第11期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月20日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第12期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年7月30日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

該当なし。

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社本店	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月30日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(ソ
ニー株式会社)

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第96期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第97期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書
該当なし。

二．訂正報告書
該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社本店	東京都港区港南一丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(パナソニック株式会社)

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第106期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第107期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年8月7日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令
第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成25年8月6日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
パナソニック株式会社本店	大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社渉外本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック 東京汐留ビル)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月28日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社の情報

上記3を参照のこと。

9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社小松製作所)

株式会社小松製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第144期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月18日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第145期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月8日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a)上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月21日に関東財務局長に提出

(b)上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月17日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ.(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(ソニー株式会社)

ソニー株式会社の情報

上記6を参照のこと。

11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月5日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社 商船三井)

株式会社商船三井の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(平成24年度)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(平成25年度第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月14日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年8月1日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ. (b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月16日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社商船三井本店	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
株式会社商船三井名古屋支店	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
株式会社商船三井関西支店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月20日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債(東芝、丸紅、ソフトバンク)

株式会社東芝の情報

上記4を参照のこと。

丸紅株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第89期)(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第90期第1四半期)(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

平成25年8月14日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月9日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
丸紅株式会社本店	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅株式会社大阪支社	大阪府中央区本町二丁目5番7号
丸紅株式会社名古屋支社	名古屋市中区錦二丁目2番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

ソフトバンク株式会社の情報

上記3を参照のこと。

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社アドバンテスト)

株式会社アドバンテストの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第71期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第72期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月14日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

該当なし。

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称

株式会社アドバンテスト本店

株式会社東京証券取引所

所 在 地

東京都練馬区旭町一丁目32番1号

東京都中央区日本橋兜町2番1号

14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年1月30日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(川崎汽船株式会社)

川崎汽船株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第145期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月25日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第146期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月10日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年9月11日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
川崎汽船株式会社本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
川崎汽船株式会社名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
川崎汽船株式会社関西支店	神戸市中央区栄町通一丁目2番7号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月8日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債（JT、ブリヂストン、伊藤忠商事）

日本たばこ産業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第28期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第29期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月20日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日本たばこ産業株式会社本店	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
日本たばこ産業株式会社埼玉支店	さいたま市大宮区下町一丁目55番1号
日本たばこ産業株式会社千葉支店	千葉市中央区椿森五丁目5番13号
日本たばこ産業株式会社横浜支店	横浜市神奈川区金港町3番地1
日本たばこ産業株式会社名古屋支店	名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号
日本たばこ産業株式会社大阪支店	大阪市北区大淀南一丁目5番10号
日本たばこ産業株式会社神戸支店	神戸市中央区浜辺通二丁目1番30号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社ブリヂストンの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第94期）（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

平成25年3月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第95期第2四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社ブリヂストン本店	東京都中央区京橋一丁目10番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

伊藤忠商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第89期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第90期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社本店	大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社東京本社	東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社中部支社	名古屋市中区錦一丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社中四国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社北海道支社	札幌市中央区北三条西四丁目1番地
伊藤忠商事株式会社東北支社	仙台市青葉区中央一丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社小松製作所)

株式会社小松製作所の情報

上記9を参照のこと。

17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月13日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社アドバンテスト)

株式会社アドバンテストの情報

上記13を参照のこと。

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月19日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条
項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債 (セブン&アイ・ホールディングス、日立製作所、KDDI)

株式会社セブン&アイ・ホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第8期)(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

平成25年5月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第9期第1四半期）（自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日）
平成25年7月12日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月28日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 本店	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社日立製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第144期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第145期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

(c) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年9月19日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

- (a)上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月6日に関東財務局長に提出
- (b)上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成25年8月9日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社日立製作所本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

KDDI株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第29期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月20日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第30期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月5日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
KDDI株式会社本店	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月19日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(三菱マテリアル株式会社)

三菱マテリアル株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第88期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第89期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱マテリアル株式会社本店	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
三菱マテリアル株式会社大阪支社	大阪市北区天満橋一丁目8番30号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年3月28日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債(対象株式:川崎重工業株式会社 普通株式)

川崎重工業株式会社の情報

上記4を参照のこと。

21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年10月17日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債(小松製作所、富士通、日産自動車)

株式会社小松製作所の情報

上記9を参照のこと。

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第113期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月24日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第114期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
富士通株式会社本店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

日産自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第114期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第115期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年7月29日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成25年7月9日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日産自動車株式会社本店	横浜市神奈川区宝町2番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年4月24日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ダイキン工業株式会社)

ダイキン工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第110期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第111期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月8日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ダイキン工業株式会社本店	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル
ダイキン工業株式会社東京支社	東京都港区港南二丁目18番1号JR品川イーストビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月2日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ダイキン工業株式会社)

ダイキン工業株式会社の情報

上記22を参照のこと。

24. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月1日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債(対象株式:株式会社東芝 普通株式)

株式会社東芝の情報

上記4を参照のこと。

25. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(日本たばこ産業株式会社普通株式)

日本たばこ産業株式会社の情報

上記15を参照のこと。

26. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債(日本電気株式会社普通株式)

日本電気株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第175期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月24日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第176期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月2日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日本電気株式会社本店	東京都港区芝五丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

27. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（日産自動車株式会社普通株式）

日産自動車株式会社の情報

上記21を参照のこと。

28. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月7日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債（三井住友トラスト・ホールディングス株式会社普通株式）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第3期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月26日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

29. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月15日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(日産自動車株式会社)

日産自動車株式会社の情報

上記21を参照のこと。

30. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月16日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(川崎汽船株式会社)

川崎汽船株式会社の情報

上記14を参照のこと。

31. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年5月21日満期 期限前償還条項付・変動クーポン・他社株転換
条項付・円建社債・ノックインフォワード型(転換対象銘柄:ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

上記5を参照のこと。

32. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年11月28日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参
照型 他社株転換条項付 円建社債(JFEホールディングス、ソニー、第一生命保険)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

上記5を参照のこと。

ソニー株式会社の情報

上記6を参照のこと。

第一生命保険株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第111期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月24日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第112期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月16日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
第一生命保険株式会社本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

33. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月3日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社みずほフィナンシャルグループ)

株式会社みずほフィナンシャルグループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第12期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月14日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

34. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年6月6日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社ファーストリテイリング)

株式会社ファーストリテイリングの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第51期）（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）
平成24年11月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第52期第3四半期）（自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日）
平成25年7月12日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月26日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社ファーストリテイリング本社	山口県山口市佐山717番地 1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

35. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年 6 月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社ブリヂストン)

株式会社ブリヂストンの情報

上記15を参照のこと。

36. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年 1 月26日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参
照型 他社株転換条項付 円建社債 (ホンダ、T&Dホールディングス、東日本旅客鉄道)

本田技研工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第89期) (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

平成25年 6 月25日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第90期第 1 四半期) (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

平成25年 8 月 9 日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 6 月25日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
本田技研工業株式会社本店	東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

株式会社T&Dホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第9期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第10期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記ハ．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月2日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社T&Dホールディングス本店	東京都港区海岸一丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

東日本旅客鉄道株式会社の情報

上記2を参照のこと。

37. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年7月29日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(JFEホールディングス株式会社)

ジェイエフイーホールディングス株式会社の情報

上記5を参照のこと。

38. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年7月25日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債（対象株式：東京海上ホールディングス株式会社 普通株式）

東京海上ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成25年6月24日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第12期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東京海上ホールディングス株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

39. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年7月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）

株式会社日立製作所の情報

上記18を参照のこと。

40. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月20日満期 期限前償還条項付・変動クーポン・他社株転換条項付・円建社債・ノックインフォワード型（転換対象銘柄：ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

上記6を参照のこと。

41. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年8月28日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(株式会社ファーストリテイリング)

株式会社ファーストリテイリングの情報

上記34を参照のこと。

42. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月4日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(住友化学株式会社)

住友化学株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第132期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月20日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第133期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年8月12日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月21日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
住友化学株式会社本店	東京都中央区新川二丁目27番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

43. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月13日満期 ステップダウン型期限前償還条項 ノックイン条項付 複数株式参照型 他社株転換条項付 円建社債(東芝、TDK、みずほフィナンシャルグループ)

株式会社東芝の情報

上記4を参照のこと。

TDK株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第117期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第118期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月12日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月31日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記ハ．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成25年8月20日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
TDK株式会社本店	東京都港区芝浦三丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社みずほフィナンシャルグループの情報

上記33を参照のこと。

44. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月10日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債
(JFEホールディングス株式会社)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

上記5を参照のこと。

45. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月30日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建社債
(株式会社 神戸製鋼所)

株式会社神戸製鋼所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第160期)(自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第161期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

平成25年7月31日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ.の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社神戸製鋼所本店	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

46. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

上記5を参照のこと。

47. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月26日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付円建社債(対象株式:ソフトバンク株式会社 普通株式)

ソフトバンク株式会社の情報

上記3を参照のこと。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

日経平均株価

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

- (i) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年7月15日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (ii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年9月14日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (iii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年9月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (iv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 円建 日経平均株価連動 デジタル・クーポン社債
- (v) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年12月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (vi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月27日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (vii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月29日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (viii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年1月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (ix) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (x) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2013年10月4日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (xii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年4月27日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (xiii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年5月12日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
- (xiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年6月6日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債

- (xv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年6月26日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動
円建社債
- (xvi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (xvii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年10月31日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経
平均株価連動円貨建て社債
- (xviii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年11月19日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株
価連動 円建社債(愛称:パワーリターン日経平均1211)
- (xix) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月31日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経
平均株価連動円貨建て社債
- (xx) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年2月9日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動
円建社債
- (xxi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年2月9日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連
動円建社債
- (xxii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年9月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連
動円建社債
- (xxiii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月24日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価
連動デジタルクーポン円建社債
- (xxiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年11月2日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (xxv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年11月20日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連
動円建社債
- (xxvi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年5月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株
価連動 円建社債(愛称:パワーリターン日経平均1305)
- (xxvii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年12月11日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価
連動円建社債
- (xxviii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標
連動 円建社債(愛称:パワーリターン 2指標参照型1306)
- (xxix) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月29日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 日経
平均株価連動円貨建て社債
- (xxx) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株
価連動 円建社債(愛称:パワーリターン日経平均1307)
- (xxxi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年7月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株
価連動 デジタルクーポン円建社債(愛称:パワーリターン日経平均1307デジタル)
- (xxxii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年7月26日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価
連動デジタルクーポン円建社債
- (xxxiii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月1日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価
連動円建社債

(xxxiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月30日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動円建社債

(xxxiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年9月27日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

以下、これらの社債を併せて「日経リンク債」という（但し、上記(xxviii)の社債に限り、「日経・NYダウ工業株30種リンク債」という。）。

(2) 関連する有価証券届出書又は発行登録追補書類に記載の通り、利息計算期間に適用される日経リンク債の利率（利率に関しては、(1)(i)乃至(v)、(xxiii)、(xxxi)、(xxxii)及び(xxxiv)の社債に限る。）、並びに日経リンク債に係る満期償還額及び所定の期限前償還事由の有無は日経平均株価の水準により決定される。また、関連する発行登録追補書類に記載の通り、日経・NYダウ工業株30種リンク債の満期償還額は日経平均株価又はNYダウ工業株30種平均（後出「NYダウ工業株30種平均」の項も参照のこと。）に連動し、所定の早期償還事由の有無は日経平均株価及びNYダウ工業株30種平均の水準により決定される。そのため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2 内容

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。

NYダウ工業株30種平均（「Dow Jones Industrial Average」（ダウ・ジョーンズ工業株価平均TM））

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債（愛称：パワーリターン 2指標参照型1306）

（以下「日経・NYダウ工業株30種リンク債」という。）

(2) 関連する発行登録追補書類に記載の通り、日経・NYダウ工業株30種リンク債の満期償還額は日経平均株価（前出「日経平均株価」の項も参照のこと。）又はNYダウ工業株30種平均に連動し、所定の早期償還事由の有無は日経平均株価及びNYダウ工業株30種平均の水準により決定される。そのため、NYダウ工業株30種平均についての開示を必要とする。

2 内容

ダウ®の名称でも知られるダウ・ジョーンズ工業株価平均は、米国を代表する優良企業30銘柄の時価加重指数である。ダウは、ダウ・ジョーンズ輸送株平均TM、ダウ・ジョーンズ公共株平均TMとして別途カバーされている輸送及び公共事業以外のすべての工業株を網羅している。

ダウの銘柄選択は定量的なルールに従ったものではなく、銘柄の追加は主として、企業の評判が高く、成長が持続的で、多くの投資家が高い関心を示すものに限定されている。また、適切なセクター配分を維持できる銘柄選択も考慮されている。

[次へ](#)

S&P 500 VIX 短期先物TM 指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX 中期先物TM 指数トータル・リターン

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

() iPath[®] VIX短期先物指数連動受益証券発行信託

() iPath[®] VIX中期先物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」、また本外国指標連動証券の連動先である指数を個別に又は併せて「本指数」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P 500 VIX短期先物TM 指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物TM 指数トータル・リターンの特徴については、以下を参照されたい。

本指数の概要

本指数についての以下の説明は、S&P米国指数委員会規則（本指数の運営及び計算を定め、インデックス・スポンサーにより公表されている。）に基づく。本指数、S&P 500[®]指数及びVIX 指数に関する一部の情報も公開情報に基づいており、独立した検証は行っていない。

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする一つ又は複数の満期の先物契約への投資機会を投資家に提供することを目的としている。VIX 指数は、ボラティリティのフォワード・カーブ上の様々な時点におけるS&P 500[®] 指数のフォワード・インプライド・ボラティリティを反映する。VIX 指数は、S&P 500[®] 指数のプット・オプション及びコール・オプションの価格を基に計算される。本指数は、VIX 指数を対象とする関連先物契約へのアンレバレッジド投資、及び本指数の名目数値を基に得られた収益について3カ月物米国財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子（これは本指数に再投資される。）から潜在的に稼得可能な収益を反映させることを目的としている。具体的には、S&P 500 VIX 短期先物TM 指数トータル・リターンは、VIX 先物契約の一番限月と二番限月の日次ベースでのローリング・ロング・ポジションからの収益を測定し、S&P 500 VIX 中期先物TM 指数トータル・リターンは、VIX 先物契約の四番、五番、六番及び七番限月の日次ベースでのローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。本指数のそれぞれのトータル・リターンの基本的特質は、3カ月物米国財務証券の利率で計上した利子を本指数の名目数値の収益に再投資しているところにある。

いくつかのウェブサイトに含まれる情報で以下に言及するものは、本書に参照として組み込まれるものではなく、本書の一部とみなされてはならない。

以下に記述するのはS&P 500[®]指数及びVIX 指数並びに先物市場一般の概観についての説明である。次いで本指数についての詳細な説明を行う。

本指数は以下に記述される「本指数の構成」及び「本指数の計算方法」に基づいて計算される。

本指数の数値の公表

各指数営業日におけるリアル・タイム及び取引終了時点の、関連する本指数の数値は、ブルームバーグ・エルピー若しくは後継者により()S&P 500 VIX 短期先物TM指数トータル・リターンについては「SPVXSTR」、また()S&P 500 VIX 中期先物TM指数トータル・リターンについては「SPVXMTR」のティッカー記号のもとで公表される。

本指数の過去の成果に関する情報は、かかるブルームバーグ・ティッカーを参照することによっても入手できる。

S&P 500[®] 指数

インデックス・スポンサーはS&P 500[®] 指数を公表している。S&P 500[®] 指数は、米国株式市場の全体的なパフォーマンスを示すベンチマークを提供することを目的としている。S&P 500[®] 指数の数値の日次計算は、特定時点における500社の普通株式の時価総額を1941年から1943年の基準期間における類似500社の普通株式の時価総額と比較した相対の数値を基にしている。当該500社はニューヨーク証券取引所に上場されている大企業の上位500社を指すのではなく、また当該500社のすべてが同取引所に上場されているわけではない。

インデックス・スポンサーは、米国株式市場の普通株式を母集団とした場合の産業グループの分布状況に近似するような幅広い産業グループの分布を達成する観点からS&P 500[®] 指数に含まれる会社の選定を行っている。上記の目標を達成するために、インデックス・スポンサーは、その単独の裁量においてS&P 500[®] 指数の対象となる会社を随時加除することができる。インデックス・スポンサーが採用する関連基準には、特定企業の存続可能性、所属産業グループを当該企業が代表する程度、当該企業の普通株式が広く保有されている程度、当該企業の普通株式の時価、売買状況などが含まれる。

VIX 指数

本書に記載されているVIX 指数に関する情報のすべて(VIX 指数の仕組、計算方法及び構成銘柄の入替えを含むが、これらに限られない。)は、公開情報に基づく。当該情報は、シカゴ・オプション取引所(以下「CBOE」という。)の方針を反映し、CBOEにより変更される。これらの情報の正確性、完全性については、いかなる表明又は保証も行なわれない。VIX 指数は、CBOEにより開発され、CBOE により計算され、維持され、公表されている。CBOEはVIX 指数の公表を継続する義務は一切なく、公表を中止することができる。VIX 指数は「VIX」のティッカー記号のもとでブルームバーグにより報告されている。

VIX 指数は、米国の大型株の30日先のボラティリティの市場価格を測定することを目的とするベンチマーク指数であり、S&P 500[®] 指数についての一定のプット及びコールのオプション価格を基に計算される。VIX 指数は、S&P 500[®] 指数の水準に連動する一定のオプションについて投資家が支払うプレミアムを測定する。市場が不安定な時期には、S&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティ水準は通常増加し、結果、S&P 500[®] 指数に連動するオプション価格は(関連する他のすべての要因が不変か又は僅かな変化にとどまることを前提に)通常上昇する。この結果、VIX 指数の上昇がもたらされる。不安定期にVIX 指数が上昇することから、VIX 指数は米国株式市場全体の「恐怖指数」として知られている。VIX 指数は、過去の実績から見るとS&P 500[®] 指数とは逆相関性を有する。

VIX 指数の計算に必要な数式では、常時30日先のマーケット・ボラティリティを測る単位を導出するために、隣接する2つの満期についてS&P 500[®] 指数のオプション取引のうちアウト・オブ・ザ・マネーになっている一連のプット及びコールのオプションを加重した価格（以下「SPXオプション」という。）が用いられている。VIX 指数は、特定のオプション価格決定モデルからは独立して計算される。これにより特定の前提条件を基にするオプション価格決定モデルに内在する可能性のある偏りを除こうとしている。

VIX 指数は、SPXオプションによりインプライされるS&P 500[®] 指数の30日先のボラティリティを測定するが、30日物のオプション取引は月1回に限られる。指数の域に達するために最も期近な2カ月に満期を迎える一連のアウト・オブ・ザ・マネーのSPX オプション（それぞれを「一番限月オプション」及び「二番限月オプション」という。）を選定し、任意に30暦日の期間を括れるようにしている。8日未満の満期日のSPXオプションは当初から除外される。一番限月オプションが満期日まで8日以内になる場合には、満期日の接近に伴い発生する価格形成の歪みを最小化するためにVIX 指数は二番限月と三番限月に乗り換えられる。一番限月オプションと二番限月オプションの価格を用いたモデル・フリー・インプライド・ボラティリティを加重平均のストライク・プライスに基づき計算し、各限月について単一のインプライド・ボラティリティの平均値を導き出す。次に両限月のそれぞれの算出結果を線形補間を用いて満期までの残存日数が常に30日のインプライド・ボラティリティの数値を導き出す。

VIX 指数を対象とする先物は、2004年にCBOEにより取引が開始された。VIX 指数先物の満期日は、連続して一番限月から十番限月までである。VIX 指数を対象とする先物契約により、各投資家は、VIX 指数の将来の方向若しくは値動きに関する自らの見方に基づき将来のマーケット・ボラティリティに投資することが可能になる。S&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティが上昇すると見る投資家は、VIX 指数の水準が上昇することを期待してVIX 先物を買付けるであろう。逆にS&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティが下落すると見る投資家は、VIX 指数の水準が下落することを期待してVIX 先物を売却するであろう。

先物市場

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする一つ又は複数の先物契約から構成される。VIX 指数を対象とする先物契約は、規制先物取引所、店頭市場並びに様々な種類の電子取引施設及び市場において取引されている。現在、本指数に含まれるすべての先物契約は、上場先物契約である。上場先物契約では、定められた限月中の、確定した価格による、特定された種類と数量の原資産又は金融商品の売買が決められている。VIX 指数は直接に売買可能な有体物ではないため、VIX 指数を対象とする先物契約では、当該契約の決済又は清算時におけるVIX 指数の水準での現金授受が定められている。先物契約では、現金決済、又は原資産若しくは金融商品の売手による引渡し（当該者の保有ポジションは「ショート」として言及される。）、買手による取得（当該者の保有ポジションは「ロング」として言及される。）が行われる特定された決済月が決められている。

先物契約の売買においては購入価格の受払いが行われない。代わりに現金又は現金同等物を「当初証拠金」として仲介業者に差入れなければならない。金額は取引決済機関により課される要件に応じて異なるが、先物契約の想定元本の5%未満であろう。この受入証拠金が先物契約の各当事者の債務に対する担保となる。

決済機関又は仲介業者に証拠金（取引所により形式は異なり得る。）を差入れることにより市場参加者は当該証拠金に対する利息を稼得することが可能となり、このため先物契約への投資から得られる実現可能な合計収益が増加する。通常、市場参加者は先物契約の値動きを受けて仲介業者との間で日々受払いしている。当該受払いは、「追加証拠金」と称され、先物契約における既存ポジションの価値の騰落に応じて行われ、このプロセスは「マーク・トゥ・ザ・マーケット」として知られている。

先物契約は組織化された取引所（米国では「指定公認市場」として知られている。）において取引される。先物契約の満期前においては、取引当事者は、流動性のある流通市場が利用可能であることを前提に、当該当事者が保有するポジションを取得した取引所において当該ポジションと反対のポジションを取ることにより当該保有ポジションの解消を選択することは随時可能である。これにより当該ポジションを終了させ、当該取引当事者の損益を確定させる。先物契約は、集中清算機関及び清算機関の会員である仲介業者（「先物取次業者」として言及される。）を通じて清算される。清算機関は、先物契約の当事者である各清算会員の取引履行を当該取引と逆サイドのポジションを事実上取ることにより保証している。清算機関は顧客に対する清算会員の債務の履行は保証しない。

株式と異なり、先物契約には、規定される条件により定められた満期があり、満期前の特定時点において直近限月の先物契約の取引は終了する。このため、市場参加者が直近の満期を迎える特定の資産又は金融商品を対象とする先物契約への投資を引続き望む場合は、満期を迎える契約を解消し、二番限月の先物契約に新たにポジションを作る必要がある。これは「乗換え（ローリング）」として言及されるプロセスである。例えば、11月のVIX 指数先物にロング・ポジションを保有する市場参加者が直近限月のポジションを維持したい場合は、11月の先物契約の満期接近を受けて11月の先物を売り（これにより既存のロング・ポジションが解消される。）、12月の先物を買付ける。11月のポジションを12月のポジションに「乗換える（ロールする）」ことになり、11月の先物契約の満了時点でも当該市場参加者は引続き直近限月にロング・ポジションを保有していることとなる。

本指数の構成

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする先物契約であって満期までの期間を特定化したロング・ポジションを日次ベースで乗換えて行く先物契約から構成され、(1) 当該先物契約に対するアンレバレッジド投資、及び(2) 関連する本指数の名目数値を基に得られた収益について特定の財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子（これは更に当該本指数に再投資される。）から潜在的に稼得可能な収益を反映させることを目的としている。

本指数のそれぞれは、日次ベースで乗換えを行うローリング指数である。日次に乗換えを行う効果の一つは、連動先の先物契約について満期までの加重平均期間を常に一定に保つことである。本指数のそれぞれは、VIX指数を対象とする先物契約から構成される。一般に会社に対する継続的な利害関係を所持人に付与する株式とは異なり、先物契約の場合は通常、原資産若しくは金融商品の引渡しのための特定の日付が定められているか、又はVIX指数のような指数に関連する先物契約の場合は、連動先指数の水準によって決定される金額の現金による支払のための特定の日付が定められている。以下に更に詳細に記述するように、本指数は、期近での現金決済を定める、VIX指数を対象とする先物契約を日次ベースで売却し、期先での現金決済を定める、VIX指数を対象とする先物契約を日次ベースで購入することにより運営される。各先物契約の乗換えは、あらかじめ決められた予定に従い各指数の営業日に発生し、関連する両先物契約について満期までの加重平均期間を常に一定に維持する効果がある。このプロセスは先物契約の「乗換え（ローリング）」として知られており、本指数のそれぞれは、「ローリング指数」である。S&P 500 VIX 短期先物™ 指数トータル・リターン基礎となる先物の満期までの恒常的加重平均期間は1カ月であり、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数トータル・リターン基礎となる先物については5カ月である。

本指数の計算方法

本指数は先物の満期日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行うVIX先物のロング・ポジションから得られる収益をモデル化している。本指数のトータル・リターンには、本指数の名目数値を基に得られた収益に対する利子並びに収益及び利子の本指数への再投資が組込まれている。利子は3カ月の財務証券の利率により計上する。S&P 500 VIX 短期先物™ 指数は、一番限月と二番限月のVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。この指数は、各月通して日々連続的に一番限月のVIX先物契約から二番限月のVIX先物契約に乗換えを行う。S&P 500 VIX 中期先物™ 指数は、四番、五番、六番及び七番限月のVIX先物契約のローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。この指数は、各月通して日々連続的に四番限月の先物契約から七番限月の先物契約に乗換えを行う一方で五番及び六番の先物契約のポジションを維持する。本外国指標連動証券は、本指数のトータル・リターンに連動する。トータル・リターンには、以下に詳細を示すように、本指数の名目数値を基に得られた収益について3カ月物の財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子及び関連する本指数への再投資が含まれる。

任意のS&P 500 VIX先物の営業日である t 営業日において、本指数のそれぞれは以下のように計算される。

$$IndexTR_t = IndexTR_{t-1} * (1 + CDR_t + TBR_t)$$

ここで

$IndexTR_{t-1}$ = 前営業日（本指数が計算される任意の日として定義される。）における本指数のトータル・リターン

CDR_t = 次式により算定される先物契約の日次収益

$$CDR_t = \frac{TDWQ_t}{TDWI_{t-1}} - 1$$

ここで

$t-1$ = 前営業日

$TWDO_t$ t 営業日に得られる加重合計値（本指数のそれぞれについて次式により算定される。）

$$TWDO_t = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t}$$

$TWDI_{t-1}$ $t-1$ に得られる加重合計値（本指数のそれぞれについて次式により算定される。）

$$TWDI_{t-1} = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t-1}$$

ここで

$CRW_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX 先物契約のロール・ウェイト

$DCRP_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX 先物契約の日次先物契約参照価格

m = S&P 500 VIX 短期先物™ 指数については $m=1$ 、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数については $m=4$

n = S&P 500 VIX 短期先物™ 指数については $n=2$ 、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数については $n=7$

TBR_t = 財務証券利回り（次式により算定される。）

$$TBR_t = \left[\frac{1}{1 - \frac{91}{360} * TBAR_{t-1}} \right]^{\frac{\Delta t_t}{91}} - 1$$

ここで

Δt_t = 現営業日と前営業日との間の暦日数

$TBAR_{t-1}$ = 前営業日時点における91日物米国財務証券の直近週間最大割引率。通常、割引率は財務省により毎月曜日に公表される。銀行休業日にあたる月曜日については、前週の金曜日の割引率が適用される。ブルームバーグのティッカー記号は USB3MTA である。

先物契約の配分調整

ロール期間は、月次のCB0E VIX 先物決済日（翌月のS&P 500オプション期日の30暦日前の水曜日）の前日にあたる火曜日に開始し、翌月のCB0 VIX 先物決済日の前日にあたる火曜日まで続く。このように本指数は連続して乗換えられる。現ロール期間終了後の営業日に次のロール期間が開始する。本指数のそれぞれのトータル・リターンの計算において任意の t 営業日の当該指数の各契約のロール・ウェイト（ $CRW_{i,t}$ ）は、以下のように算定される。

S&P 500 VIX 短期先物™指数

$$CRW_{1,t} = 100 * \frac{dr}{dt}$$

$$CRW_{2,t} = 100 * \frac{dt-dr}{dt}$$

ここで

dt = 最初に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日を含む。）を開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日は除かれる。）に終了する現在のロール期間における営業日の合計数。月間に導入された新たな休日又は予定外の市場閉鎖があっても当該営業日の数は不変とする。

dr = 翌営業日（当該日を含む。）を開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日は除かれる。）に終了するロール期間における営業日の合計数。新たな休日が月間に導入された場合は、当該休日より前の営業日の時点では当該休日は営業日の数に含まれる。

当該火曜日の取引終了とともにロール期間が開始し、すべてのウェイト比率が一番限月に配分される。以後、営業日毎に保有する一番限月のVIX 先物の一部分が売却され、名目で等量の二番限月のVIX 先物を買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換え日時点の一番限月のVIX 先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように一番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって二番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで二番限月だった先物契約が新たに一番限月となる時点で次のロール期間が開始する。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

S&P 500 VIX 中期先物™指数

$$CRW_{4,t} = 100 * \frac{dr}{dt}$$

$$CRW_{5,t} = 100$$

$$CRW_{6,t} = 100$$

$$CRW_{7,t} = 100 * \frac{dt-dr}{dt}$$

当該火曜日の取引終了とともにロール期間が開始し、単一均等のウェイト比率が四番限月、五番限月及び六番限月の先物契約に配分される。以後、営業日毎に保有する四番限月のVIX 先物の一部分が売却され、名目で等量の七番限月のVIX 先物を買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換え日時点の四番限月VIX 先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように四番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって七番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで五番限月だった先物契約が新たに四番限月となる時点で次のロール期間が開始する。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

基準日

S&P 500 VIX 短期先物™ 指数及びS&P 500 VIX 中期先物™ 指数の基準日は、2005年12月20日であり、その日の基準数値を100,000としている。

過去の数値の諸前提

2008年4月より前は、一番限月から七番限月まで連続してすべてのVIX 先物が上場されていたわけではなかった。過去の本指数を計算するために、以下の諸前提のもとに近傍の上場先物契約から得られたVIX 先物契約価格による線形補間を行った。

i 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+1$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+1} - T_{i-1})} (DCRP_{i+1,t^2} - DCRP_{i-1,t^2})$$

i 番限月及び $i+1$ 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+2$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+2} - T_{i-1})} (DCRP_{i+2,t^2} - DCRP_{i-1,t^2})$$

i 番限月、 $i+1$ 番限月、及び $i+2$ 番限月の先物が上場されていなかった場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i-1} - T_{i-2})} (DCRP_{i-1,t^2} - DCRP_{i-2,t^2})$$

ここで

T_i = i 番限月のVIX先物契約の満期日

$BDays$ = 各VIX 先物契約の満期日の間の営業日の数

本指数のガバナンス

S&P 500 VIX 先物指数委員会が本指数を維持管理する。指数委員会は定期的開催される。会議の都度、指数委員会は市場の重要事象について検討を行う。また指数委員会は、配分調整及びその他の事項に関して本指数の方針を改訂することができる。

インデックス・スポンサーは、指数への変更及び市場を動かす可能性のある重大な関連事項に関する情報について検討を行う。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

商品指数

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

- () iPath® 商品指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 貴金属指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 産業用金属指数連動受益証券発行信託

- () iPath® エネルギー指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 農産物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 畜産物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、また本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の関連指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P GSCI®トータル・リターン指数の特徴については、以下の「(1)トータル・リターン指数の概要」を参照されたい。また、上記のそれ以外の7つの指数の特徴については、後記「(2)S&P GSCI® 農産物指数トータル・リターン」乃至「(8)S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数トータル・リターン」をそれぞれ参照するとともに、以下の「(1)トータル・リターン指数の概要」中の関連する記載を参照されたい。

(1)トータル・リターン指数の概要

以下はS&P GSCI® 商品指数及びS&P GSCI®トータル・リターン指数(以下後者を「トータル・リターン指数」という。)の説明である。トータル・リターン指数の仕組、計算方法、構成銘柄の入替え及び過去のパフォーマンスを含む本書に記載されているトータル・リターン指数に関する情報のすべては公開情報に基づく。当該情報について独立した検証は行っていない。投資家は、トータル・リターン指数及び同指数のスポンサーについて独自の調査を行うべきである。

S&P GSCI® 商品指数及びトータル・リターン指数に関する本書掲載の情報は、iPath® S&P GSCI® 基本目論見書作成日現在のトータル・リターン指数のスポンサーの方針を反映する。S&P GSCI® 商品指数、トータル・リターン指数及びトータル・リターン指数のスポンサーの方針は、同スポンサーにより随時に変更される。トータル・リターン指数のスポンサーは、S&P GSCI® 商品指数及びトータル・リターン指数に対する著作権及び他のすべての権利を所有する。トータル・リターン指数のスポンサーは、本外国指標連動証券の募集にいかなる関与もしておらず、本外国指標連動証券の保有者としての投資家の利害を考慮する義務は一切ない。トータル・リターン指数のスポンサーは、トータル・リターン指数の公表を継続する義務は一切なく、公表を中止することができる。

トータル・リターン指数の最新の時価情報は、トータル・リターン指数のスポンサー及び多数の公開情報ソースから入手可能である。当社及びその関連会社は、トータル・リターン指数に関する公開情報の正確性、完全性についていかなる表明も行わない。また当社及びその関連会社は、トータル・リターン指数の計算、維持、公表、誤謬、欠落、又は障害に対するいかなる責任も負わない。

トータル・リターン指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。トータル・リターン指数の終値数値の過去の騰落傾向は、本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるトータル・リターン指数の騰落見込みを示すものではない。トータル・リターン指数の構成銘柄の価格の騰落予測は不可能であり、投資家はトータル・リターン指数の過去の数値を将来のパフォーマンスの目安に用いるべきではない。当社は、トータル・リターン指数又はその構成銘柄の将来のパフォーマンスにより投資家が本外国指標連動証券の元本金額を上回る金額を満期時若しくは償還時に受領する結果をもたらすとの確約を投資家に与えることはできない。当社及び関連会社は、トータル・リターン指数のパフォーマンスについていかなる表明も行わない。

S&P GSCI® 商品指数

トータル・リターン指数はS&P GSCI® 商品指数の関連指数である。したがってS&P GSCI® 商品指数の積上げ方法に関する本項での開示は、トータル・リターン指数の積上げ方法にも関係する。次項「トータル・リターン指数」では、トータル・リターン指数のS&P GSCI® 商品指数との特徴的な相違について説明する。

S&P GSCI® 商品指数は、先進工業国の取引所で取引される実物商品を対象とする、生産量で加重された先物契約のバスケットについての独占的指数である。S&P GSCI® 商品指数は、これら商品市場の期間パフォーマンスの尺度として設計されている。S&P GSCI® 商品指数の対象商品は、主要先進工業国の関連取引所で活発に取引されている流動性のある先物契約の対象となっている実物商品に限られる。S&P GSCI® 商品指数の対象商品は、当該商品の世界経済に対する相対的重要性（指数委員会との協議を経たS&Pの見解に基づく。）を反映させるために生産量に基づき加重される。S&P GSCI® 商品指数の数値の変動は、世界市場における当該実物商品の価格変動に一般的に連動するよう意図されている。S&P GSCI® 商品指数の数値は、1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。現在シカゴ・マーカントイル取引所にS&P GSCI® 商品指数の先物契約及び同先物契約のオプション取引が上場されている。

任意の時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれる先物契約は、S&Pが定める一連の適格基準を充足しなければならない。まずS&Pは適格要件の一般的基準を充足する先物契約を特定する。次に先物契約の取引量及び生産量の加重要件の適用を受け先物契約の数が決定され、適格先物契約の候補リストが絞られる。この時点で該当期間の指定先物契約のリストが完成する。S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄は毎月見直される。

以下はS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄及びその計算に用いられる方法の要約である。S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄と加重比率の決定方法及びS&P GSCI® 商品指数の価値の計算方法は、以下に記述するS&P GSCI® 商品指数の目的と合致するように変更されることがある。S&P GSCI® 商品指数の公式な計算はS&Pが行う。

指数委員会及び指数諮問パネル

S&PはS&P GSCI® 商品指数の日々の運営・管理の監督のために「**指数委員会**」を設立している。同委員会は、各指数の分析手法と計算のすべてに責任を負う。指数委員会は、S&P社員で専門知識を有する3名の常勤メンバーとゴールドマン・サックス・グループからの2名のメンバーにより構成される。指数委員会は、会議の都度、S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄に影響を与える可能性のある問題、商品構成を市場と比較するデータ、追加を検討する商品、及び市場の重要事象について検討を行う。また指数委員会は、商品選定ルール及びその他の事項に関して指数の方針を改訂することができる。S&Pは、指数への変更及び市場を動かす可能性のある重大な関連事項に関する情報について検討を行う。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

またS&Pは、S&P GSCI® 商品指数の運営面での支援を受けるために「**指数諮問パネル**」を設立している。指数諮問パネルは、年次で開催されるほかに指数委員会の要請により別途の機会にも開かれる。指数諮問パネルの主な目的は、とりわけS&P GSCI® 商品指数の計算、商品先物市場のパフォーマンスの尺度としてのS&P GSCI® 商品指数の有効性、及びS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄又は算出方法の変更の必要性などについて指数委員会に助言することである。指数諮問パネルは、あくまでも助言及び諮問の立場で機能し、S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄、計算及び運営に関するすべての決定は、指数委員会が行なう。指数諮問パネルの一部のメンバーは、S&Pの顧客の関係者であることを妨げない。また指数諮問パネルの一部のメンバーは、S&P GSCI® 商品指数に含まれる先物契約、S&P GSCI® 商品指数が対象とする先物取引、S&P GSCI® 商品指数に連動するデリバティブ商品のいずれかの取引を通じて、その時々S&P GSCI® 商品指数に投資され得る対象の関係者であることを妨げない。指数諮問パネルは毎年1度開催される。会議に先立ちS&Pは、S&P GSCI® 指数算出要領に記載された一般手続及びガイドラインに従い、次年度にS&P GSCI® 商品指数に含める予定の商品及び先物契約、並びにかかる先物契約毎の先物契約生産量加重値（下記に定義される。）を決定する。提案されたS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄は、会議に先立ち指数諮問パネルのメンバーに回付された上で会議に提示され審議される。指数諮問パネルは、S&P GSCI® 商品指数の計算及び運営に係る他の重要事項についても助言を求められる。更に指数諮問パネルで審議すべき問題がある時は、必要又は可能であれば年の途中の別途の機会に会議を開くことができる。

S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄

先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれるためには次の適格基準を充足しなければならない。

- (a) 当該先物契約は、
 - (i) 実物商品に関するものでなければならない（金融商品は不可）。
 - (ii) 将来の特定満期日若しくは特定期間を有するか、又は将来の特定時期若しくは特定期間内の引渡し若しくは決済を何らかの方法で定めているものでなければならない。
 - (iii) 満期日又は引渡し若しくは決済のために特定された別途の日若しくは期間の少なくとも5カ月前の任意の時点において売買可能なものでなければならない。
- (b) 商品は以下を充足する先物契約の対象でなければならない。
 - (i) 米ドル建であること。

- (ii) 経済協力開発機構の加盟国に主たる事業所又は営業所を持つ取引所、施設、又はその他取引プラットフォーム（以下「関連取引所」という。）において（若しくは経由して）取引されており、かつ
- ・ 任意の時点における当該市場の合理的に信頼できる気配値水準を提供するに十分な方法と頻度をもって関連取引所の会員又は参加者に対して（S&Pが当該会員又は参加者でない場合はS&Pに対して）公示価格を一般的に利用可能にしていること。
 - ・ 月次にS&Pが行なう様々な決定に最低限必要な頻度でS&Pに対して信頼できる取引量の情報を利用可能にしていること。
 - ・ 複数の参加者又は価格提供者からのビッド及びオファーを受けていること。
 - ・ 十分に多様な参加者により利用可能であること。
- (iii) S&P GSCI® 商品指数に含まれる先物契約について直近の3ロール期間中の任意の時点で乗換えを実行する場合において、市場参加者が限月間スプレッド取引を1回の発注により執行することが可能な関連取引所で取引されていること。
- (c) 市場参加者により参照価格又はベンチマークとして使用される当該先物契約の価格（以下「日次先物契約参照価格」という。）は、一般的にS&P GSCI® 商品指数への組入れ提案時前の少なくとも2年間について継続的に利用可能でなければならない。但し、S&Pは場合によっては、より短い期間をもって十分とし、あるいは当該先物契約の過去の日次先物契約参照価格を類似の（若しくは関連する）先物契約の日次先物契約参照価格から導出することを決定できる。日次先物契約参照価格は、信用取引又はその他の目的のために関連取引所が公表する決済価格又はその他類似価格とすることができる（但し、そのようにしなければならないわけではない。）。
- (d) ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に組入れられた時点以降は、当該先物契約の日次先物契約参照価格は、各先物契約の営業日におけるニューヨーク市時間午前10時00分から午後4時00分までの間に、当該商品が直接取引された（若しくは経由して取引された）関連取引所により公表されなければならない。また関連取引所のすべての会員又は参加者（及びS&P）に対して同日のうちに当該関連取引所から（若しくは広く認められた第三者の情報配信元を経由して）一般に利用可能にされなければならない。当該公表は、組入れの決定がなされた日から5カ月以上先の少なくとも一つの満期日（又は決済日）の日次先物契約参照価格及び当該5カ月の期間中のすべての満期日（又は決済日）の日次先物契約参照価格を常時含んでいなければならない。
- (e) 組入れられた先物契約に関する取引量データは、組入れ決定日の直前の少なくとも3カ月間について利用可能でなければならない。
- (f) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合にあって、かつ当該先物契約の基礎である商品がS&P GSCI® 商品指数の対象ではない場合に、当該先物契約がS&P GSCI® 商品指数に当該時点で追加されるためには、対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも150億米ドルなければならない。米ドル取引総額は、当該先物契約の対象商品の当該計算期間中の取引総量を同期間中の各月末日の日次先物契約参照価格の平均値に基づいて表示したドル価額である。

- (g) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合にあって、かつ当該先物契約の基礎である商品では当該先物商品がS&P GSCI® 商品指数に含まれる唯一の先物商品である場合に、当該先物契約が当該時点以降も引続きS&P GSCI® 商品指数に含まれるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも50億米ドルなければならない。
- (h) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合にあって、かつ当該先物契約の基礎である商品で既に一つ又は複数の先物契約が当該時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、当該先物契約が当該時点で追加されるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも300億米ドルなければならない。
- (i) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合にあって、かつ当該先物契約の基礎である商品で既に一つ又は複数の先物契約が当該時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、前者の先物契約が当該時点以降も引続きS&P GSCI® 商品指数に含まれるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は、少なくとも100億米ドルなければならない。かつ決定時に用いる直近3年度のうち少なくとも1年度は少なくとも200億米ドルなければならない。
- (j) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、当該先物契約が当該時点以降も引続き含まれるためには、少なくとも0.10%の参照ドル加重比率がなければならない。ある先物契約の参照ドル加重比率は、先物契約のCPW（以下に定義される。）に対象期間中の各月末日の日次先物契約参照価格の平均値を乗じ、これらの金額をS&P GSCI® 商品指数に含まれるすべての先物契約について合計し、当該合計額に対する各先物契約の額の比率として算定される。
- (k) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合にあって、当該先物契約がS&P GSCI® 商品指数に当該時点で追加されるには、当該先物契約は少なくとも1.0%の参照ドル加重比率がなければならない。
- (l) 同一の商品を基礎にする二つ以上の先物契約が適格基準を充足する場合は、
 - (i) これらの先物契約は、対象期間中の各取引総量（各先物契約の対象商品の取引総量として確定される。）の順序でS&P GSCI® 商品指数に組入れられる。先ず取引総量の最大の先物契約が組入れられる。但し、当該組入れにより当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が一定水準を超過する場合は、それ以上の組入れは行わない。
 - (ii) 数個の商品について同時に追加的に先物契約が組入れられる可能性がある場合は、決定を行なう時点で当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が最小の商品について上記(l)(i)項の手続が先ず適用される。上記のその他の適格基準を条件に、当該商品を基礎とする取引総量が最大の先物商品が組入れられる。同一商品又は他の商品を基礎とする追加的な先物契約の組入れを行う前にすべての商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が再計算される。その時点で当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が最小の商品を基礎とする先物契約について上記の選定手続が繰返される。

現在24の先物契約がS&P GSCI® 商品指数への組入れ適格要件を充足している。

S&P GSCI[®] 商品指数に含まれる各先物契約の取引量は、S&Pが定める情報ソース（国際連合世界統計年鑑、国際商品統計年鑑及びその他の公的ソース）により公表される基礎商品の生産量の5年間の平均（以下「平均世界生産量」という。）を基準に決定される。但し、商品が、生産、使用、価格、輸送、その他の要素から見て元来、地域商品であれば、S&Pは当該商品の比重を世界生産のデータによらず地域生産のデータに基づき計算することができる。

5年の移動平均は、すべての商品に関して完備したデータが入手可能な最新の5年間（計算日から起算して約2年間遡った時点が最終年）についてS&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品毎に毎年更新される。S&P GSCI[®] 商品指数の計算に用いられる先物契約生産量加重値すなわちCPWは、関連商品の平均世界生産量（又は場合によっては平均地域生産量）に由来し、当該先物契約の取引総量及び対象商品の平均世界生産量（又は場合によっては平均地域生産量）に基づき計算される。

しかしながら当該先物契約の取引量が、当該商品の生産水準に対する倍率として設定基準値を下回る場合は、当該先物契約のCPWは当該基準値を充足するまで引下げられる。これは当該商品の生産量との対比で当該先物契約の取引流動性を十分に確保することを目的としている。

S&Pはこの計算を月次ベースで行っており、ある先物契約の倍率が設定基準値を下回る場合は、S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄は、上記の基準及び加重手続に基づき見直される。この手続をとることによりS&P GSCI[®] 商品指数は任意の年度の途中で流動性を著しく失った先物契約から流動性のより高い先物契約にシフトすることが可能になる。結果、S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄又は加重比率の変更を随時の月次の評価日に行うことができる。また年度中における変更の有無にかかわらず、S&Pは毎年度末に、上記の基準に基づきS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄を評価し直す。その他の商品で適格基準を充足するものがあればS&P GSCI[®] 商品指数に追加される。S&P GSCI[®] 商品指数に含まれている商品で適格基準を充足しなくなったものがあれば抹消される。

またS&Pは、S&P GSCI[®] 商品指数が商品市場のパフォーマンスの尺度の役割を確実に果たすよう、S&P GSCI[®] 商品指数の選定基準すなわちS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄と計算用加重比率の決定方法の改訂が必要か、あるいは適切かを決定する。S&Pはその裁量においてかかる改訂のすべてを行うことができる。当社はS&PがS&P GSCI[®] の構成銘柄、S&P GSCI[®] 商品指数の数値の計算方法、S&P GSCI[®] 商品指数に関連するS&Pのその他の方針について変更を行ったかどうかを投資家に通知するいかなる義務も有していない。

限月先物契約

S&P GSCI[®] 商品指数は、活発に取引される期限の定まった先物契約から構成されるため、S&P GSCI[®] 商品指数は、特定満期日又は特定された引渡し・決済期限の先物契約（以下「限月先物契約」という。）の価格を参照することによってのみ計算を行うことができる。任意の年度においてS&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品毎の限月先物契約はS&Pが指定する。但し、かかる先物契約は、「活発に取引される先物契約」でなければならない。ここで「活発に取引される先物契約」とは、関連取引所が定義若しくは認定したところに従い、流動性のある、活発に取引される限月先物契約をいい、関連取引所によりかかる定義又は認定がない場合は、業界における一般的な慣行の定義に従う。活発に取引される各種先物契約の流動性を比較することは、S&PがそのいずれをS&P GSCI[®]商品指数に含めるかの決定に際し考慮し得るポイントの一つである。

関連取引所が一つ又は複数の限月先物契約を削除した場合は、S&P GSCI® 商品指数は当該削除の発生年度の残存期間についてS&Pが指定した残余の限月先物契約を基礎に計算が行われる。関連取引所が特定の先物契約に関連するすべての限月先物契約の取引を中止した場合は、S&Pは当該商品の代替先物契約を指定することができる。代替先物契約は、S&P GSCI® 商品指数への組入れ適格基準を充足しなければならない。当該代替は、実施可能な限りS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄に関する次回の月次見直し時に実施する。当該時期が実施可能でない場合は、S&Pは代替日を決定する。先物契約の詳細及び限月先物契約の内容に関する既存先物契約と代替先物契約の相違点を含む一連の要素について検討が行われる。

S&P GSCI® 商品指数の数値

任意の日におけるS&P GSCI® 商品指数の数値は、S&P GSCI® 商品指数の長期連続性を確認する標準化定数でS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値を除いたものに等しい。S&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値は、S&P GSCI® 商品指数の各構成銘柄のドル加重値の合計である。任意のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるS&P GSCI® 商品指数の各構成銘柄のドル加重値は、以下に等しい。

- ・ 日次先物契約参照価格に
- ・ 適切なCPWを乗じて得られる値に
- ・ ロール期間中は適切な「ロール・ウェイト」（以下に説明される。）を加算した値。

日次先物契約参照価格

任意の日におけるS&P GSCI® 商品指数の各構成銘柄のドル加重値を算出する際に用いられる日次先物契約参照価格は、関連取引所から入手可能な最新の日次先物契約参照価格である。但し、関連取引所が休業か、又はその他当該日の日次先物契約参照価格を公表することができなかつた場合は、その直前日の日次先物契約参照価格が用いられる。また関連取引所が、日次先物契約参照価格を入手可能な状態にすることができなかつたか、又はS&Pの合理的な判断において明白な誤りを示す日次先物契約参照価格を公表した場合は、当該計算は当該価格が入手可能になり、又は訂正されるまで延期される。但し、ニューヨーク市時間午後4時00分までに当該価格が入手可能にならないか、又は訂正されなかつた場合において、S&Pが当該事情に照らして適切と判断するときは、S&P GSCI® 商品指数の計算の目的のために、S&Pはその合理的な判断において妥当な日次先物契約参照価格を適用対象の先物契約について決定する。なおS&P GSCI® 商品指数の当初数値は1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。

ロール・ウェイト及びロール期間

商品の「ロール・ウェイト」は、先物契約のポジションは満期が近づくと、決済を行うか、又は期先の限月の先物契約への乗換えを行わなければならない事実を反映している。関係する市場で実際のポジションを期先に乗換える場合、乗換えには数日を要する可能性が高い。S&P GSCI® 商品指数は基礎となる先物契約への実際の投資のパフォーマンスを投影することを目的としているため、S&P GSCI® 商品指数に組込まれている乗換えプロセスも各月の数営業日にわたり実施される（以下「ロール期間」という。）。直近限月先物契約と乗換え先の次限月先物契約（商品指数規則の指定による二番限月先物契約）の「ロール・ウェイト」は、S&P GSCI® 商品指数に含まれる商品先物契約の仮想ポジションが直近限月先物契約から次限月先物契約（指定されている二番限月先物契約）に徐々に移行するよう、ロール期間中日々調整される。S&P GSCI® 商品指数に適用されるロール期間は、該当月の第5 S&P GSCI® 商品指数営業日から第9 S&P GSCI® 商品指数営業日（NYSEユーロネクスト・ホリデー&アワーズ・スケジュールの決定するところによる。）とし、これらの日に各指数の計算が行われる。

ロール期間中のいずれかの日に次のいずれかの状況が存在する場合は、当該乗換え実行予定分は、かかる状況が存在しなくなる翌日まで延期される。

- ・ 直近限月先物契約及び次限月先物契約について、当該乗換えを行う予定のS&P GSCI® 商品指数営業日あって、当該限月先物契約の取引を行うか、又は経由する関連取引所が少なくとも3時間の取引時間を予定する日ではない場合において、これらの限月先物契約が当該時間の間に取引できないか、又は当該限月先物契約の日次先物契約参照価格が関連取引所により公表されないこと。
- ・ 当該価格が取引所の制限価格（以下「制限価格」という。）に基づく当該限月先物契約の最高価格又は最低価格にあたること。
- ・ 関連取引所により公表された日次先物契約参照価格が明白な誤りを示しているか、又は当該価格がニューヨーク市時間午後4時00分までに公表されないこと。この場合、S&Pは日次先物参照価格を決定し、かかる価格に基づき当該乗換えの該当部分を完了することができる（その義務はない。）。但し、関連取引所が翌日の取引開始前に価格を公表した場合には、S&Pはそれに応じて当該乗換えの該当部分を修正する。
- ・ 当該先物契約取引が予定の大引け時刻より前に終了すること。

上記の状況がロール期間中継続する場合には、影響を受けた先物契約の乗換えは、当該状況がもはや存在しなくなる翌日に全体について執行する。

トータル・リターン指数

先物契約の日次収益率

S&P GSCI® 商品指数は構成銘柄の価格水準に基礎を置いているが、トータル・リターン指数の計算は、先物契約の日次収益に基礎を置いている。先物契約の日次収益率とは、あるS&P GSCI® 商品指数営業日から翌S&P GSCI® 商品指数営業日の間のS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値の変化率として定義される。任意の日における先物契約の日次収益率は、当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値を当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日にS&P GSCI® 商品指数に投資して当該任意日に得られる金額を、当該任意日の直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるS&P GSCI® 商品指数のドル加重合計値で除して求められる数値から1を差引いたものに等しい。

トータル・リターン指数の数値

トータル・リターン指数は、S&P GSCI® 商品指数の収益、引渡しの接近に伴う期先の先物契約への仮想ポジションの乗換えによる減価又は増価、及びS&P GSCI® 商品指数に含まれる商品先物契約の全額担保付仮想ポジションから得られる利息を組入れている。

任意のS&P GSCI® 商品指数営業日のトータル・リターン指数の数値は、(1)直前のS&P GSCI® 商品指数営業日におけるトータル・リターン指数の数値に(2)先物契約の日次収益率と計算日の財務証券の利回りの合計に1を加えた数値を乗じ、(3)直前のS&P GSCI® 商品指数営業日以降の非S&P GSCI® 商品指数営業日について財務証券の利回りに1を加えた数値を乗じた積に等しい。財務証券の利回りは、特定の財務証券に等しい利率でのS&P GSCI® 商品指数への仮想投資からの収益である。

トータル・リターン指数の当初数値は1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。

(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 貴金属指数」という。)

S&P GSCI® 貴金属指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、貴金属商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 貴金属指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 貴金属指数は、金及び銀から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 貴金属指数の構成

現在、S&P GSCI® 貴金属指数は、本商品指数に含まれている貴金属（金及び銀）に関係する2つの上場先物契約から構成される。

S&P GSCI® 貴金属指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 貴金属指数については「SPGCPMTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(3)S&P GSCI® 産業用メタル指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 産業用メタル指数」という。)

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、産業用メタル商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 産業用メタル指数は、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の構成

現在、S&P GSCI® 産業用メタル指数は、本商品指数に含まれている産業用メタルに関係する5つの上場先物契約（アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛）から構成される。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 産業用メタル指数については「SPGCINTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(4)S&P GSCI® エネルギー指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® エネルギー指数」という。)

S&P GSCI® エネルギー指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、エネルギー市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® エネルギー指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® エネルギー指数は、プレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® エネルギー指数の構成

現在、S&P GSCI® エネルギー指数は、本商品指数に含まれているエネルギー関連商品に関係する6つの上場先物契約（プレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン）から構成される。

S&P GSCI® エネルギー指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間ブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® エネルギー指数については「SPGCENTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(5)S&P GSCI® 農産物指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® 農産物指数」という。)

S&P GSCI® 農産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、農産物市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 農産物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 農産物指数は、ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主に世界の生産量で加重して計算され、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 農産物指数の構成

現在、S&P GSCI® 農産物指数は、本商品指数に含まれている農産物商品に関係する8つの上場先物契約（ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦）から構成される。

S&P GSCI® 農産物指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間ブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 農産物指数については「SPGCAGTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(6)S&P GSCI® 穀物指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI® 穀物指数」という。)

S&P GSCI® 穀物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、穀物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI[®] 穀物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI[®] 穀物指数は、トウモロコシ、カンザス小麦、小麦、大豆及びシカゴ小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI[®] 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI[®] 穀物指数の構成

現在、S&P GSCI[®] 穀物指数は、本商品指数に含まれている穀物に関係する4つの上場先物契約（トウモロコシ、カンザス小麦、大豆及びシカゴ小麦）から構成される。

S&P GSCI[®] 穀物指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI[®] 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI[®] 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI[®] 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI[®] 穀物指数については「SPGGRTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(7)S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数」という。)

S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数は、S&P GSCI[®] 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、ソフト・コモディティ市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数は、ココア、砂糖、コーヒー及び綿の各商品から構成される。

S&P GSCI[®] 商品指数は、主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の構成

現在、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、本商品指数に含まれているソフト・コモディティに関する4つの上場先物契約（ココア、砂糖、コーヒー及び綿）から構成される。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数については「SPGCSFTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(8)S&P GSCI® 畜産物指数トータル・リターン (以下「S&P GSCI®畜産物指数」という。)

S&P GSCI® 畜産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、畜産物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 畜産物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 畜産物指数は、飼育牛、豚赤身肉及び生牛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算しており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 畜産物商品指数の構成

現在、S&P GSCI® 畜産物指数は、本商品指数に含まれている畜産物に関する3つの上場先物契約（飼育牛、豚赤身肉及び生牛）から構成される。

S&P GSCI® 畜産物商品指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 畜産物指数については「SPGCLVTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

2【当該指数等の推移】

1 日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	14,691.41	10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18	
	最低	7,162.90	7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	11,138.66	11,662.52	12,635.69	13,926.08	15,627.26	13,677.32
	最低	10,486.99	11,046.92	11,606.38	12,003.43	13,589.03	12,445.38

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、日経リンク債又は日経・NYダウ工業株30種リンク債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が日経リンク債又は日経・NYダウ工業株30種リンク債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

2 NYダウ工業株30種平均の過去の推移（NYダウ工業株30種平均終値ベース）

（単位：米ドル）

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	13,058.20	10,548.51	11,585.38	12,810.54	13,610.15	
	最低	7,552.29	6,547.05	9,686.48	10,655.30	12,101.46	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	13,954.42	14,075.37	14,578.54	14,865.14	15,409.39	15,318.23
	最低	13,328.85	13,784.17	14,089.66	14,537.14	14,700.95	14,659.56

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、日経・NYダウ工業株30種リンク債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が日経・NYダウ工業株30種リンク債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

3 S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

(1) S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	231,276.81	201,239.88	55,191.95	23,578.85	13,742.60	
	最低	52,422.68	51,794.15	14,794.51	8,124.61	2,920.08	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	2,931.86	2,705.78	2,549.90	2,309.39	2,038.82	2,377.82
	最低	2,321.75	2,175.40	2,078.43	1,885.21	1,883.49	1,958.24

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

(2) S&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	271,938.3	259,239.3	226,275.0	174,086.5	136,090.4	
	最低	115,105.3	170,344.4	146,112.2	108,096.6	62,462.8	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	61,700.4	54,015.6	52,434.0	51,047.0	49,896.2	55,363.6
	最低	52,453.1	50,326.3	49,872.6	47,085.0	45,992.2	49,483.3

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

4 S&P GSCI®トータル・リターン指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	10,898.100	4,679.488	4,943.414	5,775.291	5,387.618	
	最低	3,532.270	3,116.661	3,822.464	4,370.013	4,226.179	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	5,106.410	5,129.905	4,936.363	4,901.263	4,760.477	4,809.975
	最低	4,889.978	4,878.308	4,819.708	4,507.259	4,582.992	4,614.835

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

5 S&P GSCI® 貴金属指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	1,373.669	1,586.193	1,914.765	2,559.965	2,378.513	
	最低	907.726	1,040.956	1,353.779	1,760.295	1,993.917	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	2,207.076	2,185.680	2,086.436	2,057.556	1,875.958	1,798.019
	最低	2,134.091	2,033.973	2,033.168	1,745.347	1,739.083	1,529.697

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

6 S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	2,391.674	1,712.565	1,992.422	2,105.769	1,764.288	
	最低	878.154	853.248	1,365.330	1,464.001	1,422.753	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	1,627.130	1,631.715	1,514.829	1,462.795	1,428.687	1,452.815
	最低	1,554.373	1,524.707	1,457.218	1,373.679	1,337.791	1,301.071

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

7 S&P GSCI® エネルギー指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	3,034.863	1,076.877	1,072.414	1,272.483	1,220.776	
	最低	768.945	646.341	836.192	926.357	895.665	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	1,129.985	1,148.886	1,104.818	1,108.222	1,071.486	1,082.371
	最低	1,077.556	1,083.091	1,067.264	991.508	1,015.829	1,030.272

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

8 S&P GSCI® 農産物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	1,063.1760	663.4862	832.8478	910.0845	891.2542	
	最低	475.3717	509.4039	474.4398	637.9559	621.1657	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	765.1360	758.4031	742.6130	711.2581	712.4301	721.8343
	最低	719.7747	713.4364	710.8203	681.2546	695.9896	672.9689

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

9 S&P GSCI® 穀物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	818.8612	483.7593	511.9322	561.8282	604.4029	
	最低	343.6535	334.9547	312.7316	386.5212	398.7615	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	519.4051	512.9220	503.1469	478.7803	484.5137	492.4158
	最低	483.8298	479.6261	476.2592	454.3035	465.2756	453.0665

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10 S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	101.2934	89.6398	133.6096	153.8975	114.4701	
	最低	52.1522	55.8451	64.8538	104.6939	86.6538	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	89.7761	90.1335	91.1676	87.4845	87.4554	83.8626
	最低	87.1010	86.0220	87.0972	84.5277	80.0605	80.7763

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

11 S&P GSCI® 畜産物商品指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	
	最高	3,272.964	2,467.743	2,264.662	2,430.882	2,334.769	
	最低	2,328.408	1,927.697	1,996.505	2,049.491	2,047.826	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 6月
	最高	2,167.589	2,102.898	2,011.746	2,007.227	2,005.322	2,057.944
	最低	2,072.078	1,999.506	1,944.019	1,935.081	1,934.191	1,963.135

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。